

ASHIYA

SMILE

BASE

第 5 次 芦 屋 市 総 合 計 画

2021-
2030

2021年9月

市長挨拶

今後10年間の芦屋のまちづくりの指針となる第5次芦屋市総合計画を策定しました。

今、全国的に人口減少と少子高齢化が進んでいます。また、デジタル化の進展やSDGs（持続可能な開発目標）の考え方が浸透しつつあるなど、社会情勢が変化している中、災害の頻発・激甚化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活や企業活動、行政運営など領域を問わず大きな影響があり、不確実性が増しています。



本計画は、市民と行政がこうした課題や変化に対応しつつ、未来を共有し、協働することにより、芦屋市の住宅都市としての魅力をさらに高め、次世代へ引き継いでいくための羅針盤となるものです。

策定にあたっては、市民ワークショップや団体インタビューをはじめ、総合計画審議会での議論やパブリックコメントの実施など、多くの市民の皆さんの参画と協働のもと、芦屋市の目指すべき10年後の姿を検討してまいりました。

本計画では、将来像として「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を掲げ、市民ワークショップで提案された「ASHIYA ^アSMILE ^{スマイル}BASE」をキャッチフレーズに、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには令和の時代においても多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指してまいります。

また、限りある資源の中でも人口減少社会に対応していくために、総合計画と一体的に「第2期芦屋市創生総合戦略」を策定いたしました。

最後になりましたが、この計画の策定に際しましては、様々な機会を通じ市民、地域団体、学識経験者の皆さまなど、多くの方にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

令和3年（2021年）9月

芦屋市長

A stylized handwritten signature in black ink, consisting of the characters 'いとうまい' (Itou Mai).

市 民 憲 章

昭和 39 年 (1964 年)5 月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目次

序章 第5次芦屋市総合計画について

1	総合計画策定の背景と目的	2
2	総合計画の役割と構成・期間	3
	(1) 役割	3
	(2) 構成・期間	4
	(3) 総合計画と創生総合戦略との関係	5
3	芦屋市の今日と明日	6
	(1) 芦屋市はどんなまち	6
	(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化	10
4	まちづくりの主な課題	13
5	総合計画策定の基本方針	14

I章 基本構想

1	それぞれが考えるまちの姿	16
2	芦屋市が目指す将来の姿	17
3	まちづくりの基本方針	18

II章 前期基本計画

1	施策体系	22
2	分野別施策	24
	施策分野1 子育て・教育	24
	施策分野2 福祉健康	30
	施策分野3 市民生活	34
	施策分野4 安全安心	36
	施策分野5 都市基盤	40
	施策分野6 行政経営	44

Ⅲ章 第2期創生総合戦略

1	創生総合戦略の趣旨	52
	(1) 背景	52
	(2) 第2期創生総合戦略の期間・構成	53
2	人口ビジョンの概要	54
	(1) 本市における人口の現状と見通し	54
	(2) 人口の将来展望	56
3	第2期における地方創生の考え方と基本目標	57
	(1) 基本的な考え方・目的	57
	(2) 基本目標	57
4	取組施策	58
5	重点プロジェクト	60
	(1) 重点プロジェクトの考え方	60
	(2) 本市の強みと弱みの整理	60
	(3) 行政評価委員会と市民からの意見	60
	(4) 方向性	61

参考資料

参考資料1	人口ビジョン（抜粋）	66
参考資料2	SDGs と総合計画	80
参考資料3	指標一覧	82

附属資料

附属資料1	策定経過	86
附属資料2	第5次芦屋市総合計画策定方針	87
附属資料3	芦屋市総合計画審議会	90
附属資料4	第5次芦屋市総合計画等アドバイザー	95
附属資料5	芦屋市総合計画等推進本部	97
附属資料6	市民ワークショップ	102
附属資料7	活動団体インタビュー	105
附属資料8	市職員ワーキング	106
附属資料9	原案へのパブリックコメント	107
附属資料10	芦屋市総合計画に関する規則	108
附属資料11	まち・ひと・しごと創生法（抜粋）	110
附属資料12	芦屋国際住宅文化都市建設法	111

序章 第5次芦屋市総合計画について

1 総合計画策定の背景と目的

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。

大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和15年（1940年）に芦屋市が誕生しました。昭和26年（1951年）には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻し、新たなまちなみを築くことができました。

近年は、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとして、ICT化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、これらの変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のありかたが求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。芦屋においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつさらに高めていくことと、時代に合った手法やデザイン思考による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承につながると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。第4次総合計画の終了を迎え、上記のような背景を踏まえながら、新たな市民と行政のまちづくりの指針となる総合計画を策定します。

これまでの芦屋市総合計画の概要

芦屋市総合計画

計画策定年：昭和46年（1971年）

将来像：自然の美、人工の美、人間の美が調和した品位と風格のある個性豊かな住宅都市

芦屋市新総合計画

計画策定年：昭和61年（1986年）

将来像：誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市

第3次芦屋市総合計画

計画策定年：平成13年（2001年）

将来像：知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市

第4次芦屋市総合計画

計画策定年：平成23年（2011年）

将来像：自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

2 総合計画の役割と構成・期間

(1) 役割

総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

○まちづくりの指針

- ・市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。
- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。

- ✓ 芦屋市のあらゆる分野のまちづくりの方向を示した課題別計画策定に際する指針
- ✓ 持続可能な開発目標の視点を取り入れた芦屋市でのSDGsの推進
- ✓ 国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
- ✓ 芦屋市創生総合戦略を一体的に取り込んだ効果的な地方創生の推進



(2) 構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

○基本構想

- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は10年とし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

○基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

○実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みやその時々社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	
基本構想（10年間）										
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）					
実施計画（3年間）			実施計画（3年間）			実施計画（3年間）				
		実施計画（3年間）		実施計画（3年間）		実施計画（3年間）				
			実施計画（3年間）	実施計画（3年間）			実施計画（3年間）			

(3) 総合計画と創生総合戦略との関係

総合計画は、市民・行政が共有する指針であり、行政運営の最上位の計画となるものであって、各施策分野の課題別計画とを併せてまちづくりを進めています。

創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月施行）に基づき、特に重要かつ喫緊の課題である人口減少・少子高齢化へ対応していくために、課題別計画の一つとして、人口ビジョンを示したうえで策定しています。

総合計画と創生総合戦略を一体として進めることで、施策の整合性を確保し実効性のある計画としています。

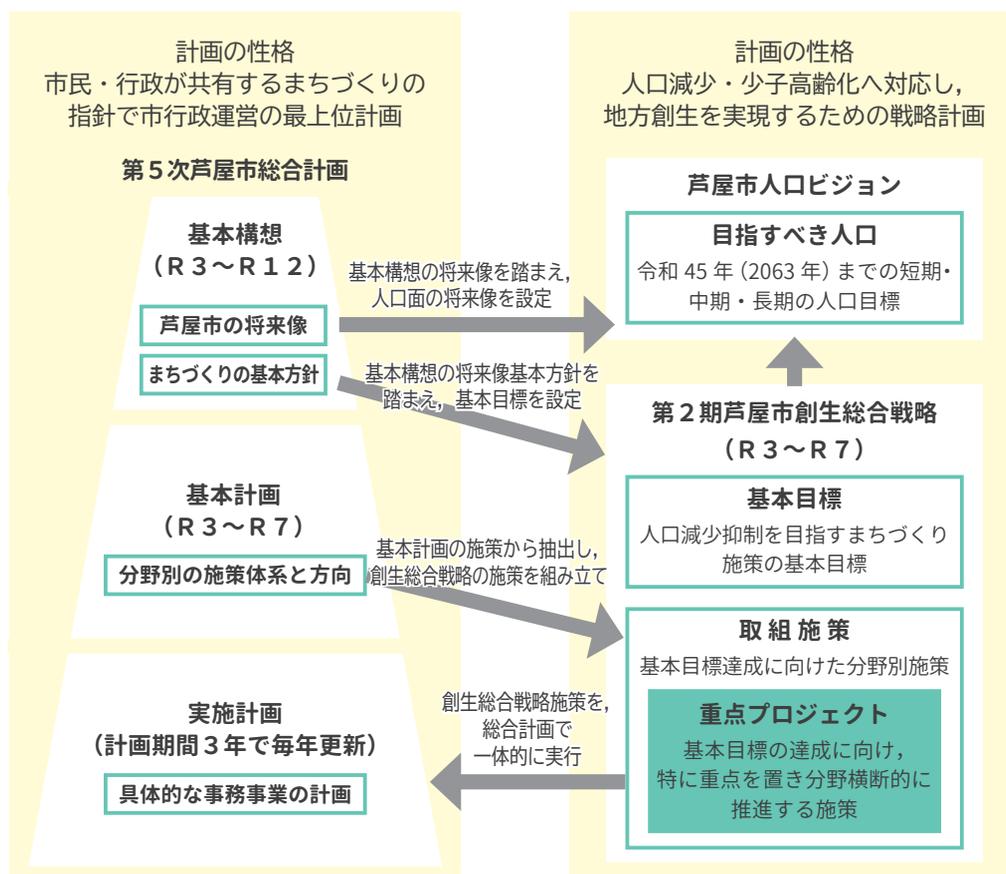
○人口ビジョン

人口ビジョンは、短期・中期・長期の人口の将来像を示します。

○創生総合戦略

創生総合戦略は、総合計画基本構想における将来像と基本方針を踏まえ、人口減少抑制に向けたまちづくり施策の基本目標を設定するとともに、基本目標の実現に向けて、基本計画の分野別施策と連動する施策を位置付けた取組施策に加え、特に推進すべき分野横断的な施策を設定した重点プロジェクトで構成しています。

総合計画と創生総合戦略の性格、構成と相互関係



3 芦屋市の今日と明日

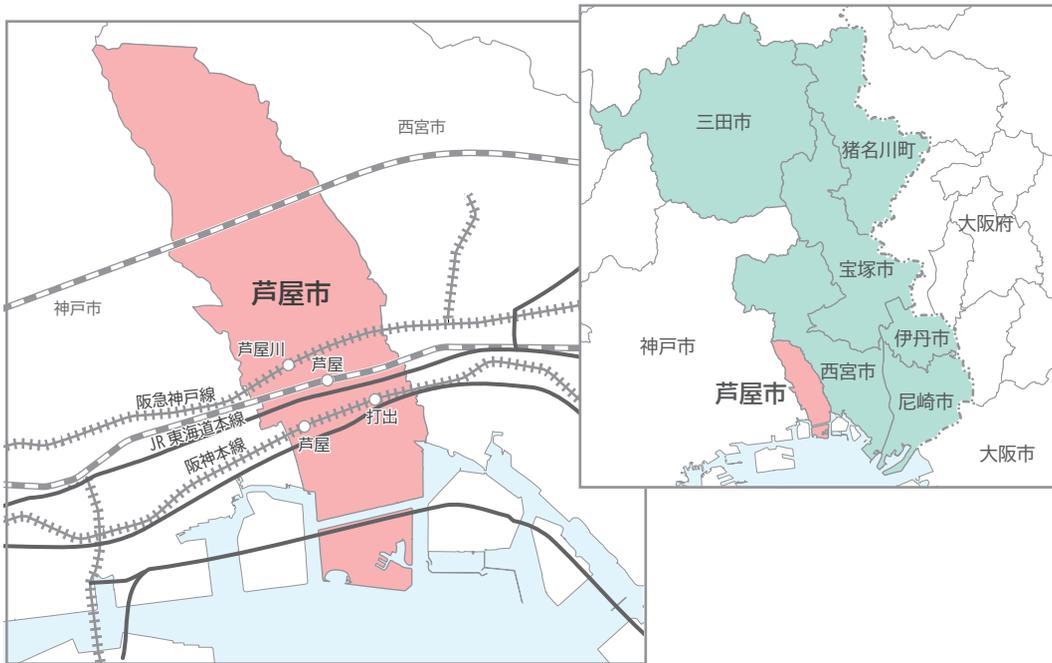
(1) 芦屋市はどんなまち

○緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

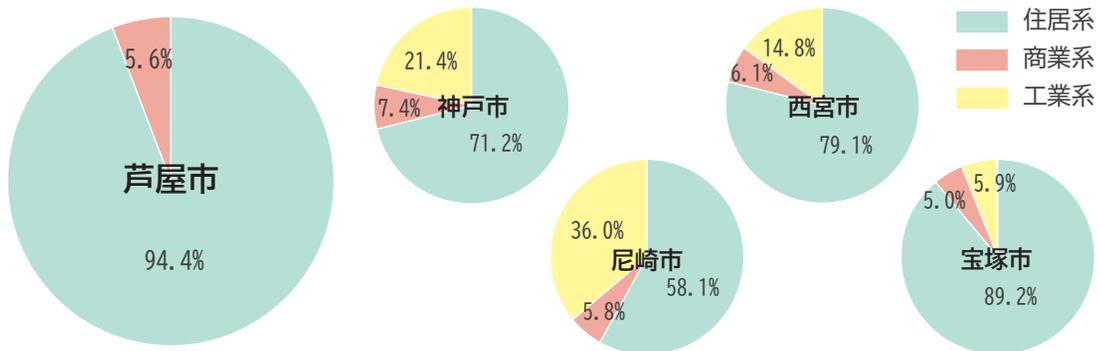
本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約1,857haで、東西約2.5km、南北約9.6kmと南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らしが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。

芦屋市の位置



芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成



芦屋市は平成29年、他市は平成30年時点

○阪神・淡路大震災を乗り越え、市制施行 80 周年を迎えたまち

明治 22 年（1889 年）に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し、精道村が誕生しました。昭和 15 年（1940 年）に行政区域はそのまま市制を施行し芦屋市となり、令和 2 年（2020 年）には市制施行 80 周年を迎えました。戦後の昭和 26 年（1951 年）には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、芦屋のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

芦屋市のまちづくりの沿革

明治

- 7 年 大阪・神戸間に国鉄（現 JR）が開通
- 22 年 町村制施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し精道村が誕生
- 38 年 阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置
- 41 年 阪神電鉄により家庭電気の供給が開始

大正

- 元年 神戸ガスにより都市ガスの供給が開始／芦屋郵便局が窓口事務を開始
- 2 年 国鉄（現 JR）芦屋を設置
- 8 年 耕地整理に着手
- 9 年 阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置
- 12 年 精道村役場庁舎が完成

昭和

- 2 年 阪神国道（国道 2 号）が開通／「西宮都市計画区域」へ編入／松風山荘の分譲を開始
- 4 年 阪神国道バスが開通／六麓荘の開発が開始
- 10 年 下水道事業に着手
- 11 年 阪神水道企業団が設立
- 13 年 阪神大水害／奥山浄水場・村営上水道が完成し給水開始
- 14 年 芦屋川河川改修工事を開始
- 15 年 精道村が芦屋市となる
- 16 年 「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離
- 20 年 阪神大空襲
- 21 年 都市計画道路・公園等を都市計画決定
- 22 年 戦災復興土地区画整理事業を開始
- 23 年 芦屋市消防署が発足／芦屋市警察署を設置
- 26 年 「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定
- 27 年 芦屋市霊園に着手／市立芦屋病院を開設
- 31 年 芦屋庭球場が完成
- 35 年 芦屋市庁舎が完成／芦屋市旗を制定
- 36 年 芦有道路が開通
- 37 年 奥山の開発に着手
- 38 年 第 2 阪神国道（国道 43 号）が開通
- 39 年 芦屋市民憲章を制定
- 43 年 都市計画法が施行され高度地区を指定
- 45 年 阪神高速道路神戸線が開通／「阪神間都市計画区域」となる／ルナ・ホールが開館
- 46 年 芦屋市総合計画を策定／奥山貯水池が完成
- 47 年 体育館・青少年センターが開館
- 48 年 緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行／新都計画法が施行（用途地域及び高度地区を新たに指定）／若葉町の下水処理場が完成
- 50 年 芦屋浜埋立地の造成が完成（54 年から入居開始）
- 51 年 新築された市民センター別館で公民館が開館
- 54 年 国鉄（現 JR）芦屋駅北地区の再開発を開始（平成 10 年完了）
- 61 年 芦屋市新総合計画を策定
- 62 年 図書館を伊勢町に新築開館
- 63 年 谷崎潤一郎記念館が開館

平成

- 3 年 美術博物館が開館
- 6 年 阪神高速道路湾岸線が開通
- 7 年 阪神・淡路大震災
- 8 年 芦屋市都市景観条例を施行／震災復興事業に着手／環境処理センターを建替
- 9 年 南芦屋浜埋立地の造成が完成
- 10 年 震災復興公営住宅の入居開始
- 11 年 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（昭和 48 年芦屋市条例第 1 号）の全部を改正
- 12 年 芦屋市住みよいまちづくり条例を施行／建築主事を置き特定行政庁となる
- 13 年 第 3 次芦屋市総合計画を策定
- 14 年 芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了
- 15 年 芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了
- 16 年 「芦屋庭園都市宣言」／芦屋市総合公園が完成
- 17 年 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了／芦屋市都市計画マスタープランを策定
- 18 年 のじぎく兵庫国体開催
- 19 年 「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定／山手幹線が神戸市と開通
- 20 年 芦屋市緑の基本計画を策定／山手幹線が西宮市と開通
- 21 年 市域全域を景観地区に指定／緑の保全地区を指定／芦屋市消防庁舎建替
- 22 年 芦屋川南特別景観地区を指定／山手幹線全線開通
- 23 年 第 4 次芦屋市総合計画を策定
- 24 年 芦屋市都市計画マスタープランを改訂／特別景観他区の区域及び名称変更（芦屋川特別景観地区へ）
- 26 年 景観行政団体に移行
- 27 年 芦屋市景観計画を策定
- 28 年 第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画を策定／芦屋市屋外広告物条例を施行
- 29 年 芦屋市都市計画マスタープランを改訂

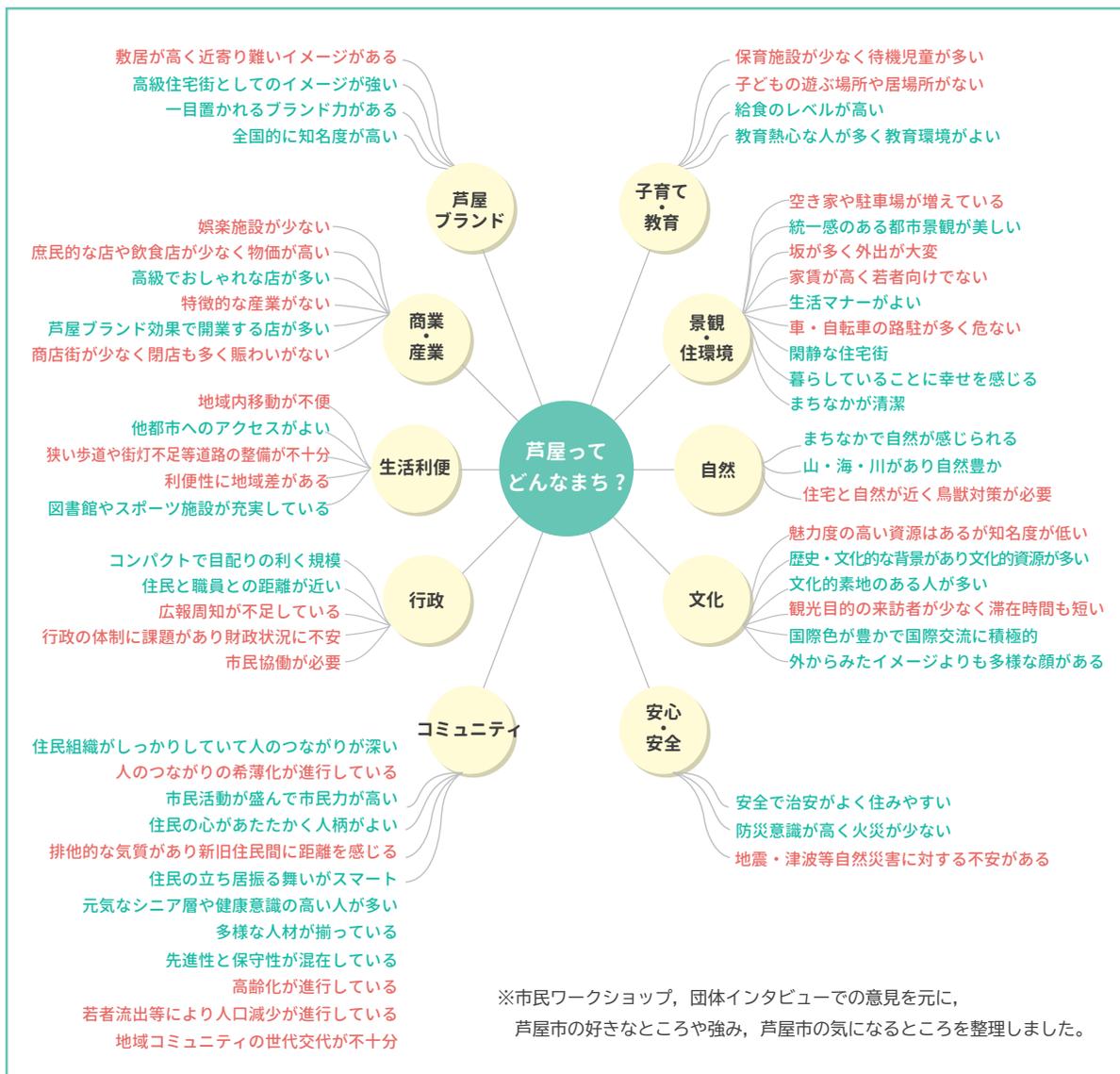
令和

- 2 年 芦屋市市制施行 80 周年
- 3 年 芦屋市都市計画マスタープランを改定

○豊かな暮らしの環境が整ったまち、多様で市民力の高いまち

市民が感じる芦屋らしさ、芦屋のよいところを、市民ワークショップと市内で活動する団体へのインタビュー結果から見ると、自然と文化が豊かでまちなみや景観がきれいで、交通が便利で生活環境が良い、コミュニティが緊密で人のつながりが深いといった、日々の豊かな暮らしを送る上での良好な環境が備わっていることがうかがえます。また、高級住宅地としてのイメージだけでなく、多様な顔のあるまち、文化的素地や活動力のある市民が多い市民力の高いまちといった側面もあります。

芦屋ってどんなまち？

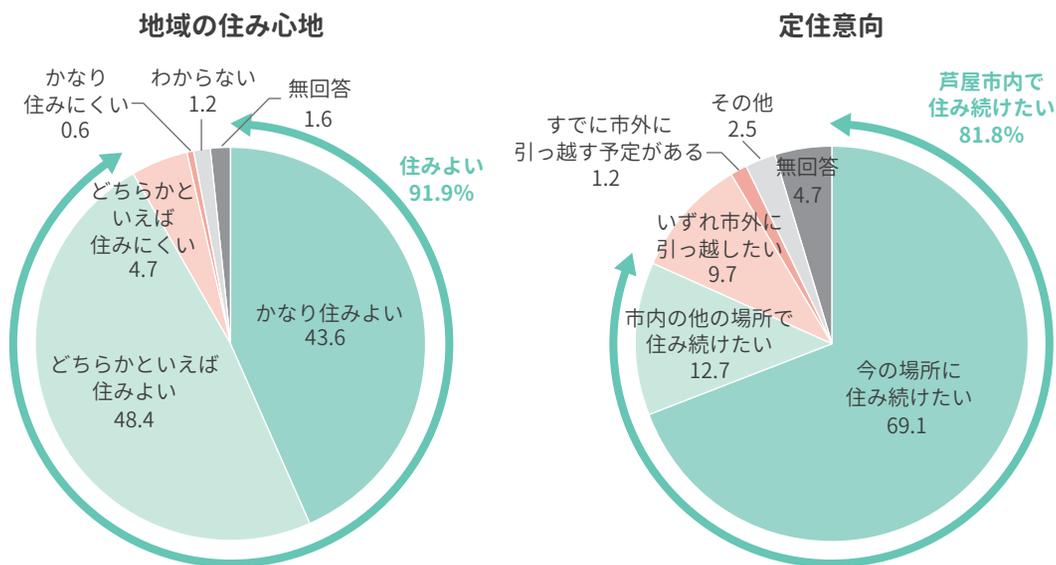


資料：芦屋市総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果、第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー結果

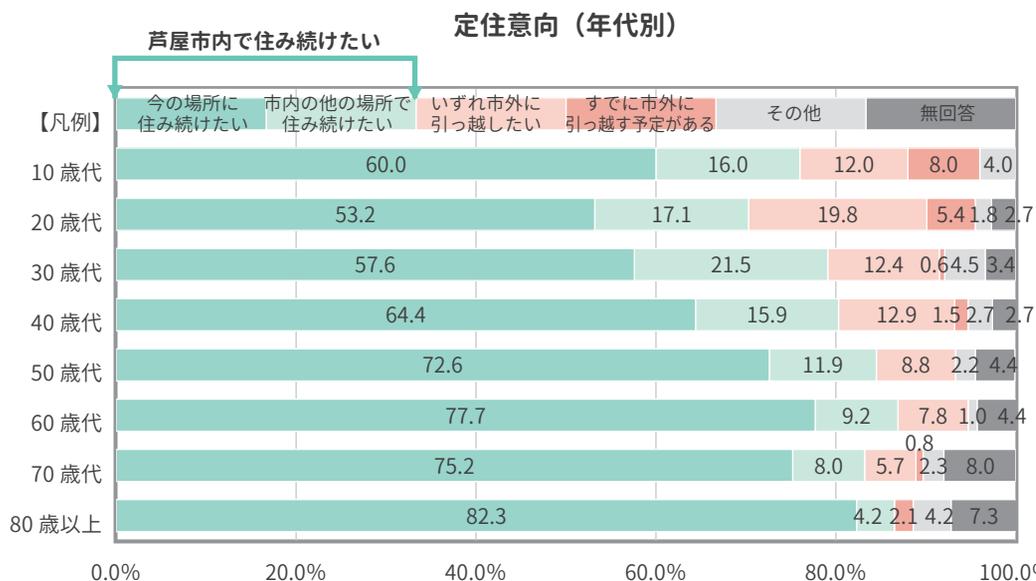
○多くの市民が住みよい、住み続けたいと感じるまち

市民アンケート調査結果からは、現在住んでいる地域（町，学区など）について、91.9%が「住みよい」（かなり住みよい+どちらかといえば住みよい）とし、また今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が81.8%に上ります。大部分の市民が、芦屋を住みよい、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。

居住についての市民アンケート結果



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

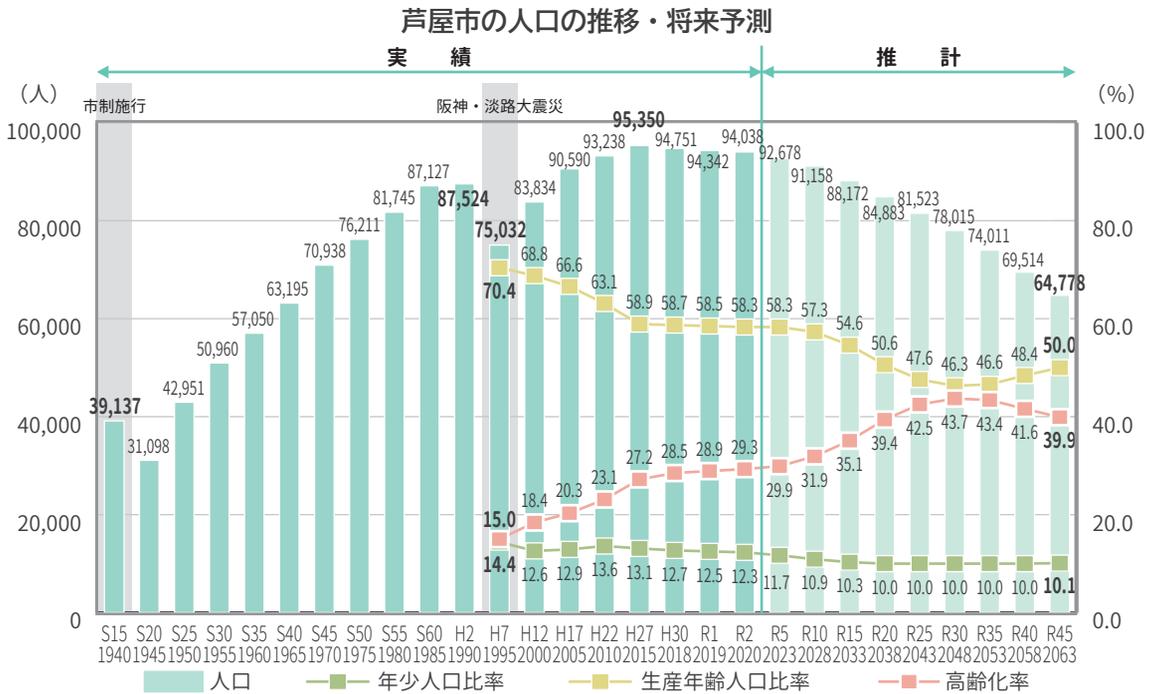
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

○人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和50・60年代に増加し、昭和63年（1988年）には88,623人とピークを迎えましたが、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災で75,032人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成27年（2015年）の95,350人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和15年（2033年）には、約88,200人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は35%を超えると予測されます。

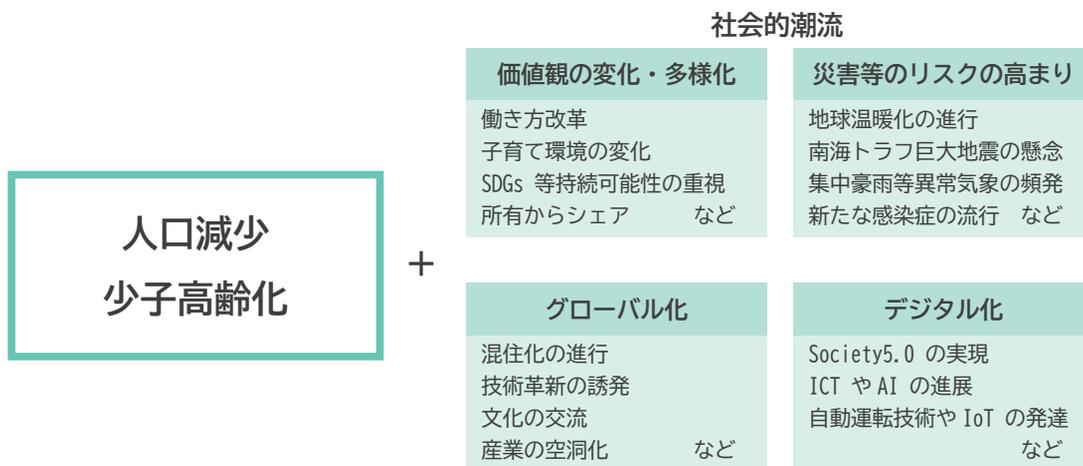
人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。



資料：国勢調査（1940～2015）、国勢調査を基に住民基本台帳人口を用い推計（2018～2020）、芦屋市推計（2023～2053）

○社会の様々な側面での大きな変化がある

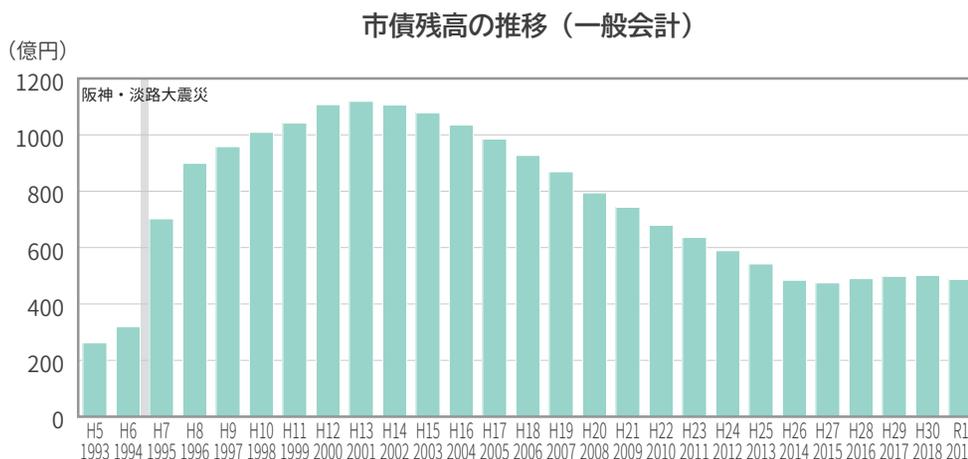
人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化，地球温暖化の進行や災害の激甚化，新たな感染症の発生，グローバル化，デジタルトランスフォーメーション¹の加速化など，近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。



○財政構造に変化が生じる

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり，安定した財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け，公共施設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し，平成 15 年（2003 年）10 月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的状況に対応するために行政改革を進め，一時は 1,100 億円を超えていた一般会計の市債残高が平成 26 年度（2014 年度）には 500 億円を切るところまで回復してきました。

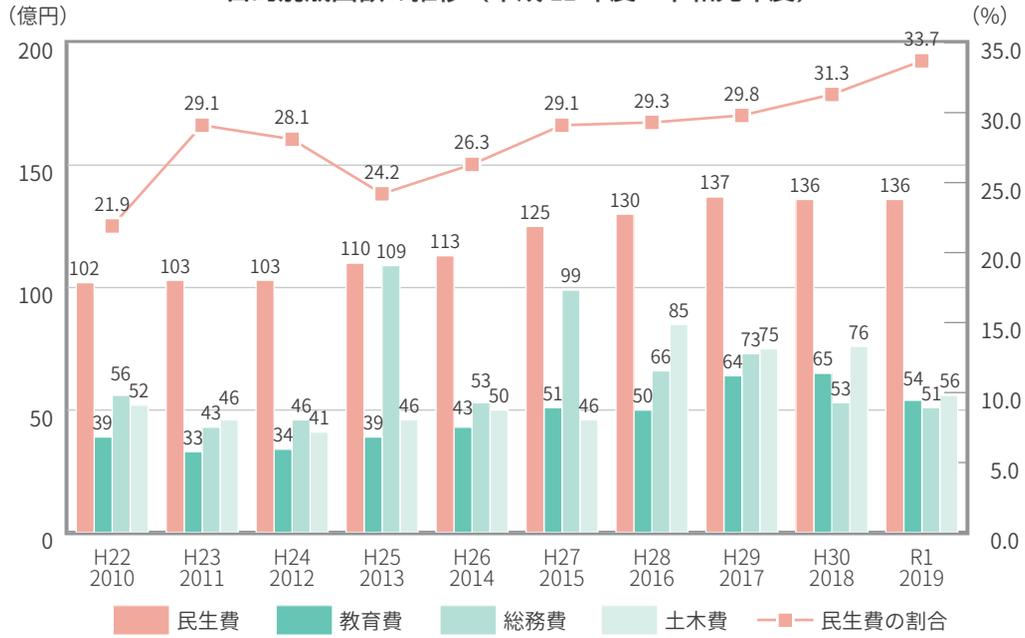
しかしながら，市民ニーズの多様化への対応，子どもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり，高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び，道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大に加え，新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響が見通せないこともあり，今後さらに財政の厳しさが増すと考えられます。また，人口減少の進展に伴い，行政のスリム化が必要になる一方で，市が対応すべき課題が増加していくことが予想され，より慎重な財政運営が求められます。



資料：芦屋市財務統計

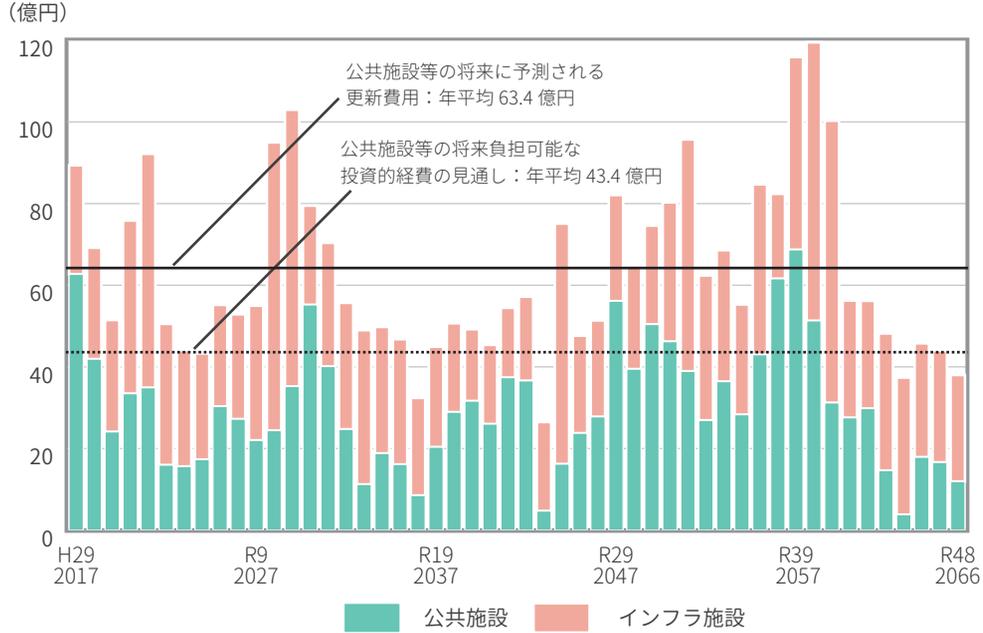
1 デジタルトランスフォーメーション：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し，データとデジタル技術を活用して，顧客や社会のニーズを基に，製品やサービス，ビジネスモデルを変革するとともに，業務そのものや，組織，プロセス，企業文化・風土を変革し，競争上の優位性を確立すること。

目的別歳出額の推移（平成22年度～令和元年度）



資料：平成22年度～令和元年度決算資料

公共施設等（公共施設+インフラ施設）の将来更新費用試算結果（平成29年3月作成）



資料：芦屋市公共施設等総合管理計画

※作成時点の状況を基に試算しているため、今後変更となる可能性があります。

4 まちづくりの主な課題

○人口減少，少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少，少子高齢化が進む中，阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えてきた本市も，すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまでは人口が増え，それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが，これからは人口が減少することを前提とし，過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ，求められる本市のよさは，豊かな自然や文化を背景に先人の手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わっていきますが，継承されてきたまちの魅力，暮らしの質を，時代の変化に応じながら次世代，未来へと持続して発展させ，まちの価値をさらに高めていくことが求められます。

○まちづくりへの市民・事業者の参加と協働

本市においては，高齢者の増加，住民の入れ替わり，社会意識の変化等を背景に，市民のライフスタイルや価値観が多様化し，まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには，課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人一人の市民，一つ一つの事業者が，何ができるかを考え，地域団体や行政と連携し，それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

○市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり，仕事・買物・医療などの日常生活，道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ，文化・交流活動など，周辺地域との密接な関係を持ち，相互に影響を与えあっています。人・モノ・情報の動きが早く，遠く広がり，地域の境界が希薄になっていくなか，共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など，行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ，効果的，効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

5 総合計画策定の基本方針

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

○市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組みます。

○SDGs、地方創生を含む総合的な計画とする

持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を総合計画に取り入れ、17の目標の中で特に関連性のある目標を基本計画の施策目標ごとに掲げることで、ローカルSDGsの達成を目指します。

また、本市の将来に向けた基本的課題である人口減少、少子高齢化に対応するための戦略である創生総合戦略を総合計画に取り込み、一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現します。

○戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進します。

○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては、PDCAサイクルを基本とし、事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし、取組の適切な改善を行うとともに、社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進します。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標です。

貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。



I 章 基本構想

1 それぞれが考えるまちの姿

第5次総合計画における基本構想の検討にあたり、幅広い市民・団体の皆さんに芦屋市の目指すべき将来の姿について意見・提案をいただきました。

市民ワークショップが提案する将来像

ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス
ASHIYA SMILE BASE

～みんなの声を活かして次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち～

「ASHIYA SMILE BASE」は、
少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち」は、
様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。（平成30年（2018年）10月から平成31年（2019年）1月まで、計5回開催、延191人〔市民126人、市職員65人〕参加）

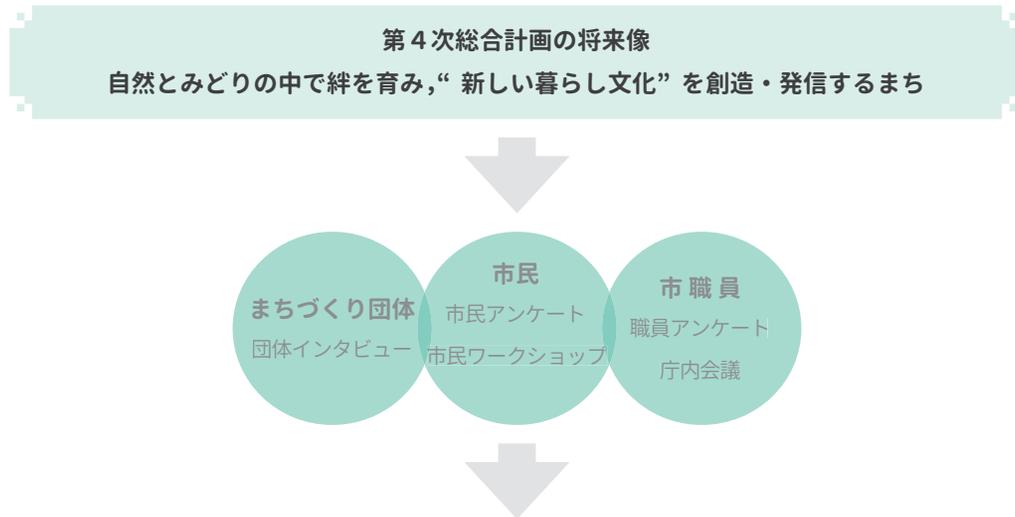
市内で活動する団体が考える理想の姿

日本一美しく、安全・安心で住みよいまち
国際文化住宅都市 芦屋
住宅を核とした賑わいのあるまち
世界で「唯一」のまち
折り目正しいまち
成熟した大人のまち
一度は住んでみたいまち など

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きしました。

2 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度（2030年度）に実現する姿を次の通り掲げます。



第5次総合計画の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）

人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

まちづくりのキャッチフレーズ

ア シ ヤ
ASHIYA
 ス マ イ ル
SMILE
 ベ ー ス
BASE

市民ワークショップで提案された将来像「ASHIYA SMILE BASE」は、笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、第5次総合計画の将来像をコンパクトに表現したものといえます。これを、市民と職員が総合計画を我が事として関わり将来像を実現していくためのキャッチフレーズとします。

3 まちづくりの基本方針

基本方針

未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることがますます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てるのが肝要です。

まちは「今」だけではなく、「未来」へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていけるために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、新たな課題による価値観の変化にも柔軟に対応し、ICTなどの技術も活用しながら、時代に合った取組を進めていきます。

基本方針を構成する3つの視点

人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICTの発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域毎に特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

子どもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン²も取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。

2 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

資源 ～ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

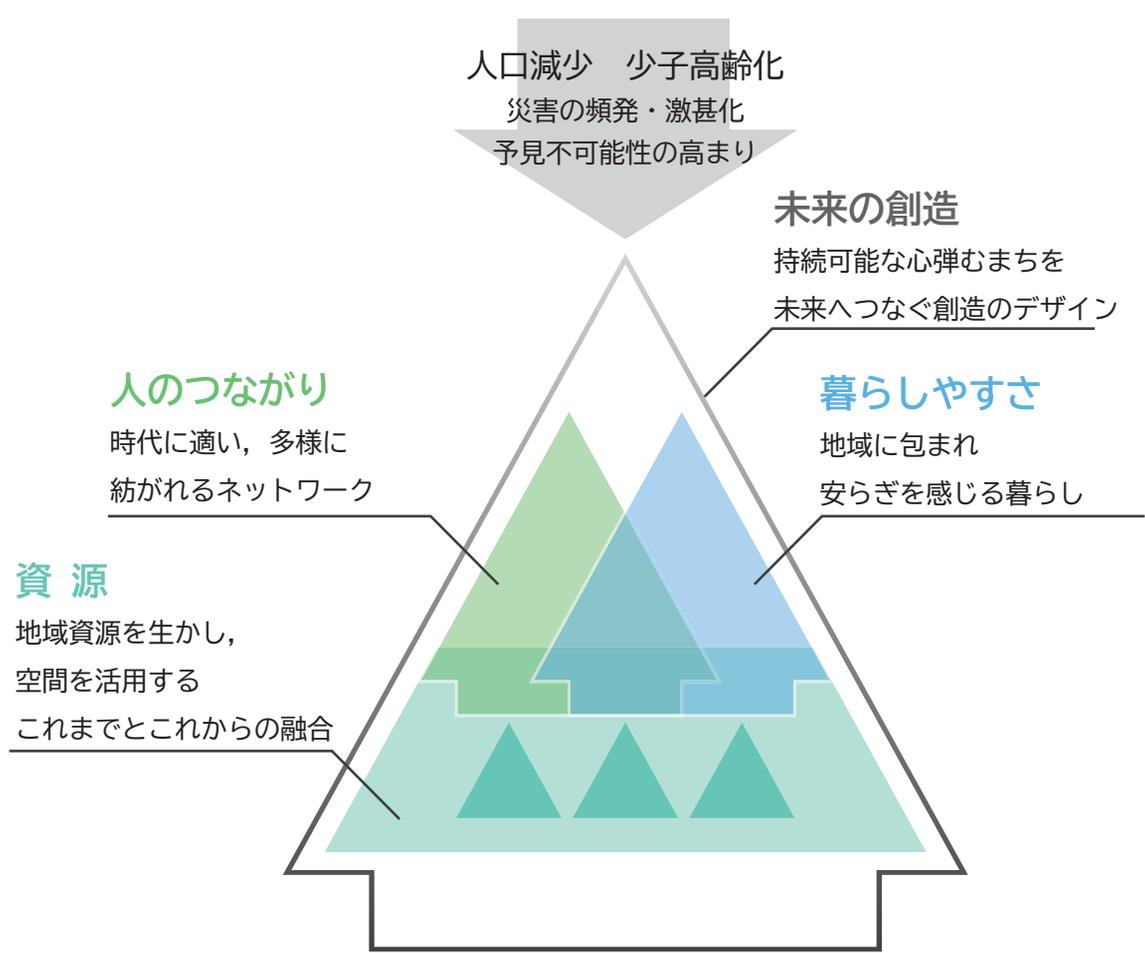
地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。

本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまちなみと暮らし文化が芦屋のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。

将来像 人がつながり誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市



I

章

基

本

構

想

II章 前期基本計画

1 施策体系

施策分野	施策目標
施策分野1 子育て・教育	施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している
	施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている
	施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている
施策分野2 福祉健康	施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
	施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる
施策分野3 市民生活	施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている
施策分野4 安全安心	施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる
	施策目標8 日常の安全安心が確保されている
施策分野5 都市基盤	施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている
	施策目標10 持続可能なインフラ整備が進んでいる
施策分野6 行政経営	施策目標11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる
	施策目標12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている
	施策目標13 急速な社会変化に対応できる組織になっている

基本施策

- 1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます
- 1-2 子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります
- 2-1 子どもや若者の健全な成長を支えます
- 2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます
- 3-1 文化の継承と活用に努めます
- 3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます
- 4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します
- 4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます
- 4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します
- 5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます
- 6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます
- 6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます
- 6-3 本市の特性に合った商業の活性化を目指します
- 6-4 行政サービスの利便性を高めます
- 7-1 まちの防災機能を高めます
- 7-2 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます
- 8-1 地域などと連携し防犯の向上に取り組みます
- 8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます
- 8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します
- 9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます
- 9-2 良好な景観を守り、魅力を伝えます
- 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます
- 9-4 良質な住環境を維持し、住宅ストックを活用します
- 10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）
- 10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）
- 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます
- 11-1 地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します
- 11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます
- 12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います
- 12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます
- 13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います
- 13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます

2 分野別施策

施策分野1 子育て・教育

施策目標
1

誰もが安心して生み育てられる
環境が充実している



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

年々、出生数は減少していますが、共働き世帯が増加し、就学前教育・保育環境の整備へのニーズが高まっていることから、待機児童など諸課題の解消に向け、すべての就学前の子ども達の最善の利益につながるよう「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、施設の再編整備や民間活力の導入を進めました。

放課後の子どもの居場所づくりでは、放課後児童クラブ³を小学校の全学年で実施しました。

また、母子健康手帳の交付時に保健師が申請者全員の面談を実施するとともに、子育て世代包括支援センター⁴を設置し、専門スタッフによる妊娠期から子育て期の切れ目ない支援に取り組みました。

課題

受け入れ可能な保育児童数は増加したものの、依然として待機児童解消が課題となっています。

また、近年、児童虐待の顕在化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、母子保健施策と子育て支援施策の一層の連携が求められています。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「仕事と子育てを両立できる環境整備」、「子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境づくり」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指標	現状値	目標(R7)
① 待機児童数(人)	就学前	181
	放課後児童クラブ	0
② 子育てで困った時に相談できる相手がいる人の割合(%)	95.5	維持
③ 地域子育て支援拠点事業の利用者数(人)	8,082	61,452
④ 子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度(%)	23.6	29.0

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 第2期子育て未来応援プラン「あしや」(令和2～6年度)
- ✓ 第3期教育振興基本計画(令和3～7年度)
- ✓ 第3次健康増進・食育推進計画(平成30～令和4年度)

3 放課後児童クラブ：学校の放課後等、保護者が就労等で家庭を不在にする小学生を対象に、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的とする事業。全市立小学校で実施。

4 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言を関係機関と連絡調整しながら行い、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートする機関。保健福祉センター2階にあり、保健師が常駐している。

<基本施策，主な施策>

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

■ 1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の整備

保育ニーズを的確に把握しながら，民間保育施設の誘致など官民が協働して取組を進めます。

■ 1-1-2 子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所づくり

放課後児童クラブと関連事業との連携強化に加え，学校・地域・企業と協働しながら，あしやキッズスクエア⁵事業を充実します。

1-2 子どもの命と健康が守られ，安心して子育てできる環境をつくります

■ 1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生き育てることが困難な状況にならないよう支援を推進するとともに，ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため，就労支援等総合的・継続的な支援を実施します。

■ 1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

子ども家庭総合支援室⁶において要保護児童対策地域協議会⁷を運営し，こども家庭センター・警察・学校・地域等の関係機関との連携体制の充実により，虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

■ 1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

子育て世代包括支援センター等での相談から支援体制までの充実や養育支援訪問などにより，個々の家庭が抱える養育上の問題解決・軽減を図ります。

■ 1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り，情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう，「つどいのひろば⁸」や「あい・あいるーむ⁹」等の身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

5 あしやキッズスクエア：文部科学省の放課後子ども教室推進事業として，全市立小学校で実施。企業や地域のかたの参画も得ながら様々なことを学ぶ体験プログラムと，児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所を提供する事業。

6 子ども家庭総合支援室：すべての子どもとその家庭や妊産婦等を対象として，実情の把握，情報の提供，相談等必要な支援を行う，地域の資源や必要なサービスと有効的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う。

7 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている児童等の早期発見及び適切な保護と，養育の支援が必要な児童や出産前から養育について支援が必要な妊産婦等への適切な支援を図るため，児童福祉法に基づき設置する機関。

8 つどいのひろば：子育て中の親子が集い，相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場で，地域の子育て関連情報の提供や子育て支援に関する講習等も実施している。

9 あい・あいるーむ：地域の主任児童委員，民生委員・児童委員が，子育て親子の仲間づくりや情報交換の場として，市内の公共施設で開催している。

施策分野1 子育て・教育

施策目標
2

未来への道を切り拓く力が育っている



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

子どもや若者の健全育成では、若者相談センター「アサガオ」¹⁰の受付体制の拡充、セミナー等の実施などにより相談件数が増加し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の自立と社会参加を支援する環境を強化しました。

また、教育環境の充実では、ICT環境の整備、小学校の英語学習の教科化に向けたALT（外国語指導助手）の配置、就学前教育・保育施設と学校・家庭・地域が連携した教育活動の取組などを進めました。

課題

スマートフォンが急速に普及し、低年齢層にもインターネットが身近な存在になるなど、子どもや若者を巡る環境は大きく変化しています。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、プログラミング教育や外国語教育の導入など時代に応じた教育を地域と連携しながら推進するとともに、継続してインクルーシブ教育・保育に取り組んでいく必要があります。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「子どもや若者の健全育成」、「就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境の整備」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指標		現状値	目標 (R7)
① 若者の自己肯定感 (%)	中学生	34.1	40.0
	15～39歳	49.2	50.0
② 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (%)	小学生	83.9	87.0
	中学生	69.1	72.0
③ 子どもと接する機会がある人の割合 (%)		65.3	68.0

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 第2期子ども・若者計画（令和2～6年度）
- ✓ いじめ防止基本方針（平成30年改定）
- ✓ 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- ✓ 教育指針（毎年更新）
- ✓ 第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2～6年度）

¹⁰ 若者相談センター「アサガオ」：社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

<基本施策，主な施策>

2-1 子どもや若者の健全な成長を支えます

■ 2-1-1 社会的な問題に対する地域や家庭での取組の推進

子どもたちを巡るいじめや性，インターネットに関する問題や子どもの貧困などの現代的な社会問題に対応するため，地域や家庭と連携した取組を推進します。

■ 2-1-2 就学前の子ども，児童・生徒，青少年の悩みへの対応，解消や社会参加の促進

広報・啓発の充実を図りながら，相談事業などにより子ども・若者を支援します。

2-2 就学前教育・保育施設，学校，家庭，地域が連携・協働し，未来を見据えた教育環境を整えます

■ 2-2-1 インクルーシブ教育・保育システム¹¹の推進

配慮を必要とする子ども¹²の支援を充実し，インクルーシブ教育・保育システムを推進します。

■ 2-2-2 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設における官民共同による教育・保育研究及び小学校との円滑な接続，小中学校における外国語教育・食育などを推進し，教育・保育環境の充実により質の向上を図るとともに市立幼稚園での3歳児保育の試験的な実施と検証を行います。

■ 2-2-3 ICTを有効活用した教育の推進

未来を担う子どもたちが，社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を発揮できるようICTを有効活用し，誰一人取り残すことのないそれぞれの子どもに適した教育を実践します。

■ 2-2-4 就学前教育・保育施設，学校，家庭，地域が連携し，社会の中で学べる環境づくり

地域全体で未来を担う子どもの成長を支えるため，自主的な活動を行うコミュニティ・スクール¹³への支援，あしやキッズスクエア，トライやる・ウィーク¹⁴の充実など地域での交流を進めます。

11 インクルーシブ教育・保育システム：個別的配慮が必要な人と他の人が共に学び育ちあう教育及び保育のこと。個別的配慮が必要な人が排除されないこと，自己の生活する地域において教育・保育の機会が与えられること，個人に必要な配慮や支援が提供されること等が必要とされている。

12 配慮を必要とする子ども：障がいのある子ども，医療的ケアの必要な子ども，外国語・外国にルーツのある子どもなど。

13 コミュニティ・スクール：小学校区を基本とした地域において，文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて，よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的とする団体。昭和53年（1978年）から順次設立され，現在9団体が小学校等を利用し，活動している。

14 トライやる・ウィーク：学校・家庭・地域の三者が連携して，中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で，中学校2年生が，学校を離れて地域のボランティアの指導のもと，職場体験，福祉体験，勤労生産活動等，5日間，様々な体験活動を行う。

生涯を通じた学びの文化が 醸成されている



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館等の社会教育施設・文化施設や会下山遺跡・旧山邑家住宅などの文化財を活用して、数多くのイベントやワークショップ等を開催しました。

図書館では、本館を大規模改修して利用環境を整備するとともに、芦屋市文化ゾーン¹⁵連携事業としての読書イベント「niwa-doku」の実施、小学校での出前授業など読書機会の充実を図りました。

また、スポーツ推進実施計画等に基づき、ライフステージに応じたスポーツ、学校や地域と連携した取組、スポーツ文化¹⁶、芦屋らしいスポーツを推進しました。

さらに、あしや学びあいセミナー¹⁷や芦屋川カレッジ¹⁸学友会と連携した夏休み子ども教室の開催など、市民が自ら学んだことを社会に還元する仕組みの構築に取り組みました。

課題

芦屋の文化を次の世代に継承するためには、シビックプライドの醸成につながるまちの魅力を発信するとともに、幅広い年代の市民が継続して自主的に活動する仕組みづくりを促進する必要があります。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「文化の継承と活用」、「市民による学びの仕組みづくり」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割合 (%)	64.1	70.0
② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合 (%)	42.5	50.0
③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合 (%)	46.9	52.0

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 文化基本条例（平成22年条例第1号）
- ✓ 文化財保護条例（平成元年条例第7号）
- ✓ 第2次文化推進基本計画（平成29～令和7年度）
- ✓ 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- ✓ 第2次生涯学習推進基本構想（平成21年策定）
- ✓ スポーツ推進実施計画（後期）（令和元～5年度）

15 芦屋市文化ゾーン：伊勢町にある図書館・谷崎潤一郎記念館・美術博物館の3館により形成されるエリア。

16 芦屋らしいスポーツ文化：阪神間モダニズムの中心地としてゴルフ、テニス、登山など伝統的に発展してきたスポーツを大切にしつつ、種目にとらわれず様々なスポーツへの関わりを通して市民が楽しみながら健康で自分らしく輝き、充実した生活を目指すこと。

17 あしや学びあいセミナー：芦屋市社会教育関係登録団体が、それぞれの団体が専門とする内容で市民を対象に実施する出前講座。

18 芦屋川カレッジ：60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生を一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。

<基本施策，主な施策>

3-1 文化の継承と活用に努めます

■ 3-1-1 歴史的・文化的な資源の活用推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し，社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

■ 3-1-2 多様な連携による読書のまちの推進

市民が知識や教養を高めることができるよう，図書館利用の促進に加え，学校図書館との連携充実などに取り組みます。

■ 3-1-3 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体，学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し，すべての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

■ 3-2-1 市民による生涯を通じた学習の支援

知の循環型社会¹⁹を推進し，自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

¹⁹ 知の循環型社会：個々の学習成果が社会に還元，活用され，市民の生きがいや更なる学習意欲につながり，学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。

施策分野2 福祉健康

施策目標
4あらゆる人が心地よく暮らせる
まちづくりが進んでいる

概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

福祉サービス提供基盤の整備をはじめ、高齢者を地域で支える体制づくり、障がいのある人の就労支援、生活困窮者の自立支援を進めました。

また、各種展示事業や平和記録集の発行など市民の平和意識の醸成を図る事業に加え、性的少数者など様々な人権課題について講演会等を通じて啓発を行い、多様性と人権が尊重される社会づくりに向けた取組を進めました。

男女共同参画の視点では、女性の個々の状況に応じて包括的に支援する「女性が輝くまち芦屋」プロジェクトを開始しました。

国際交流事業では、多言語や「やさしい日本語」を用いて情報を提供するとともに、外国人向けの防災訓練や災害時外国人支援講座、外国にルーツを持つ方との交流や講演会等により、多文化共生のまちづくりを進めました。

課題

地域や家庭でのつながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まる中、社会的な支援が必要な人への対応はますます重要となっており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、お互いの人権を尊重し合い、誰も取り残されることなく、自分に合った役割を担い、お互いに支え合う地域づくりを更に進めていかなければなりません。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「地域共生社会の実現」、「誰もが地域で暮らしやすいまちづくり」、「平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指 標			現状値	目標 (R7)
① 地域の活動や行事に参加している人の割合 (%)			41.2	50.0
② 日常生活で困った時に相談できる人や場所がある (ある) 人の割合 (%)			66.2	75.0
③ 障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合 (%)			19.0	35.0
④ 夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合 (%)	家事	理想	55.8	65.8
		現実	25.8	33.8
	育児	理想	61.7	68.7
		現実	28.3	38.7

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例 (令和2年条例第28号)
- ✓ 第3次地域福祉計画 (平成29～令和3年度)
- ✓ 第9次芦屋すこやか長寿プラン21 (令和3～5年度)
- ✓ 障がい者 (児) 福祉計画第7次中期計画 (令和3～8年度)
- ✓ 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 (令和3～5年度)
- ✓ 第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (令和2年度策定)
- ✓ 男女共同参画推進条例 (平成21年条例第10号)
- ✓ 第4次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン (第2次女性活躍推進計画含む) (平成30～令和4年度)
- ✓ 第2次配偶者等からの暴力対策基本計画 (平成30～令和4年度)

<基本施策，主な施策>

4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

■ 4-1-1 包括的支援体制の構築

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため，本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくり等，包括的な支援体制を整備します。

■ 4-1-2 地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上

地域発信型ネットワーク²⁰，共助の地域づくり推進事業等を推進します。

4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

■ 4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援

生活困窮者自立支援制度²¹を中心として，相談・支援事業の充実を図ります。

■ 4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステム²²と認知症施策の総合的な取組を推進します。

■ 4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み，障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-3 平和と人権が尊重され，誰もが活躍できる社会の実現を目指します

■ 4-3-1 男女共同参画意識が浸透し，女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント²³事業の展開

男女共同参画社会を実現するため，固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

■ 4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し，市内在住外国人の支援，社会参画の促進，多文化共生を推進します。

■ 4-3-3 市民一人一人の多様性が尊重され，安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し，権利擁護に関わる施策を推進します。

■ 4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から，平和意識の醸成と次世代への継承に向け，平和首長会議等と連携し，講演会等の啓発事業に取り組みます。

20 地域発信型ネットワーク：地域での福祉課題を早期に発見し，課題解決に向けた取組を進めるため，自治会などの地域住民や民生委員，行政，専門職，関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり，課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市社会福祉協議会が担う。

21 生活困窮者自立支援制度：生活困窮者自立支援法に基づき，経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などを対象に，一人一人の困りごとや不安の相談に応じて，支援プランを一緒に考え，安定した生活に向けて仕事や住まいなど様々な面での支援を行う制度。

22 地域包括ケアシステム：要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう，住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

23 エンパワメント：自らの力で生活をコントロールできる能力を獲得・発揮すること。

施策分野2 福祉健康

施策目標
5

健康になるまちづくりが進んでいる



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

健康増進・食育推進計画に基づき、定期的な健康診査の受診や予防接種の促進などの健康づくり関連施策を推進するとともに、高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡充や介護予防の取組を推進しました。

課題

からだの健康，こころの健康を保持増進することが重要であり，普段は自分の健康について意識をしていない人にも，健康につながる行動を促す環境を整え，今後も，生活習慣病予防や健康寿命の延伸による生活の質の維持向上のため，市全体での生涯を通じた健康づくりが重要となっています。また，社会経済活動を維持しながらも感染症の予防・収束に向けた「新しい生活様式」の啓発などに取り組む必要があります。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「市民の健康づくりを促し，市民一人一人がいつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができるまちづくり」の観点に立脚して，健康づくり行動や食育活動の支援，スポーツ環境づくりと高齢者の生きがいづくり，介護予防に加え，感染症の拡大防止などの取組を推進します。

指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 週3回以上の運動習慣がある人の割合 (%)	24.1	50.0
② 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合 (%)	70.3	75.0
③ 適正体重の人の割合 (%)	76.5	維持
④ 要支援・要介護認定率の全国との比較 (%)	全国	18.7
	本市	19.9

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 第3次健康増進・食育推進計画（平成30～令和4年度）
- ✓ データヘルス計画（平成30～令和5年度）
- ✓ 第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3～5年度）
- ✓ 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年策定）

<基本施策，主な施策>

5-1 市民の健康づくりを促し，いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

■ 5-1-1 高齢者が健康で，社会と関わり，楽しみ，活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも活躍できるよう介護予防，認知症予防に取り組み，自身のできること，したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

■ 5-1-2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため，特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み，ポイント制度を活用した事業や食育，スポーツ活動の推進，こころの健康に関する正しい知識の習得の支援に加え，公衆衛生の向上のため，予防接種しやすい環境整備と未接種者対策を推進します。

■ 5-1-3 新たな感染症の拡大防止

新たな感染症が拡大した場合に，被害を最小限に抑えながら社会経済活動が維持できるよう，感染症の予防・収束に向けた対策を充実し，柔軟に対応しながら適切な啓発に取り組みます。

施策分野3 市民生活

施策目標 6

良好な生活環境が整い 魅力的な暮らしが創出されている



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

良質な住環境の維持、向上を図るため、官民協働による清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（以下「市民マナー条例」という。）の周知や来訪者等への阪神間合同での取組など、新たな情報発信を進めるとともに、ごみの減量化など環境負荷低減の施策や市内生息生物の実態調査など豊かな自然環境の保全に取り組みました。

また、商業分野においては、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定、創業・経営継続支援の拠点となるコワーキングスペース²⁴新設への補助、阪神間モダニズム文化をブランドとして活用する事業などを実施しました。

課題

市民アンケートでは、まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高いものの、商業の活性化・利便性への満足度は低くなっています。地球温暖化への防止にも取り組みながら本市の特徴でもある美しいまちを市民とともに維持しつつ、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出し、良好な住生活環境の形成に努めます。また、新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者に対する経営継続の支援も求められます。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「清潔なまちを協働で維持する」、「環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高める」、「地域特性に合った商業の活性化」、「行政サービスの利便性向上」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合 (%)	87.4	92.1
② 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数 (平均)	2.93	3.20
③ 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	943.1	882.2
④ 市内の商店街・商業施設を以前から利用もしくは最近利用するようになった人の割合 (%)	28.8	31.1
⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合 (%)	65.6	70.0

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年条例第13号）
- ✓ 第2次市民マナー条例推進計画（令和元～5年度）
- ✓ 第3次環境計画（平成27～令和6年度）
- ✓ 森林整備計画（平成29～令和9年度）
- ✓ 第5次環境保全率先実行計画（令和3～7年度）
- ✓ 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第32号）
- ✓ 一般廃棄物処理基本計画（平成29～令和8年度）
- ✓ 中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年条例第24号）

24 コワーキングスペース：相互にアイデアや情報を交換し、オフィス環境を共有することで生まれる相乗効果を目指すコミュニティ・スペース。本市では、セミナーや専門家による相談支援を受けることができ、新規創業者同士や既存事業者との交流により、販路拡大、連携事業などにつなげることを目的としている。

<基本施策，主な施策>

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

■ 6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例をはじめ，ごみの出し方やまちの清掃を市民一人一人が心がけ，マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き，意識を高めます

■ 6-2-1 ごみの減量化，再資源化事業の促進

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進むよう，3R²⁵や事業系ごみの適正処理などを推進します。

■ 6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に向け，節電などの省エネに関する啓発をより一層推進します。

■ 6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて，市民が生物の多様性に関心を持ち，身近な自然に親しみ，自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組めます。

6-3 本市の特性に合った商業の活性化を目指します

■ 6-3-1 起業・創業・経営継続の支援

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき，コワーキングスペースを活用した創業支援や情報の発信など事業者に寄り添った経営継続の支援に取り組めます。

■ 6-3-2 住宅都市としての価値を高める商業活性化の推進

商店街への支援など，住宅地としての価値を高める商業活性化事業を推進します。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

■ 6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

ICTやマイナンバー等を活用し，オンライン手続きの充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

25 3R：Reduce（リデュース，発生抑制），Reuse（リユース，再利用），Recycle（リサイクル，再生利用）を表す。Reduceから優先度が高い。

施策分野4 安全安心

施策目標 7

災害に強いまちづくりが進んでいる



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

公共施設やライフライン、住宅の耐震化、無電柱化、防火水槽の整備などのハード対策に加え、防災情報の発信ツールの多重化のほか、将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に対応するため、津波一時避難施設の指定やハザードマップ等を活用した市民啓発、要配慮者の把握、防災訓練の実施などのソフト対策も進めました。

課題

近年、大規模な災害が日本各地で頻発しており、本市においても、行政のできることに、市民のできることに、それぞれの日頃の備えが課題であり、今後も国や県、地域と一体となった防災・減災に向けた取組を推進しながら、大規模自然災害や新たな感染症の流行が起こっても機能不全に陥らず、様々な局面に対応可能な地域づくりを目指す必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症により避難所のあり方に変化が生じており、安心して避難できる環境が求められています。

第5次総合計画の前期基本計画での方向性

「防災機能の向上」、「自助、共助、公助の連携による災害対策」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指 標	現状値	目標 (R7)
① 住宅の耐震化率 (%)	96.7	98.0
② 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画 ²⁶ の策定割合 (%)	6.0	50.0
③ 災害時への備え全 11 項目のうち、実施項目数 (平均)	3.44	5.20

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 耐震改修促進計画 (平成 20 ~ 令和 7 年度)
- ✓ 強靱化計画 (平成 29 ~ 令和 3 年度)
- ✓ 無電柱化推進計画 (平成 30 年策定)
- ✓ 地域防災計画 (毎年更新)
- ✓ 水防計画 (毎年更新)
- ✓ 国民保護計画 (平成 28 年変更)
- ✓ 危機管理指針 (平成 25 年改訂)
- ✓ 第 3 次地域福祉計画 (平成 29 ~ 令和 3 年度)

26 地区防災計画：市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者）が行う自発的な防災活動に関し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする地区居住者が策定する計画。

<基本施策，主な施策>

7-1 まちの防災機能を高めます

7-1-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため，適切な指導に加え，住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-1-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして，感染症の予防対策を講じたうえでの災害や避難者に応じた避難所等の運営及び環境の向上や土砂災害特別警戒区域等への対策，耐震性貯水槽の整備などの強化を図ります。

7-1-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき，「電柱・電線のないまち」を目標に，長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

7-2 自助，共助，公助の連携により，災害に備えます

7-2-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定，自主防災組織等の活動との連携，防災リーダーの育成，地域防災訓練の充実及び要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-2-2 防災に関わる情報の効果的な発信

ホームページやテレビ，ラジオだけでなく SNS 等を活用した多様な手法により，要配慮者にも配慮し，平時からの周知や自助の重要性の啓発，災害発生時の迅速な発信，被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-2-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画²⁷や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに，消防団への入団促進などの消防体制の充実，事業継続計画（BCP）²⁸の見直しなどを行います。

27 地域防災計画：本市での災害に係る処理すべき事務または業務に関し，市民や関係機関の協力業務も含めて，総合的かつ計画的な対策を定め，災害による被害を軽減し，市民の生命，財産を守るとともに，社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする市が策定する計画。

28 事業継続計画（BCP）：災害などの緊急事態が発生した際に，重要業務をなるべく中断させず，中断してもできるだけ早期に復旧できるよう，災害対応業務のうち優先度の高い応急業務や，非常時においても優先度の高い通常業務などの対応策について定めた計画のこと。

施策分野4 安全安心

施策目標 8

日常の安全安心が確保されている



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

防犯対策面では、防犯カメラの設置などを実施するとともに、様々な地域団体が自主的に地域パトロール活動を展開しました。

交通安全面では、警察や地域、関係団体等と一体となって交通安全対策に取り組み、児童の登下校時の見守り活動の展開、交通安全教室等の開催による交通ルール・マナーの周知・啓発などを行いました。

地域医療体制面では、住み慣れた地域で市民が安心して適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関の連携強化に努めたほか、地域包括ケアシステムの構築を進めました。また、救急体制については、救急救命士や認定救急救命士の養成などにより質の向上に努めました。

課題

市内の刑法犯罪認知件数は減少していますが、スマートフォンやパソコンを使う中で巻き込まれる消費者トラブルが、近年、全国的に問題となっており、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあります。

また、市民アンケートにおいて、交通安全に関する項目の満足度が低く、高齢者の死亡事故や自転車による事故の防止に向けた対応が求められており、防犯対策や交通安全には関係団体と連携しながら地域に合わせた取組を進めることが必要です。

医療分野においては、緊急時に適切な医療が受けられることも引き続き必要です。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「地域などと連携した防犯の向上」、「交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちづくり」、「誰もが安心して適切な医療を受けられる地域」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件)	244	147
② 人身事故の発生件数(件)	332	293
③ 救急119番通報受信から現場到着までの時間(分)	6.7	6.0

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 市民の生活安全の推進に関する条例(平成13年条例第17号)
- ✓ 第11次芦屋市交通安全計画(令和3～7年度)
- ✓ 交通バリアフリー基本構想(平成19年策定)
- ✓ 市立芦屋病院新改革プラン(平成29年策定)

<基本施策，主な施策>

8-1 地域などと連携し防犯の向上に取り組みます

■ 8-1-1 関係機関，地域活動団体等との連携を図り，市民の安全を確保するための対策

まちづくり防犯グループ²⁹などとの連携，見守り活動の支援，警察等との連携による情報発信に取り組みます。

8-2 交通ルールを守る意識を高め，歩きやすいまちとなるよう取り組みます

■ 8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検，改善

子どもたちを交通事故から守るため，学校，PTA，地域等と連携して，通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

■ 8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため，防護柵の整備，道路のバリアフリー化，警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

■ 8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるため，交通安全教室などを通じて自転車を含む交通ルールやマナーについて啓発に取り組みます。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

■ 8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに，誰も取り残さない119番受信体制に努め，一刻も早い救急救命活動を進めます。

■ 8-3-2 医療の地域連携の推進

市民に信頼され，安全で質の高い医療を安定的に提供できるよう，市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図ります。

²⁹ まちづくり防犯グループ：「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され，防犯パトロールや子どもの見守り活動等の防犯活動やまちの美化活動等，安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている，市民による自発的な地域防犯組織のこと。

施策分野5 都市基盤

施策目標
9

住宅都市の魅力が受け継がれ、 高められている



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

まちなかを花と緑で彩り緑を守り育てる活動について、オープンガーデン³⁰による市民参加や意識向上に向けた情報発信や啓発活動のほか、芦屋らしい景観誘導策として芦屋市屋外広告物条例の運用、無電柱化の整備などを進めました。また、地域により活用される公共空間としての公園のリニューアルや道路・公園のバリアフリー化を実施するとともに、回遊性向上と優良な都市景観のため、JR芦屋駅等に案内誘導サインを整備し、質の高い魅力ある住まいづくりとして、良好な住環境の維持、誘導の取組や、長期優良住宅の普及等を促進しました。さらに、良質な住宅ストック形成に向けては住宅相談や住宅や事業所等として活用する空き家を対象に補助を行う空き家活用支援事業を開始しました。

課題

社会情勢の変化や厳しい財政状況においても、これまで育んできた良好な景観を持続可能な手法で維持することが課題です。また、空き家についても目を配らせながら住宅ストックの活用を促し、市民と共に付加価値を生み出す都市空間の活用について、多様な取組を積極的に進めることで住宅都市としての魅力を捉え直し、価値観が多様化するなかでも選ばれるまちを目指す必要があります。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「まちなかの緑の持続可能な整備」、「良好な景観を守り、魅力を伝えるまちづくり」、「地域の価値を高める公共空間の活用」、「良質な住環境の維持と住宅ストックの活用」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指 標	現状値	目標 (R7)
① 定住意向 (%)	84.3	維持
② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合 (%)	15.7	20.0
③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合 (%)	91.3	維持
④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合 (%)	50.9	60.0

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 緑ゆたかな美しいまちづくり条例 (平成11年条例第10号)
- ✓ 都市景観条例 (平成21年条例第25号)
- ✓ 生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例 (平成8年条例第25号)
- ✓ 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成14年条例第27号)
- ✓ 屋外広告物条例 (平成27年条例第54号)
- ✓ 都市計画マスタープラン (令和3～12年度)
- ✓ 景観形成基本計画 (平成27年改訂)
- ✓ 住宅マスタープラン (平成30～令和9年度)
- ✓ 建築協定に関する条例 (昭和43年条例第23号)
- ✓ 緑の基本計画 (令和3年度～)
- ✓ 景観計画 (平成27年策定)
- ✓ 公園施設長寿命化計画 (令和3～12年度)
- ✓ 市営住宅等ストック総合活用計画 (平成22～令和11年度)

30 オープンガーデン：「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催し、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。

<基本施策，主な施策>

9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます

9-1-1 地域主体の緑化の推進

花と緑で彩られた芦屋をつくるため，オープンガーデン参加箇所数の維持増加や市内緑化団体の活動を支援します。

9-1-2 持続可能な緑の維持管理手法の検討

緑の基本計画に基づき，まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

9-2 良好な景観を守り，魅力を伝えます

9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り，育てるため，「景観地区」の認定制度による良好な景観の創出と維持，屋外広告物条例の推進，無電柱化の推進などを図ります。

9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

9-3-1 公園ごとの特性に合わせた更新，活用，維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう総合公園の活性化や地域に応じた市民による公園緑地の利活用などを推進します。

9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ，利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

9-4 良質な住環境を維持し，住宅ストックを活用します

9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅の適切な維持管理に加え，適正配置などを検討します。

9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

総合的な住宅相談窓口の利活用やリフォーム改修，中古住宅流通の促進に加え，マンションの適正な維持管理やネットワークづくりの支援に取り組みます。

持続可能なインフラ整備が進んでいる



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

橋梁や防護柵等の整備、自転車駐車場整備など、市民が安全かつ快適に移動できる環境整備のほか、本市の保有する建築物、上下水道、公園等の施設更新を行い、適切な維持管理と長寿命化を進めました。さらに、JR芦屋駅周辺の交通結節機能を強化するため、駐輪場の集約化、駅前広場地下空間の活用検討、バス路線の再編について関係機関との協議、JR芦屋駅南地区における第二種市街地再開発事業の都市計画決定、事業計画策定などを行いました。

課題

他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプライン、更新時期が近付いているごみ処理施設は、長期間に渡って多額の費用が発生する見込みであり、今後も本市の都市インフラを安全で快適かつ持続可能なものとするため、より効率的な手法を研究し、計画的な維持管理・更新・整備を図る必要があります。また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「持続可能な交通インフラの保全」、「持続可能な生活インフラの保全」、「市内交通の円滑化」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指 標		現状値	目標 (R7)
①	対策が必要な橋梁の割合 (%)	18.8	0.0
②	水道管等の耐震適合率 (%)	水道管	64.7
		配水池	39.4
③	下水道管耐震化率 (%)	24.39	27.27
④	市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合 (%)	69.8	維持

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 橋梁長寿命化修繕計画 (令和2～11年度)
- ✓ 水道事業経営戦略 (平成30～令和9年度)
- ✓ 水道ビジョン (平成30～令和11年度)
- ✓ 下水道中期ビジョン (平成23～令和3年度)
- ✓ 下水道ストックマネジメント計画 (平成30～令和4年度)
- ✓ 公共下水道事業計画 (平成29～令和3年度)
- ✓ 一般廃棄物処理基本計画 (平成29～令和8年度)
- ✓ 総合交通戦略 (平成30～令和10年度)
- ✓ 自転車ネットワーク計画 (平成30年策定)

<基本施策，主な施策>

10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

■ 10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後，増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため，橋梁の計画的な保全や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

■ 10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け，適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

■ 10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう，施設の計画的な維持管理，耐震化を行います。

■ 10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ焼却施設，資源化施設及びパイプライン施設の安定的な運用に向けて，適正な維持管理及び施設整備に取り組みます。

10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

■ 10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において，円滑な通行を確保し，近隣へも賑わいと活力が波及するよう，本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け，市街地再開発事業を推進します。

■ 10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能³¹の形成・充実

交通の円滑化，安全性向上に加え，防災性の向上等を図るため，稻荷山線，山手線の道路整備，阪神電気鉄道の立体交差，山手第1，2地区³²の面的整備，阪急芦屋川駅周辺の交通結節点³³機能整備について調査・研究を重ね，検討を進めます。

■ 10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境に向けて，道路を整備します。

31 道路ネットワーク機能：地域と地域をつなぐための機能

32 山手第1地区：三条町の一部及び西山町全域
山手第2地区：東芦屋町の一部

33 交通結節点：異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え，乗り継ぎが行われる場所，あるいは施設の総称。

施策目標
11

協働の意欲が高まり 市民主体のまちづくりが進んでいる



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

あしや市民活動センターでのNPOやボランティアに関する相談及びコーディネート事業の実施、市民活動フェスタなどのイベント開催、市民参画・協働アドバイザーの設置などを行いました。また、主体的な市民活動を促進する環境づくりとして、市民提案型事業補助金の創設、市民が「できること・したいこと」を実現できる仕組み（ひとり一役活動推進事業）の構築などを行いました。さらに、自治会活動活性化に向けた支援に加え、市民がまちや暮らしを自分でデザインするための「芦屋まちデザインラボ³⁴」、企業団体等を含む多様な主体とともに福祉のまちづくりを考える「こえる場！」など、多様な市民参画・協働の取組も展開しました。

一方、市民への情報提供としての広報は、「伝える広報」から「伝わる広報」を目指して、市民が手に取りたくなる紙面づくりを進め、全面的なりニューアルを行いました。

課題

人口減少、少子高齢化、ニーズの多様化など、社会構造が変化する中、持続可能で効果的な行政運営を行うには、市民をはじめ、企業や団体等、多くの主体の参画と協働により、社会課題を解決する視点がますます重要です。行政と市民がともに考え、ともにまちづくりを進めるには、わかりやすく適切な市政情報の発信等で自治に対する関心を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも工夫しながら多様な人の知恵と力を集結し、地域が主体となって新たな課題を探索・協議できる枠組みにより、社会課題への解決策を生み出し続ける仕組みを構築する必要があります。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「地域が主体となってまちづくりを行う仕組みの構築」、「効果的・効率的な情報共有」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 地域の活動に年1回以上参加している人の割合 (%)	35.9	40.0
② 居住する地域にとらわれない活動に年1回以上参加している人の割合 (%)	34.5	40.0
③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合 (%)	29.0	40.0

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 市民参画及び協働の推進に関する条例（平成19年条例第5号）
- ✓ 市民参画・協働推進の指針（平成18年策定）
- ✓ 第3次市民参画協働推進計画（令和2～6年度）
- ✓ 情報提供の推進に関する指針（平成17年策定）

34 芦屋まちデザインラボ：楽しくワクワクできるまちに住みたい、働きたいという思いを実現するため、どのようなことをすればよいのかを考えたり、学ばせミ。

<基本施策，主な施策>

11-1 地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します

■ 11-1-1 市民活動の機会の提供に努め，地域を支える人材の発掘・育成の支援

効果的な情報発信を行い，市民参画・協働の理解促進に努めるほか，市民活動センターやまちデザインラボなどの活動を通じて地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図ります。

■ 11-1-2 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民，地域団体及び企業が集い，連携する機会や場の提供や，地域の課題解決への自発的な市民活動を推進し，持続可能な活動となる仕組みの構築に努めます。

11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

■ 11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実

まちや行政の情報を多様な選択肢により発信するとともに，魅力を市内外にシティプロモートし，芦屋に対する愛着（シビックプライド）の醸成を図ります。

■ 11-2-2 情報を公開し，オープンガバメント³⁵を推進

行政の透明性・信頼性の向上，行政の効率化，市民の市政への関心度向上に向け，行政情報のオープンデータ³⁶化などによる積極的な提供を行います。

35 オープンガバメント：「市民参加」，「透明性の向上」，「連携・協働」を原則とし，積極的な情報公開とインターネット等の活用による行政への参加を促進する概念。

36 オープンデータ：公共データが二次利用可能なルールで公開されたデータ

人口減少社会に対応した健全で効果的な 行財政運営が行われている



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

市の保有する債権の適正管理、徴収技術の向上と適正化を進めました。
 事務事業評価においては、施策毎に概要及び目標達成度を示し、事業の妥当性、有効性、効率性を検証のうえ、改善に努めました。
 また、公共施設の維持管理コストを把握し、長期的な視点で検討するため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、施設カルテの作成・公開や包括管理業務委託の導入など組織横断的なマネジメントを開始しました。

課題

震災復興のため増加した市債残高は、ピーク時の半分以下の水準までに改善しましたが、大幅な歳入の伸びは期待できず、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などに多額の経費が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが予想されます。また、公共施設とインフラの整備についても財源不足が明らかであり、住民合意を得ながら具体的な対策を進めることが課題となっています。
 計画の進捗管理と行政評価の手法も、より効率的、効果的に運用が可能で、施策の選択と集中につながる方法を検討し、公共施設については、限られた資源の中、将来にわたり行政の責任を果たすために、従来の枠に捉われず、組織横断的な体制によるマネジメントの実践や官民による全体最適を目指す手法の導入を進め、行政サービスを量的、質的に改善する必要があります。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

構造的課題である人口減少・少子高齢化に起因する諸課題の解決を中心に据え、事業の優先順位に留意しながら「長期的視点に立った行財政改革」、「官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指 標	現状値	目標 (R7)
① 経常収支比率 (%)	96.9	94.0
② 実質公債費比率 (%)	7.4	16.0 未満
③ 将来負担比率 (%)	97.7	97.0 以下
④ 公共施設の将来更新 (大規模改修・建替) 費用 (億円 / 年)	30.2	27.3

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 行財政改革 (令和3～7年度)
- ✓ 債権管理に関する条例 (平成21年条例第13号)
- ✓ 長期財政収支見込み (毎年更新)
- ✓ 公共施設等総合管理計画 (平成29年策定)

<基本施策，主な施策>

12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います

■ 12-1-1 適切な評価に基づく，状況に合わせた事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を行うため，事業の有効性や必要性について適切な評価を行い，見直すことで，社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

■ 12-1-2 新たな歳入確保の検討

適正な市税徴収管理を推進するとともに，少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため，行財政改革実施計画に基づき，新たな収入確保に取り組みます。

■ 12-1-3 健全な財政運営

長期財政収支見込みを踏まえ，行財政改革を行う中で，財源を効果的に配分し，持続的かつ健全な財政運営を進めます。

12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け，官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます

■ 12-2-1 公共施設等のライフサイクルコスト³⁷の縮減

官民で連携しながら，公共施設等の情報を整備し，維持管理，修繕，更新等に係る中長期的な経費の見込みのもとで，包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

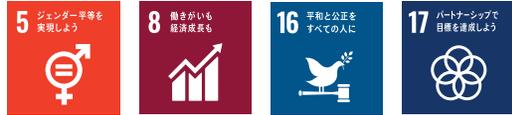
■ 12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討

限られた財源の中，公共サービスの持続的な提供のため，公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想を推進し，施設の利用状況や更新時期を勘案しながら，本市に見合った施設総量となるよう，公共施設の最適配置を進めます。

37 ライフサイクルコスト：施設等の計画・設計・施工から維持管理，最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

施策目標
13

急速な社会変化に対応できる 組織になっている



概要

第4次総合計画後期基本計画における主な取組

平成29年度から開始した行政改革により、多様な主体との連携を深めるとともに、RPAの導入など、ICTの活用を進めました。

人材育成については、階層別研修により、職員の意欲改革、資質向上を図るとともに、人事評価の導入、ベテラン職員からの技術力の継承や外部機関への職員派遣など、自ら考え行動する職員の育成に取り組みました。

また、課題対応力と危機管理能力を高める各種研修を実施したほか、市民参画・協働では、地域の方々との協働により関係性を構築するなど、職員が地域理解を深める取組を実施しました。

課題

社会構造の変化に伴う個人のライフスタイルの多様化が地域コミュニティにも影響を及ぼし、対応すべき課題が増加しています。限られた資源の中で、従来型の手法や職員像でのまちづくりは限界を迎えています。職員それぞれが、多様な主体と協働して課題解決ができる能力を身につけ、柔軟でスピード感のある施策展開が課題となっています。社会が急激に変化する中でも、未来を見据えて持続的に行政運営できる仕組みづくりと、蓄積した経験や技術を継承しつつ、人材登用や人事制度、組織のあり方を見直すことも含めて働き方を改革し、既存の枠を越える越境人材の育成やコミュニケーションが活性化し、創発を促進する組織づくりが必要です。

第5次総合計画前期基本計画での方向性

「不確実性が高まる社会に適応できる行政運営」と「職員が能力を発揮し、効率的な行政運営ができる“働き方改革”の推進」の観点に立脚した取組を推進します。

指標

指標	現状値	目標 (R7)
① 芦屋市で働くことに満足している職員の割合 (%)	82.7	85.0
② 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合 (%)	32.1	65.0
③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値	90	全職場で 120未満

関連する主な条例や課題別計画等

- ✓ 人材育成基本方針（平成30年改訂）
- ✓ 働き方改革取組方針（令和元～3年度）
- ✓ 人材育成実施計画（平成30～令和3年度）
- ✓ 特定事業主行動計画（令和3～7年度）
- ✓ 職員の職場における心の健康づくり（平成30～令和3年度）

<基本施策，主な施策>

13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います

■ 13-1-1 多様な主体との連携強化

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け，新たな発想に基づく民間事業者等多様な主体との連携強化を図ります。

■ 13-1-2 全庁的な業務の改善

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも，持続的に行政サービスを提供するため，ICT環境の充実などによる全庁的な業務の改善，効率化に取り組みます。

13-2 職員が能力を発揮し，効率的な行政運営を行えるよう，「働き方改革」を進めます

■ 13-2-1 生産性向上のための適切な手法の選択と環境整備

職場環境の整備に向け，柔軟な働き方を推進します。

■ 13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより，ノウハウの全庁的な継承，越境人材の育成など個人の能力を認め，活かし，専門性の高い課題にも対応できる仕組みづくりに取り組みます。

II 章

前期基本計画

Ⅲ章

第2期創生総合戦略

1 創生総合戦略の趣旨

(1) 背景

■背景

国は、平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月27日に人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

また、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案した地方版の人口ビジョン及び総合戦略の策定が地方公共団体の努力義務とされ、本市もその必要性から平成28年（2016年）3月「芦屋市創生総合戦略（芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略）」を策定しました。

令和元年（2019年）12月20日には、国で長期ビジョンの改訂及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されたことも踏まえ、本市においても人口ビジョンを改訂し、第2期創生総合戦略を策定するものです。

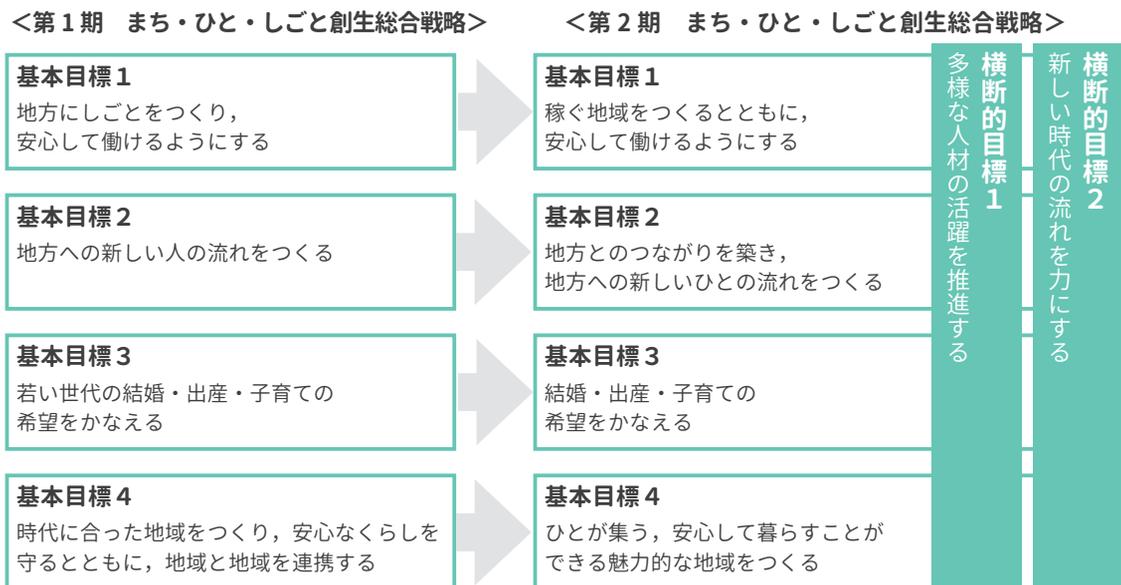
「まち・ひと・しごと創生法」の施行、公布〔平成26年11月〕

〈目的〉

- ・ 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・ 東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・ 地域での住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

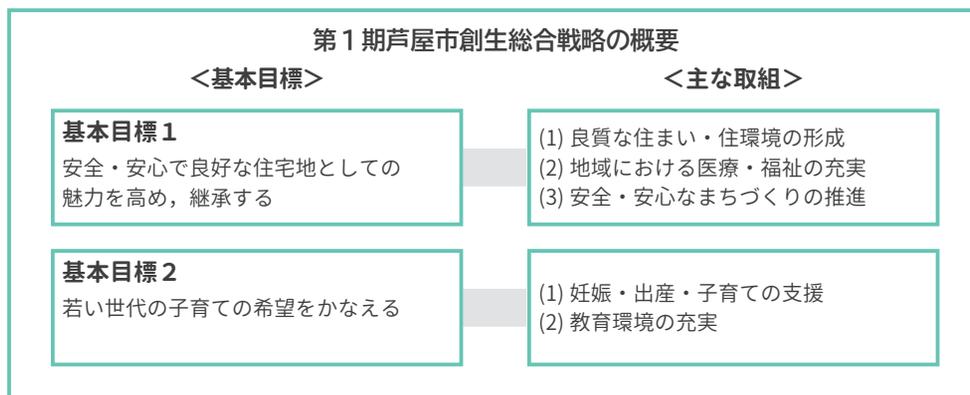
■国における第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証と第2期の方向性

第1期は、地方の若者の就業率等の「しごとの創生」には、一定の成果が見られる一方で、東京圏の転入超過は一貫して増加しています。第2期では、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期の成果と課題等に基づき、第1期の政策体系を見直し、4つの基本目標と2つの横断的な目標を設定しています。



■本市における第1期創生総合戦略の検証と第2期の方向性

本市では、国・県の創生総合戦略を踏まえ、人口ビジョンから見える課題や社会増減・自然増減の状況を鑑み、人口減少に歯止めをかけるべく2つの基本目標のもと、各施策に取り組みました。実施した内容は、外部有識者で構成する行政評価委員会により評価し、委員会での評価結果や第5次総合計画策定のための市民アンケート、市民ワークショップ等の意見などにも留意し、第1期創生総合戦略の方向性を踏襲しつつ、新たな視点も加えて「第2期芦屋市創生総合戦略」を策定します。

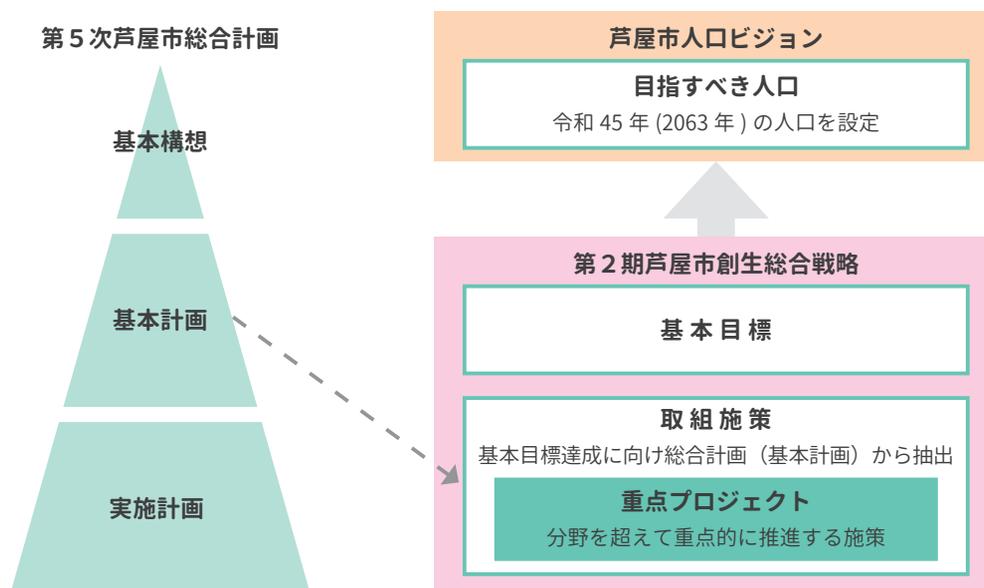


(2) 第2期創生総合戦略の期間・構成

■期間

計画期間は第5次総合計画前期基本計画と同一とし、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年とします。

■構成



2 人口ビジョンの概要

(1) 本市における人口の現状と見通し

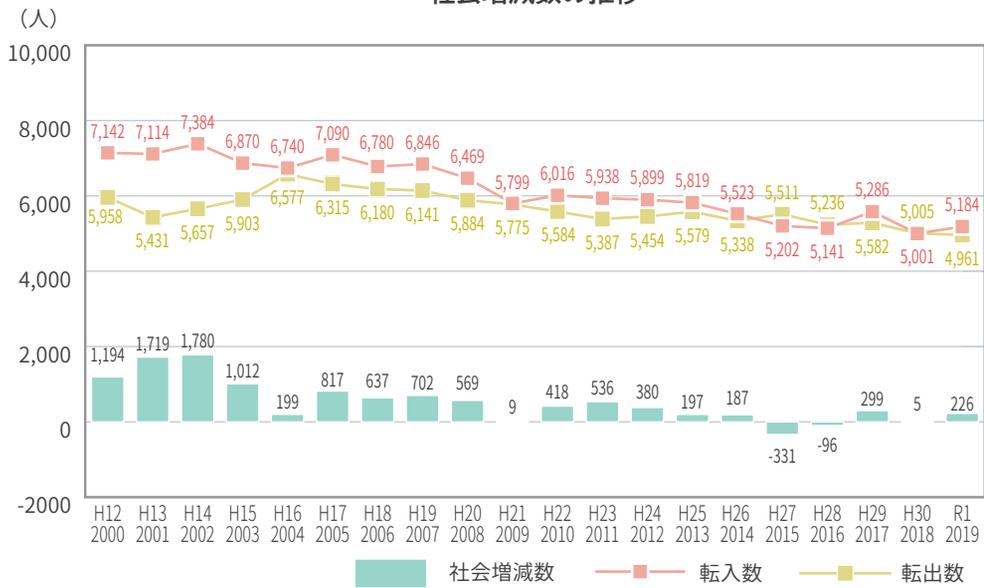
増加傾向にあった本市の人口は、平成 27 年（2015 年）の 95,350 人をピークに減少傾向にあり、平成 30 年（2018 年）には 94,751 人となっています。減少傾向は今後も続き、令和 15 年（2033 年）に 88,172 人と 9 万人を下回り、令和 40 年（2058 年）には 69,514 人と 7 万人を下回ることが予測されています。

人口が変化する要因のうち社会増減については、就学・就職期にあたる 20 歳代での東京圏等への転出が大きいものの、30 歳代以上の幅広い年齢層で、神戸市や大阪府などの近郊都市からの転入が多く、転入が転出を上回る傾向で推移していました。しかし、近年、転出が転入を上回る転出超過の年も見られ、概ね均衡傾向となっています。

自然増減については、平成 22 年度（2010 年度）に死亡数が出生数を上回って以降、自然減で推移しており、減少幅は拡大傾向にあります。兵庫県下においても、本市の出生率は低位となっています。

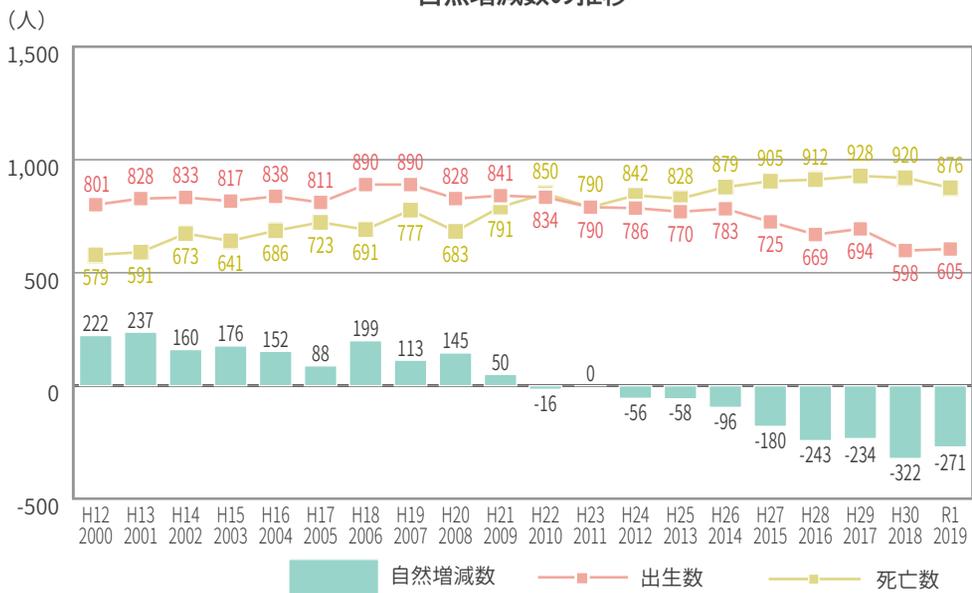
区分	見通し	概要
人口	加速度的に減少	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 27 年（2015 年）95,350 人をピークに減少 ●平成 30 年（2018 年）時点で 94,751 人 ●令和 15 年（2033 年）に 9 万人を下回る見込み ●令和 30 年（2048 年）に 8 万人を下回る見込み
社会増減	均衡傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●転入超過で推移していたが、近年、転出超過の年もあり ●転入超過の特徴： 神戸市や大阪府など、近郊からの転入が多い 30 歳代以降の幅広い年齢層が転入超過 ●転出超過の特徴： 就学・就職期にあたる 20 歳代で大幅な転出超過 近隣市に比べて東京圏への転出が顕著
自然増減	減少幅が今後拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年度（2010 年度）に自然減となって以降、減少幅は拡大傾向 ●兵庫県下においても、本市の出生率は低位

社会増減数の推移



資料：芦屋市統計書

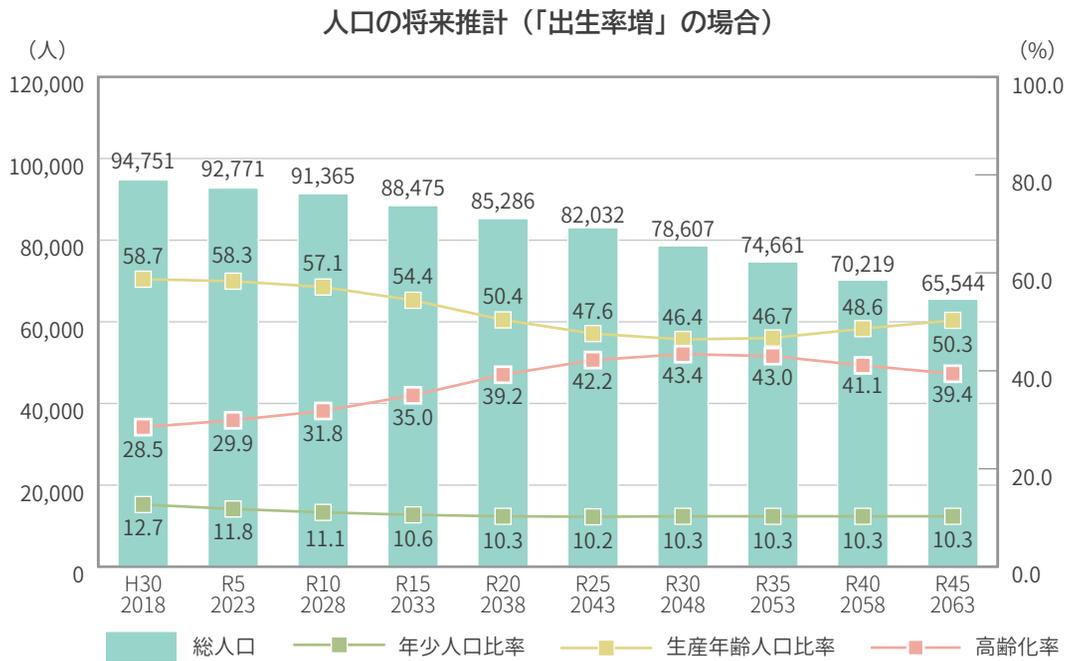
自然増減数の推移



資料：芦屋市統計書

(2) 人口の将来展望

本市の人口は、今後、減少傾向が続くと推計されます。創生総合戦略を着実に実行することで転入超過を維持するとともに、合計特殊出生率を兵庫県の目標値である「1.41」まで上昇させることで、令和45年（2063年）に将来人口推計人口の64,788人から改善し、65,000人以上（平成30年度比△31%）の人口規模を目指します。



合計特殊出生率の設定

	平成30年 (2018)	令和5年 (2023)	令和10年 (2028)	令和15年 (2033)	令和20年 (2038)	令和25年 (2043)	令和30年 (2048)	令和35年 (2053)	令和40年 (2058)	令和45年 (2063)
総人口 (人)	94,751	92,771	91,365	88,475	85,286	82,032	78,607	74,661	70,219	65,544
合計特殊出生率	1.35	1.40	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41

※合計特殊出生率が兵庫県の目標値まで上昇した場合

3 第2期における地方創生の考え方と基本目標

(1) 基本的な考え方・目的

全国で人口減少が加速度的に進行しており、本市も例外ではありません。このような中でも、市民の生活がより豊かになるよう持続的に発展していくためには、人口減少の緩和に加え、まちの魅力を高め、市民がいきいきと暮らせるまちを目指し、創生総合戦略を推進します。

また、本市の強みを生かし、弱みを克服するため、3つの重点プロジェクトを設定し、地方創生を一層推進します。

(2) 基本目標

この目的を達成するため、創生総合戦略として2つの目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 子育ての希望がかなう

～ [人口減少の緩和] への対応～

市民、地域団体、NPO、行政など多様な主体が連携しながら、子どもや子育て家庭のそれぞれの状況に応じた切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立できる環境の整備、教育・保育の充実を図ります。

数値 目標	現状値		目標値
	合計特殊出生率	1.35 (H30(2018))	1.41
子育て世代の保護者の 子育て環境や支援への満足度	23.6 (R2(2020))	29.0	

基本目標2 人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市

～ [人口減少に対応したまち][人口減少の緩和] への対応～

恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件に加え、本市の特徴であるまちなみを維持し、更に美しく、安全なまちづくりを進めていくことで、今ある魅力を堅持し、継承するとともに、まちづくりの担い手となる人材の育成やそれぞれの主体が地域で活躍できる仕組みを充実し、住宅都市としての機能を高めます。

数値 目標	現状値		目標値
	人口の社会増人数	103人 (H27(2015) → R1(2019))	920人 (R3(2021) → R7(2025))
市民の定住意向の割合	84.3 (R2(2020))	維持	

4 取組施策

基本目標	戦略分野	戦略施策	
〔基本目標1〕 子育ての希望が かなう	I 妊娠・出産・ 子育ての支援	I -1 就学前教育・保育施設の充実 I -2 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援	
	II 教育・保育環境 の充実	II -1 未来を見据えた教育環境・子どもの 居場所の提供 II -2 地域社会と連携した取組	
〔基本目標2〕 人がつながり 活躍し、暮らし の魅力が高まる 住宅都市	I 良質な住まい・ 住環境の形成	I -1 まちに根ざす文化の推進 I -2 より快適な暮らしの実現 I -3 庭園都市の推進 I -4 景観の保全・育成	
		II 地域における 福祉の充実	II -1 地域福祉の推進
		III 安全・安心な まちづくりの推進	III -1 災害に強いまちづくり III -2 防犯力向上に向けたまちづくりの推進 III -3 安全・快適に利用できる道路環境の推進
			IV 地域の活性化

対応する第5次総合計画前期基本計画の主な施策

<p>社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の整備 (1-1-1)</p> <p>妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実 (1-2-3)</p> <p>子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供 (1-2-4)</p>
<p>子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所づくり (1-1-2)</p> <p>インクルーシブ教育・保育システムの推進 (2-2-1)</p> <p>時代に合った質の高い教育・保育環境の整備 (2-2-2)</p> <p>ICTを有効活用した教育の推進 (2-2-3)</p>
<p>就学前の子ども、児童・生徒、青少年の悩みへの対応、解消や社会参加の促進 (2-1-2)</p> <p>就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり (2-2-4)</p>
<p>歴史的・文化的な資源の活用推進 (3-1-1)</p> <p>多様な連携による読書のまちの推進 (3-1-2)</p> <p>誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進 (3-1-3)</p> <p>市民による生涯を通じた学習の支援 (3-2-1)</p> <p>時代に合った媒体の活用による情報発信の充実 (11-2-1)</p>
<p>市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進 (6-1-1)</p> <p>起業・創業・経営継続の支援 (6-3-1)</p> <p>住宅都市としての価値を高める商業活性化の推進 (6-3-2)</p> <p>新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上 (6-4-1)</p> <p>JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進 (10-3-1)</p>
<p>地域主体の緑化の推進 (9-1-1)</p> <p>持続可能な緑の維持管理手法の検討 (9-1-2)</p> <p>良質な都市景観への誘導 (9-2-1)</p> <p>都市施設のユニバーサルデザインの推進 (9-3-2)</p> <p>住宅ストックの効果的な活用 (9-4-2)</p>
<p>包括的支援体制の構築 (4-1-1)</p> <p>地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上 (4-1-2)</p> <p>高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備 (5-1-1)</p> <p>多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築 (5-1-2)</p>
<p>避難所等施設の防災機能の強化 (7-1-2)</p> <p>無電柱化の推進 (7-1-3)</p> <p>災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援 (7-2-1)</p> <p>防災に関わる情報の効果的な発信 (7-2-2)</p>
<p>関係機関、地域活動団体等との連携を図り、市民の安全を確保するための対策 (8-1-1)</p> <p>地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善 (8-2-1)</p> <p>道路の安全な通行につながる対策の実施 (8-2-2)</p> <p>交通安全に関する周知・啓発の強化 (8-2-3)</p> <p>市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実 (10-3-2)</p> <p>自転車ネットワーク計画の推進 (10-3-3)</p>
<p>公園ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理 (9-3-1)</p> <p>多様な主体による公共施設の活用 (9-3-3)</p> <p>市民活動の機会の提供に努め、地域を支える人材の発掘・育成の支援 (11-1-1)</p> <p>市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進 (11-1-2)</p> <p>情報を公開し、オープンガバメントを推進 (11-2-2)</p> <p>公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討 (12-2-2)</p> <p>多様な主体との連携強化 (13-1-1)</p> <p>職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり (13-2-2)</p>

5 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

第2期創生総合戦略では、第1期創生総合戦略で進めてきた事業を中心に、本市の特性に合わせた施策横断型プロジェクトを設定することで、重点的に推進するとともに、効果的なプロモーションにより特色ある子育て施策や暮らしの魅力を伝えます。

(2) 本市の強みと弱みの整理

創生総合戦略の策定に向け、伸ばすべき強みと改善すべき弱みといった本市の特性を、統計情報や市民アンケート、団体インタビューの結果などに基づき、以下のとおり整理しています。

	強み	弱み
「統計的事象」↑「感覚的事象」↓	30歳代以降で社会増傾向 高い定住意向 全国的な知名度 活動的な高齢者が多い 医療・教育サービスが充実 阪神間へのアクセスが良い 文化的な住民が多い 洗練された住宅都市	20歳代の東京圏への転出 低い出生率・出生数の低下 高い高齢化率 少ない昼間人口 働く場所は他都市に依存 居住コストが高い 大きな観光資源がない 外から見ると閉鎖的なイメージ

(3) 行政評価委員会と市民からの意見

行政評価委員会において、次の点に留意して施策を進めるべきとの意見が提出されています。

- ・子育て支援と女性活躍推進による持続可能な地域づくり
- ・まちづくりを支える人づくり
- ・景観まちづくりのビジョン一点から線、そして面への展開

また、市民アンケートやワークショップ（WS）・団体インタビューで、次のような施策を重視してまちづくりを進めるべきとの意見をいただきました。

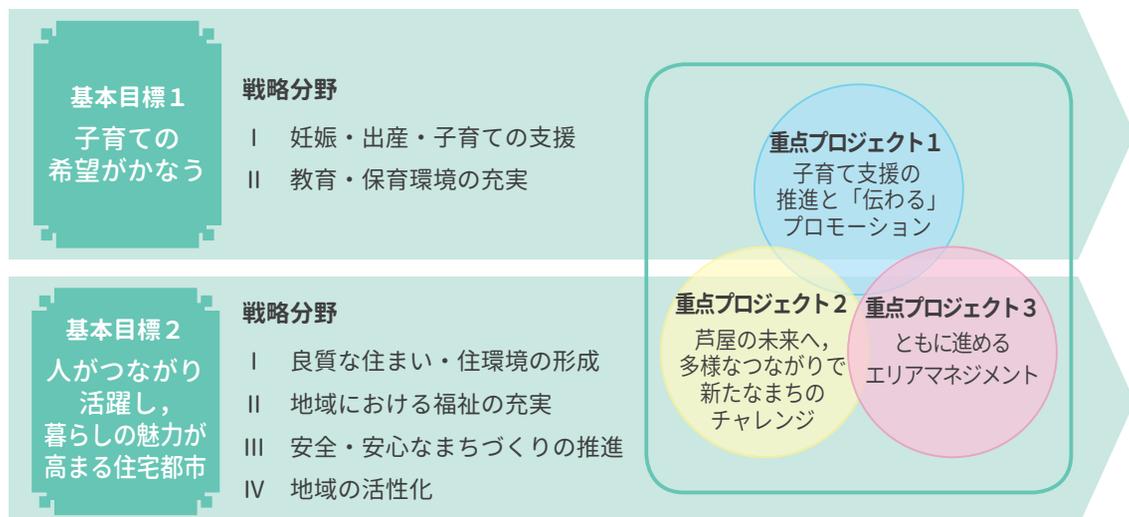
- ・子育て、防災、商業活性化、交通マナー施策（市民アンケート）
- ・人々のつながりを作るきっかけづくりが必要（WS・団体インタビュー）
- ・世代をこえたコミュニティづくり、世代間交流（WS・団体インタビュー）
- ・回遊性を高め、まちの魅力を発信（WS・団体インタビュー）

(4) 方向性

以上の分析や意見をもとに、次の3つの方向性で重点プロジェクトを設定します。

NO	現状	対応	プロジェクト名
1	① 依然として進む少子化 ② 全国と比較して低い出生率	◆子育て世代の希望をかなえる ◇これまで培ってきた他市にはない子育て施策や教育の良さの継承 ◇子育て世代に選ばれるまちへ、市内外を問わず魅力を積極的に発信	子育て支援の推進と「伝わる」プロモーション
2	① 人口が減少 ② 昼間人口の低い割合	◆地域力を高める ◇まちに我が事として関わる人の増加 ◇企業、団体や地域と多様に関わる人々（関係人口）がつながる仕組みづくり	芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ
3	① 若年層の東京圏への著しい転出 ② 30歳代以降の転入は堅調 ③ 洗練された住宅地としてのイメージ	◆まちの魅力を向上させる ◇これまで積み上げられた資源の活用 ◇多様な人々による賑わいのエリアの創出 ◇公共施設の最適配置に伴うエリアマネジメントの推進	ともに進めるエリアマネジメント

第2期創生総合戦略体系と重点プロジェクトの関係



重点プロジェクト1

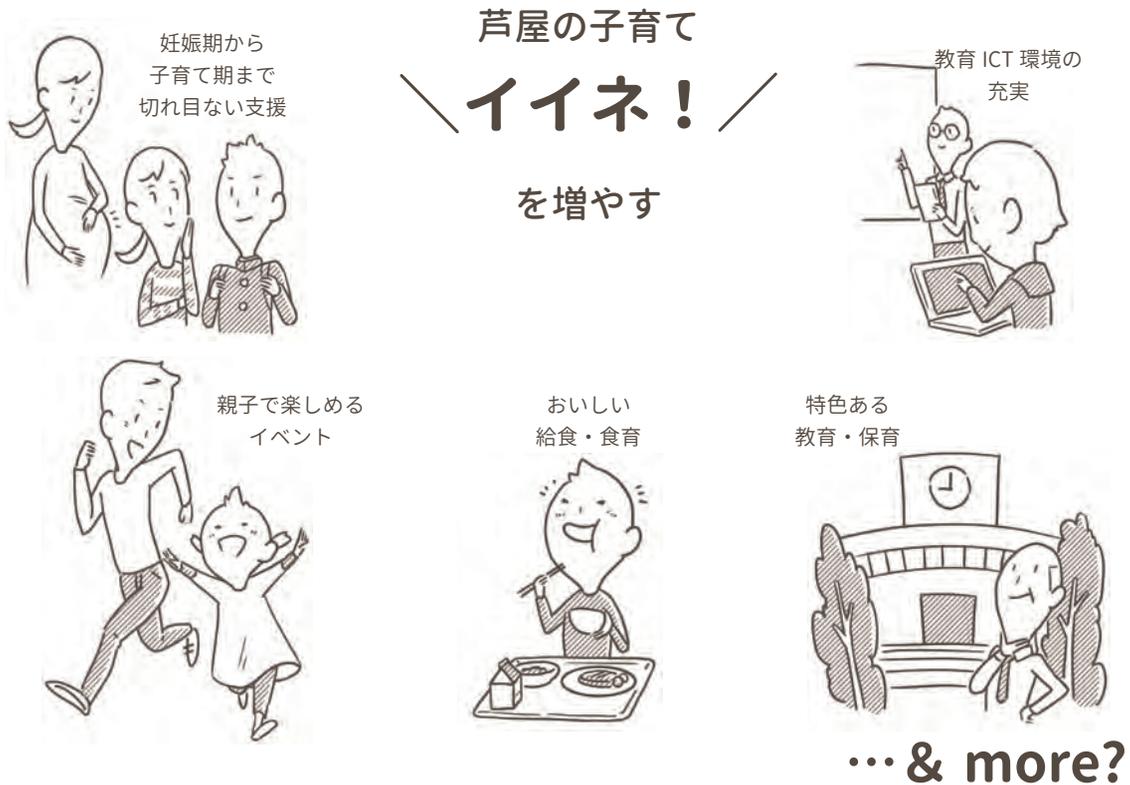
子育て支援の推進と「伝わる」プロモーション

基本目標1：子育ての希望がかなう

<コンセプト>

魅力的な子育て環境の実現に向け、地域や事業者などの関係者と連携しながら、ニーズに応じた多様な子育て支援サービス、子どもや子育て家庭に寄り添った悩みや不安への対応、子どもの健やかな成長を促す教育や保育の提供など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を進めます。

また、教育や子育て支援サービスを中心に、これまで培ってきた芦屋の特色や魅力のある取組を、市民に改めて分かりやすく紹介するとともに、戦略的にプロモーションします。



<具体的な事業の例>

- ・ 就学前教育・保育施設の整備や官民連携による教育・保育の質の向上
- ・ 成長の段階に合わせた多様な「子どもの居場所」の連携
- ・ 子どもも親もいきいきと暮らせる支援体制
- ・ タブレット端末等の教育 ICT を有効に活用した授業の充実
- ・ 様々な場面で、子どもの頃から「本物」に触れることができる環境づくり
- ・ 子育て世代に響く特色あるプロモーション

<推進する主な所管課>

政策推進課，子育て推進課，学校教育課

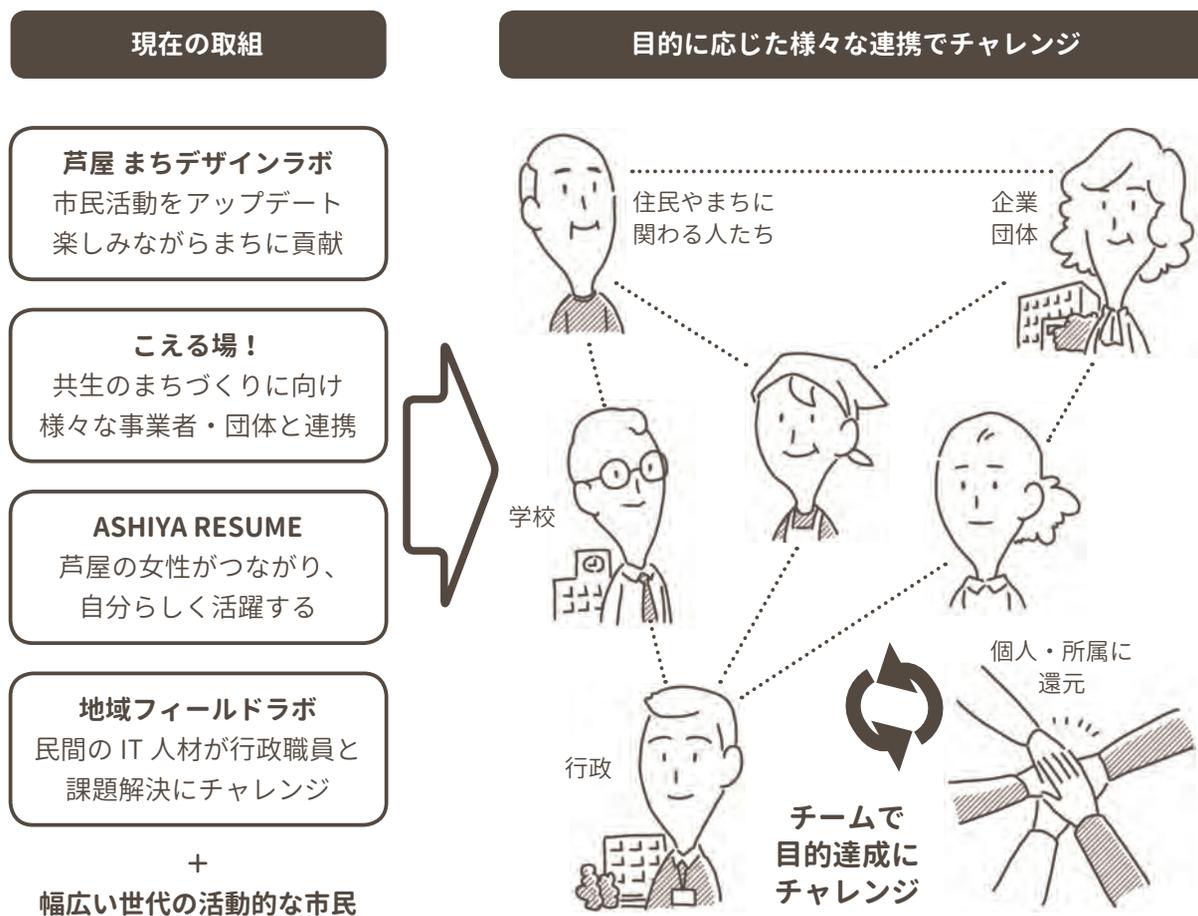
重点プロジェクト2

芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ

基本目標2：人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市

<コンセプト>

まちに愛着のある市民，企業，団体や地域と多様に関わる人々（関係人口）等がつながりをもつ機会や場を増やし，時代の変化やそれぞれの課題に応じた協働を促進させる人材を発掘・育成します。そして，多様な主体が集う相乗効果により，新たな可能性の発見や地域の課題解決を達成することで，より暮らしやすいまちの実現を目指します。



<具体的な事業の例>

- ・官民を超えて目的の達成に向かう職員の育成
- ・地域と多様に関わる人々（関係人口）も含めた多様な主体が連携できる地域のプラットフォームづくり

<推進する主な所管課>

市民参画・協働推進室，地域福祉課

重点プロジェクト3

ともに進めるエリアマネジメント

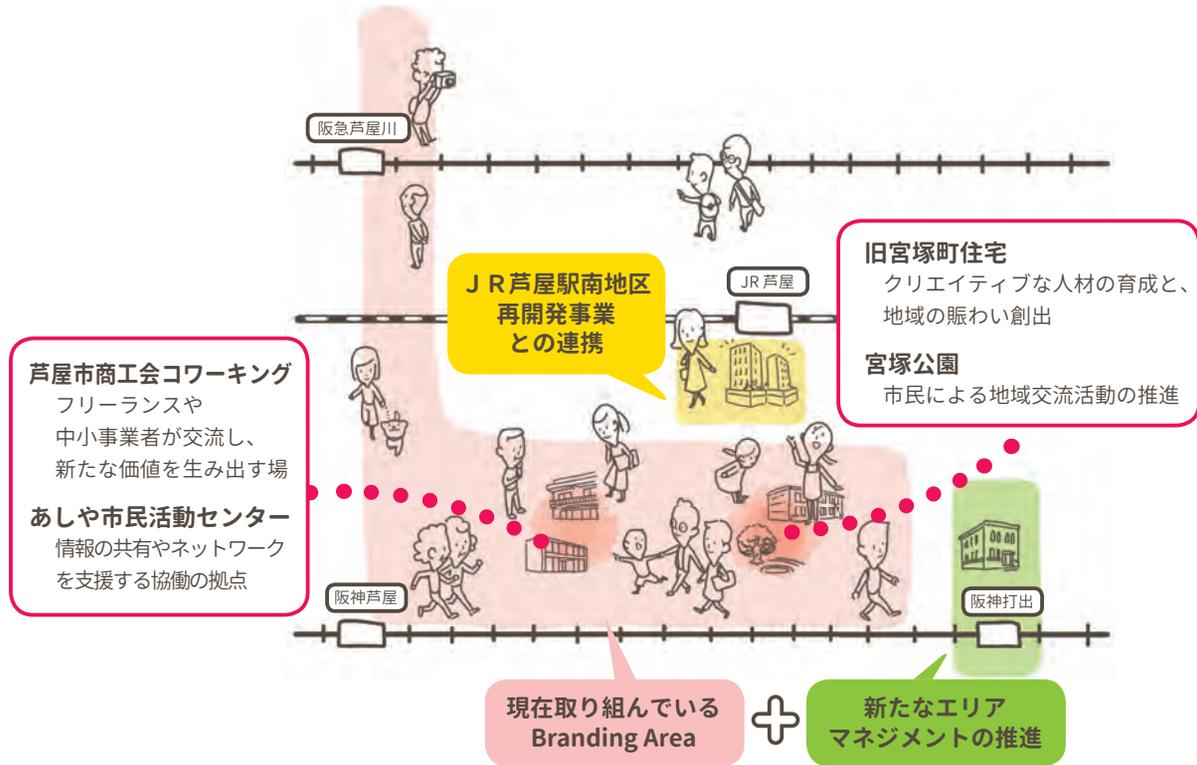
基本目標2：人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市

<コンセプト>

本市の中央部にあたる JR 芦屋駅・国道2号から阪神芦屋駅・鳴尾御影線までの個性的な店舗などが緩やかに集まる地区と芦屋川沿いをブランディングエリアとして、官民が連携して、活性化に取り組んでいます。

JR 芦屋駅南地区再開発事業との連動、エリア内の歴史的建造物など文化的な資源の活用とともに、起業や市民活動を支援し、賑わいや自己実現の場などをデザインすることに併せて、市内回遊性を高め、市全体への効果の波及を目指します。

また、打出教育文化センターの改修等を端緒として、公共施設等総合管理計画及び公共施設の最適化構想に基づく施設総量の縮減を進める統廃合・複合化にあたっては、縮小しながら充実させていく「縮充³⁸」の概念を取り入れるとともに、新たなエリアマネジメントを推進します。



<具体的な事業の例>

- ・ 旧宮塚町住宅や宮塚公園を活用した、人が集い交流する場の創出
- ・ 歴史的建造物など文化的な資源、商業資源、景観資源の複合化による回遊性の向上
- ・ 時代の流れと市民ニーズに合わせた公共施設の新たな使い方の実現
- ・ JR 芦屋駅の南北の人の流れを接続する

<推進する主な所管課>

マネジメント推進課

38 縮充：人口や税収が縮小しながらも地域の営みや住民の生活が充実したものになっていくこと。ここでは施設は縮小するものの、機能やサービスを充実させること。

参考資料1 人口ビジョン（抜粋）

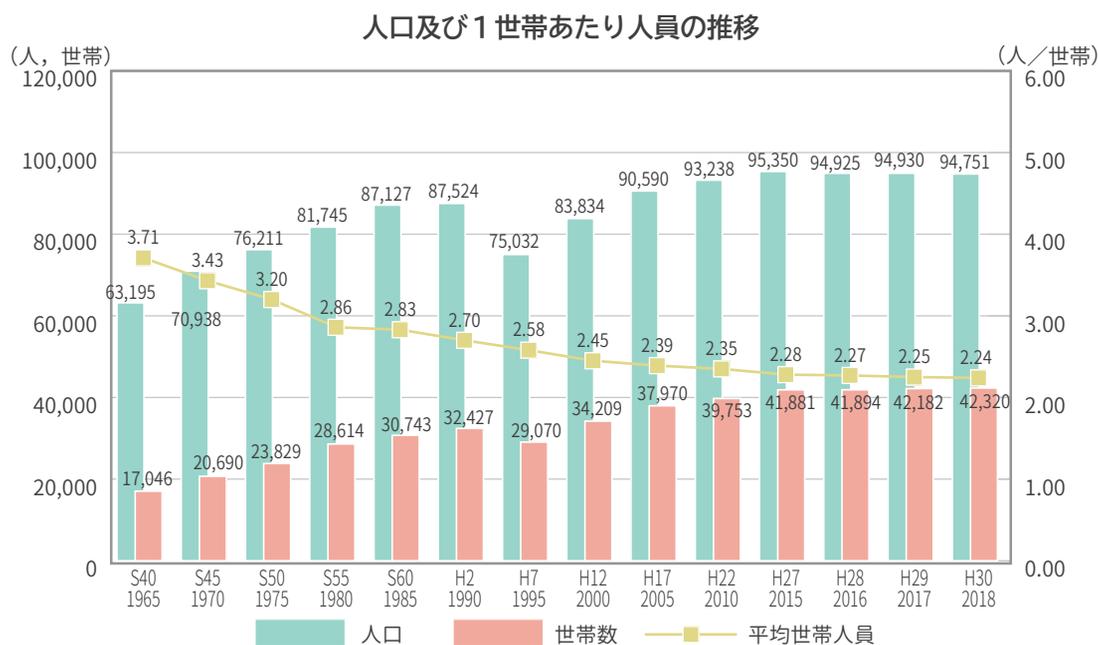
1 人口の現状分析

(1) 人口の推移

① 総人口および世帯数の動向

本市の総人口は増加を続けていましたが、阪神・淡路大震災の影響により、平成7年（1995年）には大きく減少しました。その後は震災復興事業に伴って徐々に人口は回復し、平成17年（2005年）には震災前の人口を上回り、9万人を超えました。その後も南芦屋浜地区への入居等もあり、人口の増加は続いていましたが、平成27年（2015年）の95,350人をピークとして、その後は横ばい傾向となっており、平成30年（2018年）で94,751人となっています。

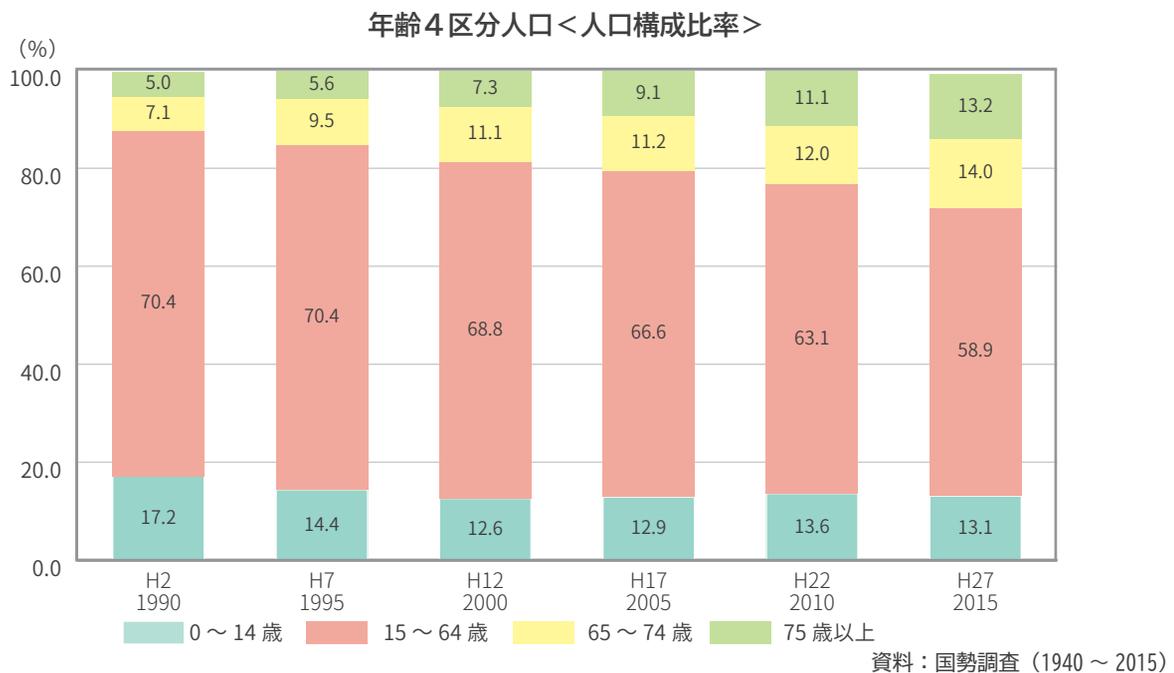
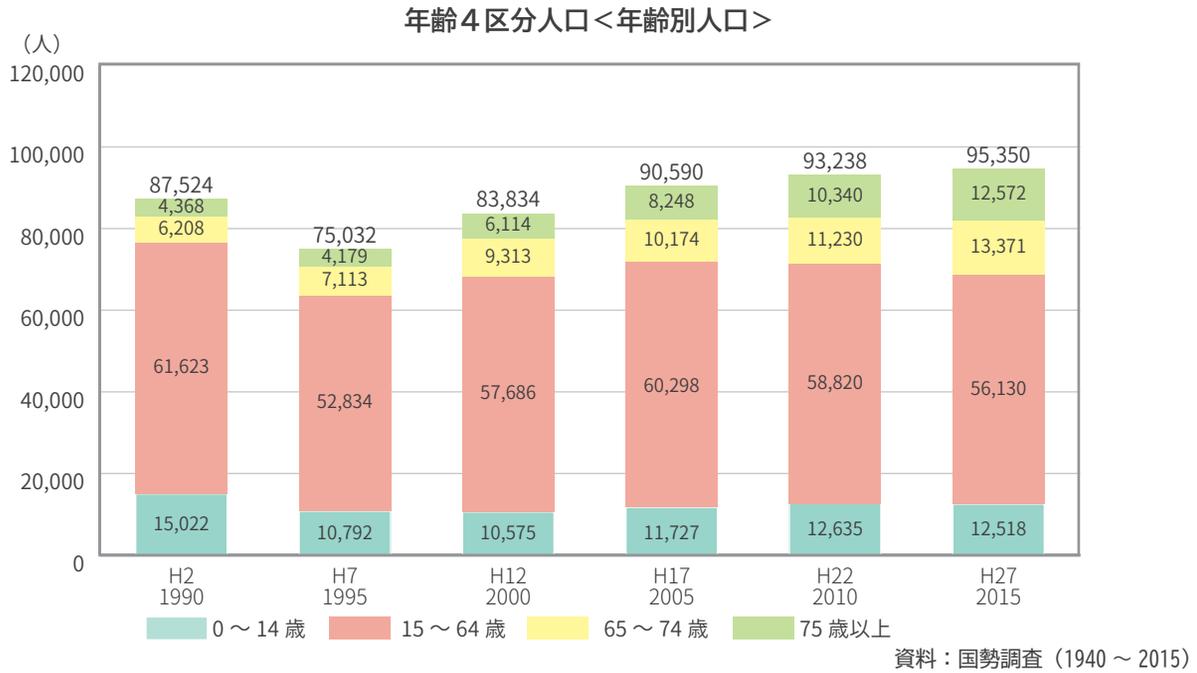
世帯数も人口と概ね同様の動きで推移していますが、近年は緩やかな増加傾向が続いており、平成30年（2018年）で42,320世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少を続けており、平成30年（2018年）は2.24人/世帯となっています。



資料：国勢調査（1965～2015）、芦屋市統計書（2016～2018）

② 年齢4区分人口

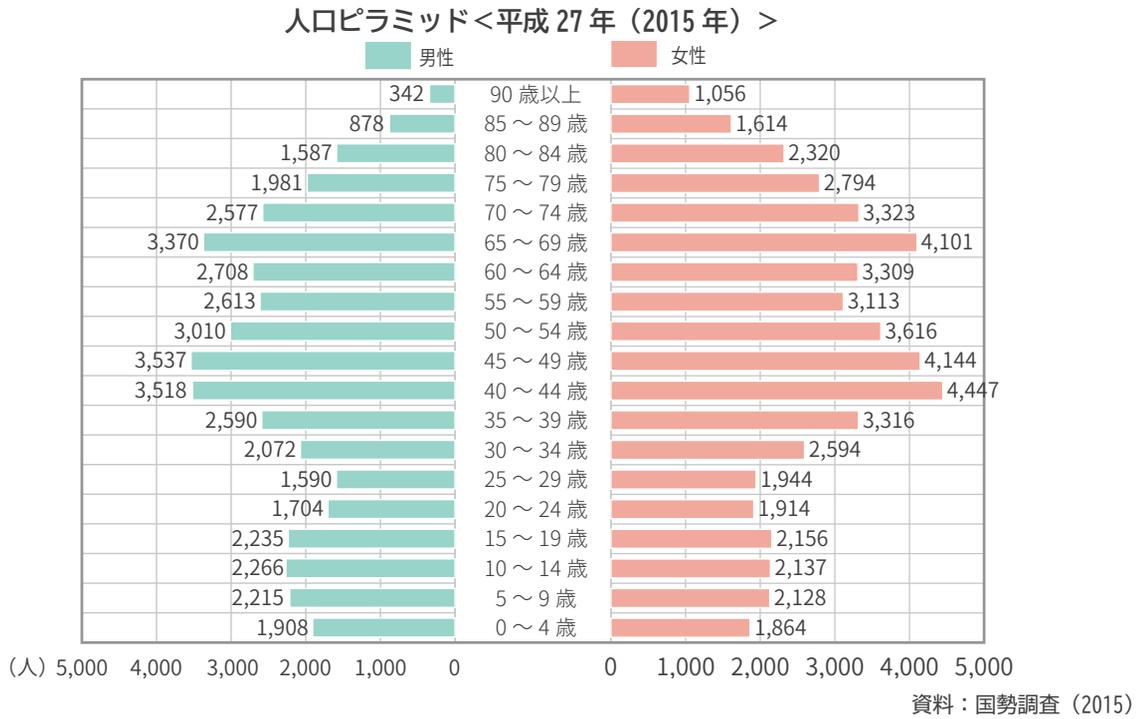
年齢4区分での人口構成比を見ると、生産年齢人口比率（15～64歳の人口比率）が低下し、高齢化率（65歳以上の人口比率）が上昇しています。一方、年少人口比率（0～14歳の人口比率）は、平成12年（2000年）まで低下し、一旦上昇に転じていましたが、平成27年（2015年）には再度減少となりました。



※総人口には年齢不詳分を含むため、年齢4区分人口の合計とは一致しない。
また、構成比は年齢不詳分を除いた合計値を母数として算出している。（次ページも同様）

③ 年齢別人口構成

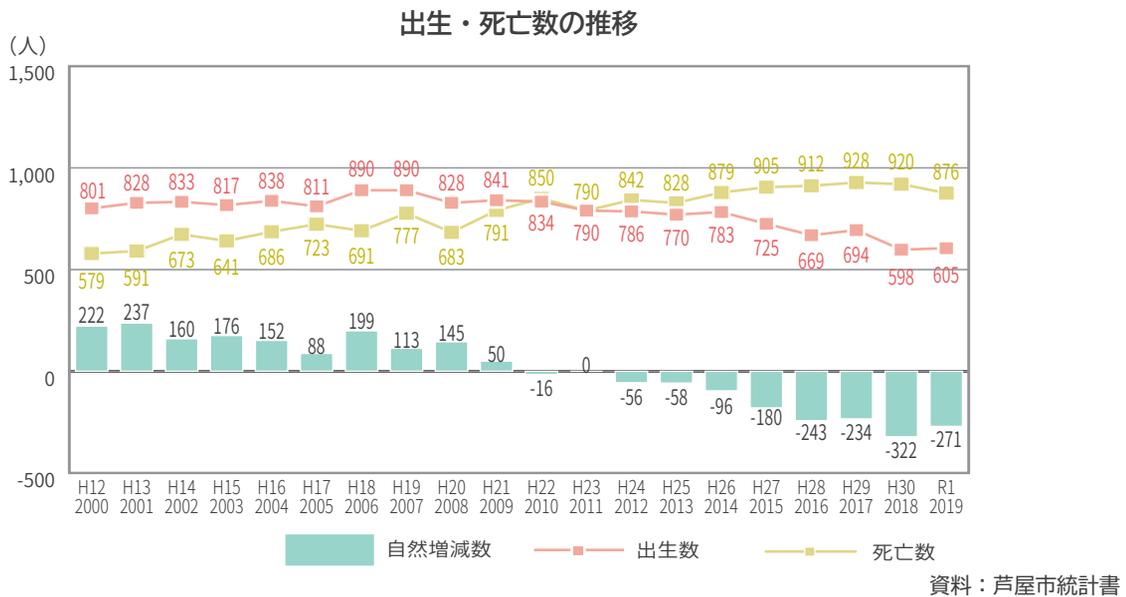
年齢別人口の構成を見ると、平成 27 年(2015 年)では、40～49 歳および 65～69 歳に顕著なピークが見られ、団塊世代および団塊ジュニア世代の多いことがわかります。



(2) 自然増減に関する分析

① 出生・死亡の状況

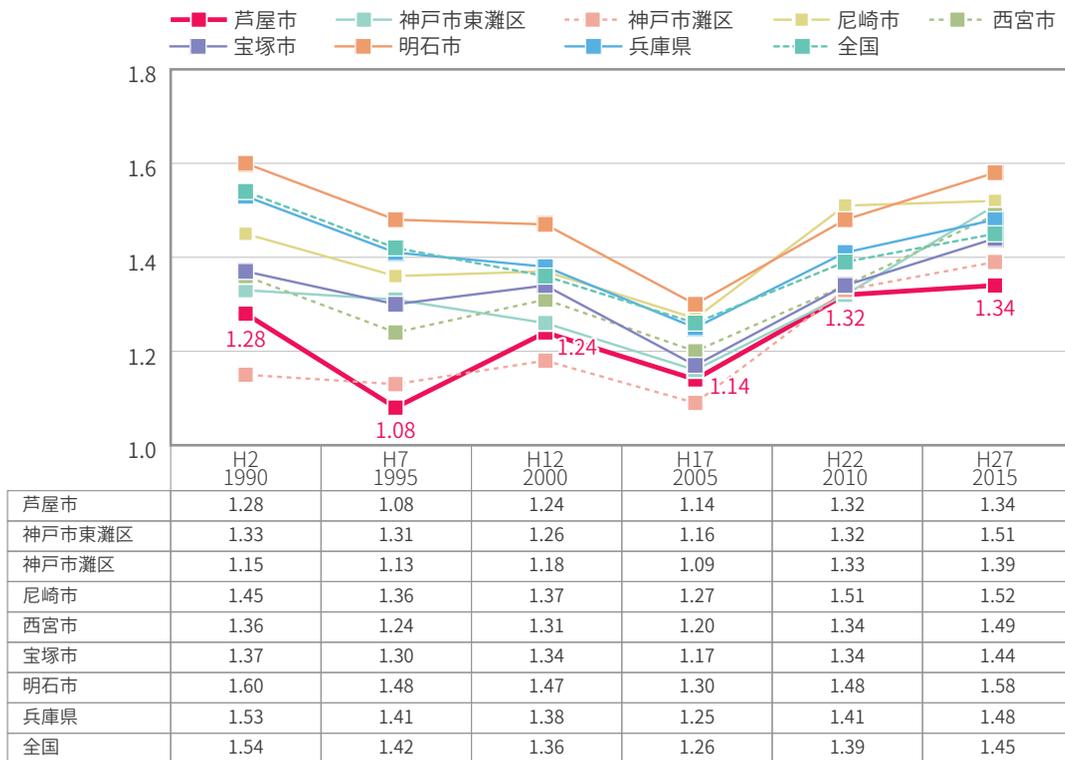
自然増減については、平成 21 年(2009 年)までは出生数が死亡数を上回っていましたが、以降は逆転し、近年は死亡数が出生数を大きく上回る自然減の状況で推移しています。



② 出生率と女性人口

合計特殊出生率は、上昇傾向にはあるものの、平成27年（2015年）で1.34と、全国や兵庫県、周辺都市と比べて最も低くなっています。

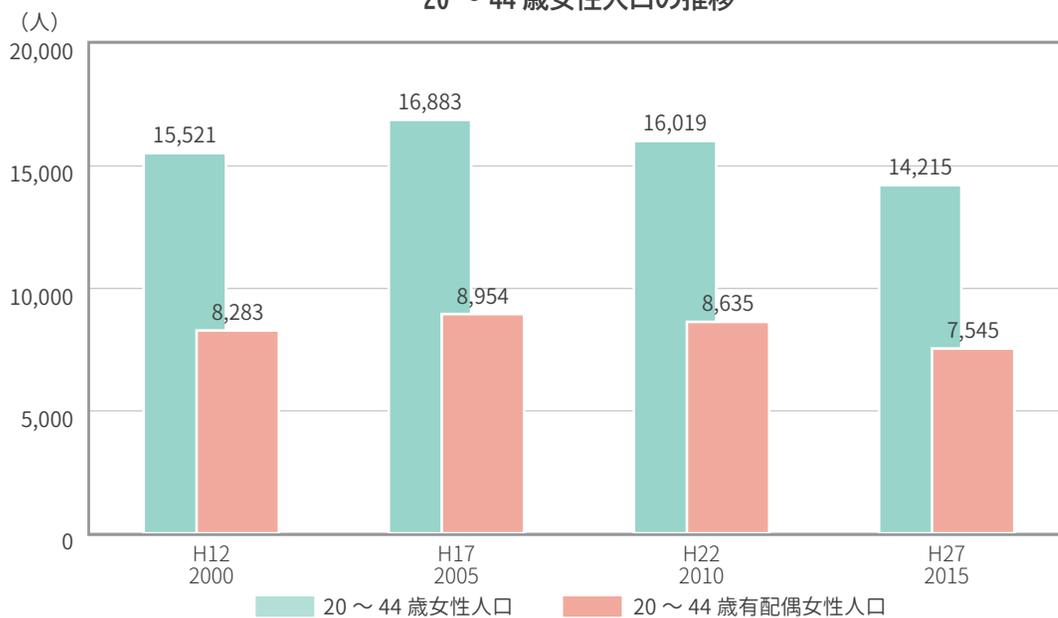
合計特殊出生率推移の周辺都市比較



資料：兵庫県保健統計年報（2017）

出産における中心年代である20～44歳の女性人口と出生数の推移を見ると、20～44歳の女性人口、有配偶女性人口とも、平成17年（2005年）をピークとして減少傾向にあります。

20～44歳女性人口の推移

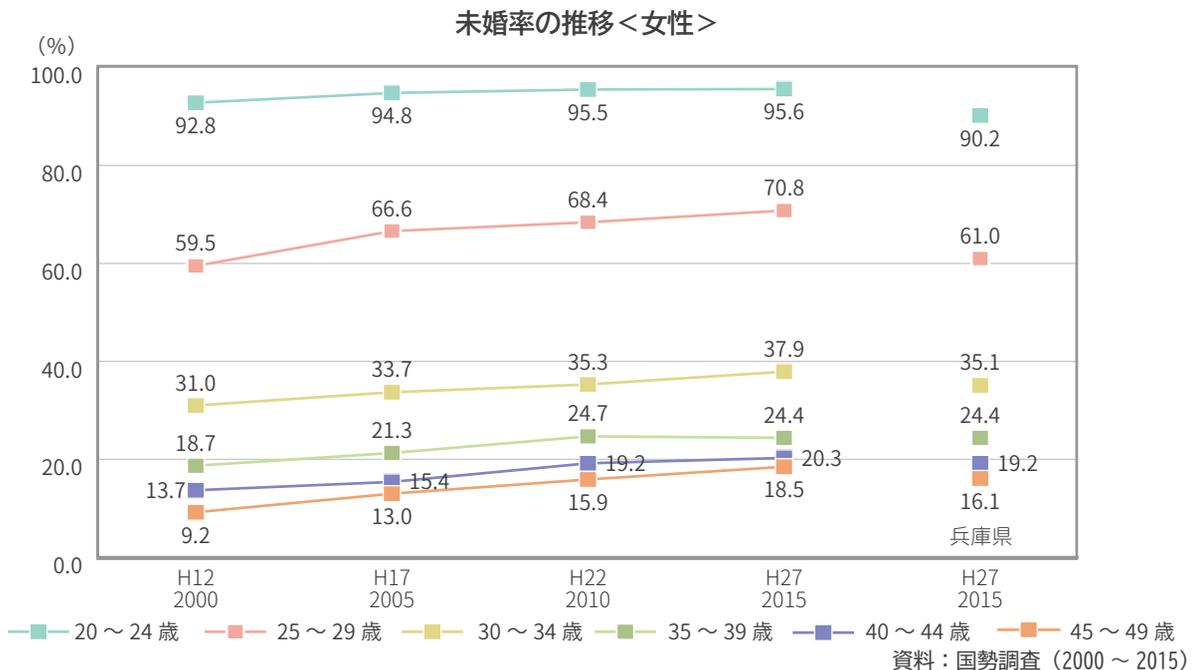
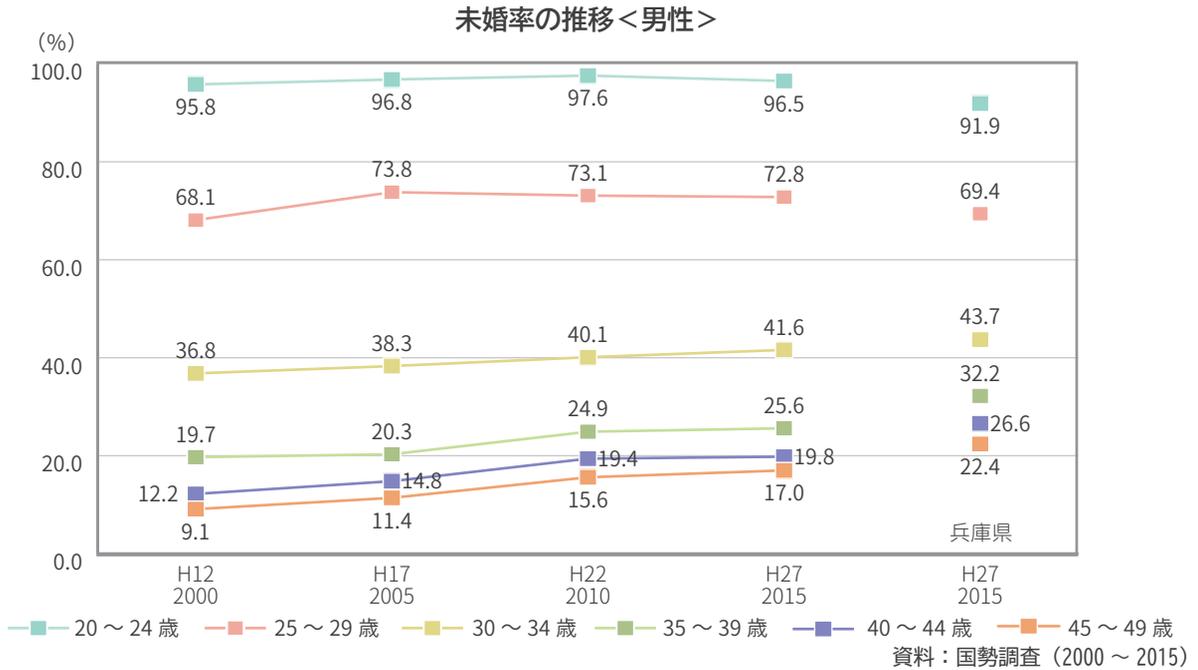


資料：国勢調査（2000～2015）

③ 未婚の状況

20歳代～40歳代の未婚率（結婚していない人の割合）を見ると、男性では、20歳代を除き、未婚率は上昇傾向にあります。平成27年（2015年）で兵庫県と比較すると、20歳代の未婚率は本市が高い一方、30歳代以上では兵庫県の方が高くなっています。

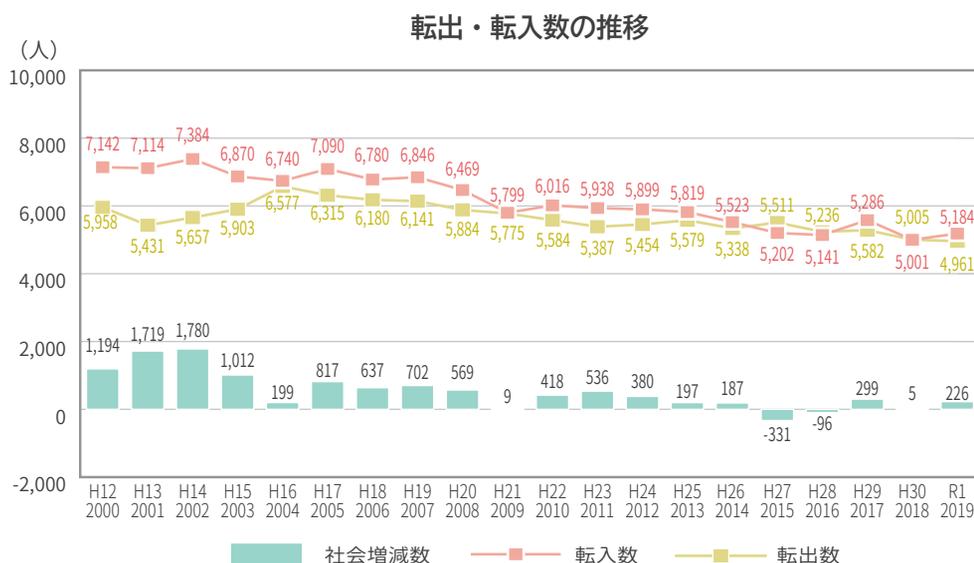
一方、女性では、35～39歳を除く全年齢層で未婚率は上昇傾向となっています。平成27年（2015年）で兵庫県と比較すると、35～39歳が同レベルであるのを除いて、全年齢層で本市の方が未婚率は高くなっています。



(3) 社会増減に関する分析

① 転出入の状況

社会増減について転出入の状況を見ると、転出より転入が多い社会増で推移してきており、平成15年(2003年)までは1,000人を超えていました。それ以降は徐々に差が小さくなり、平成27年(2015年)には転出が転入を上回る社会減となりましたが、平成29年(2017年)に再び社会増となっています。



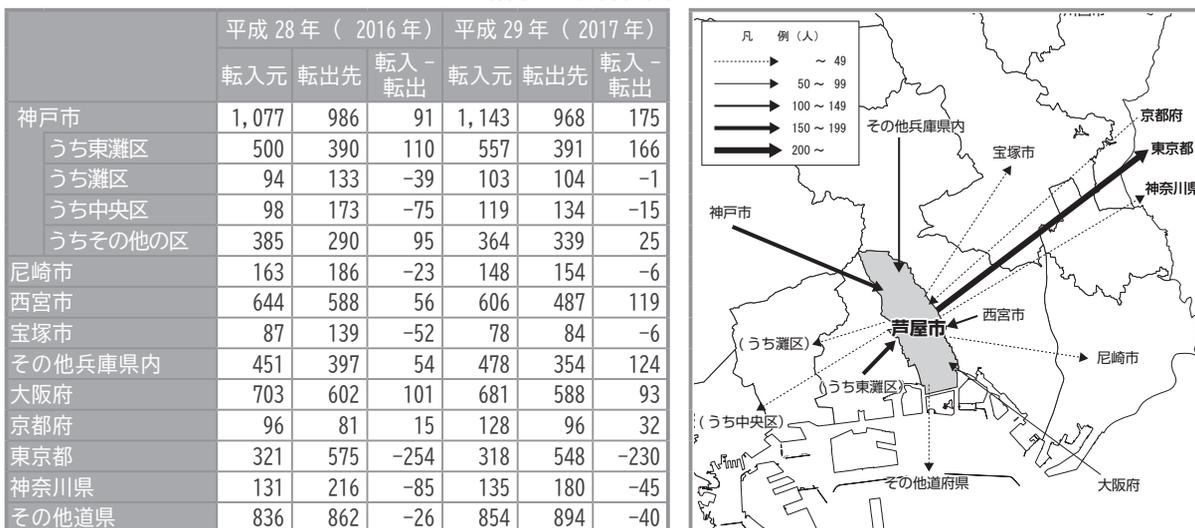
資料：芦屋市統計書

※社会増減数には他の要因による増減数も含むため、「転入数－転出数」とは一致しない。

② 相手地域別転出入

転出入の相手地域を見ると、平成29年(2017年)では、転入元、転出先とも、隣接する神戸市が最も多く、次いで大阪府となっています。転出入差では、神戸市、西宮市、大阪府からは転入が多くなっている一方、尼崎市、宝塚市では転出の方がわずかに多くなっています。また、首都圏である東京都、神奈川県については転出の方が多い状況です。

相手地域別転出入数



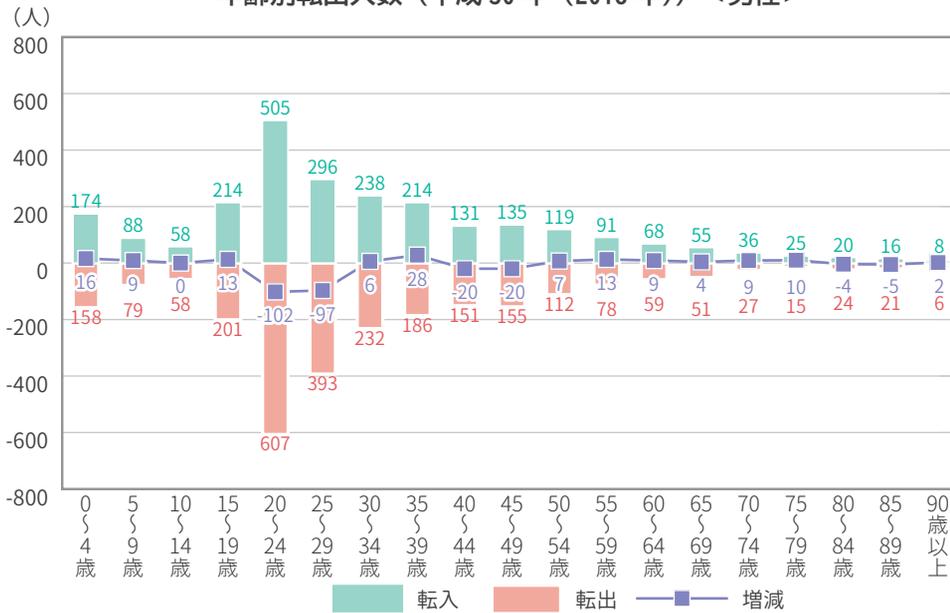
資料：総務省住民基本台帳移動報告(平成28年、平成29年)

③ 年齢別転出入

平成30年（2018年）の年齢別人口移動の状況を見ると、転入・転出ともに、男女いずれも20歳代～30歳代が多くなっています。

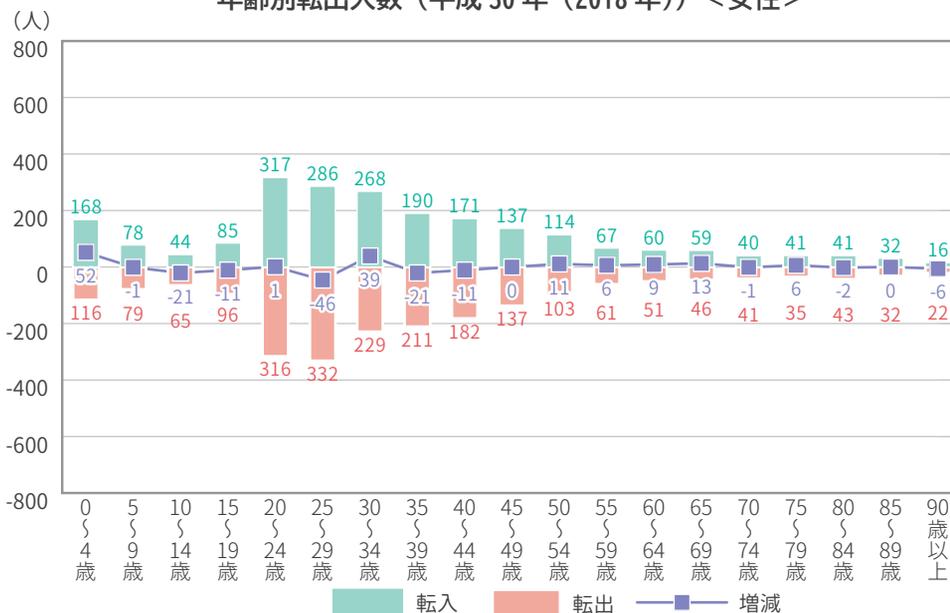
人口増減（転入－転出）については、男性では20歳代の減少数が特に多く、女性では25～29歳と35～39歳の減少が多くなっていますが、その他の年齢層では増減数は少なくなっています。

年齢別転出入数（平成30年（2018年））＜男性＞



資料：総務省住民基本台帳人口移動人口移動報告（2018）

年齢別転出入数（平成30年（2018年））＜女性＞



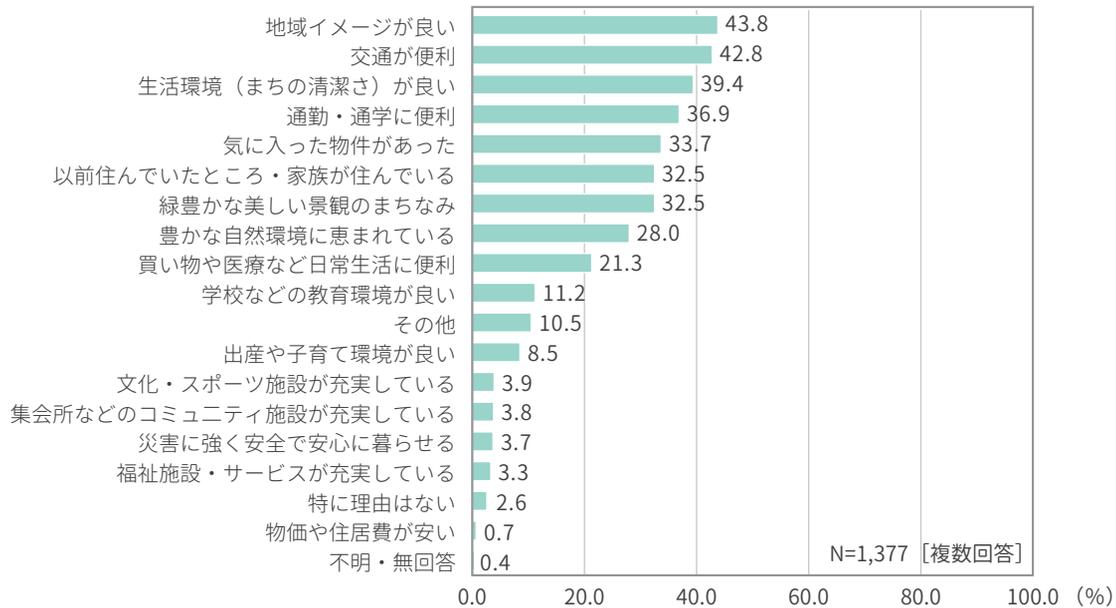
資料：総務省住民基本台帳人口移動人口移動報告（2018）

④ 定住意向や居住環境に関する市民意識

(ア) 居住地として芦屋市を選んだ理由

居住地として本市を選んだ理由は「地域イメージが良い」が43.8%で最も多く、「交通が便利」の42.8%、「生活環境（まちの清潔さ）が良い」の39.4%などが続いています。なお、年代別では大きな違いはみられません。

芦屋市を選んだ理由



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

(イ) 定住意向

定住意向は「今の場所に住み続けたい」が69.1%で最も多く、「市内の他の場所で住み続けたい」が12.7%と続いています。両者を合わせると、81.8%が芦屋市内で定住したいと考えています。年代別では、概ね年齢層が高いほど「今の場所に住み続けたい」の割合が高く、20～30歳代では「今の場所での定住」意向は5割台にとどまり、20歳代では「いずれ市外に引っ越したい」と「すでに市外に引っ越す予定がある」が合計25.2%と高くなっています。

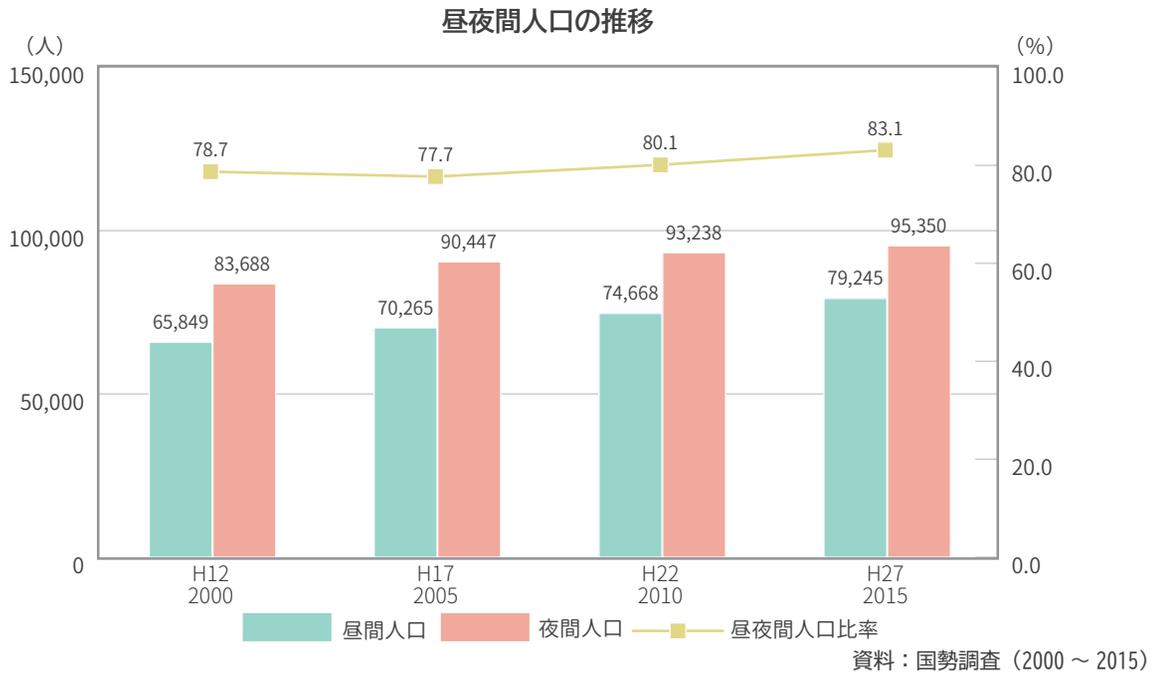
定住意向（性別・年代別）



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

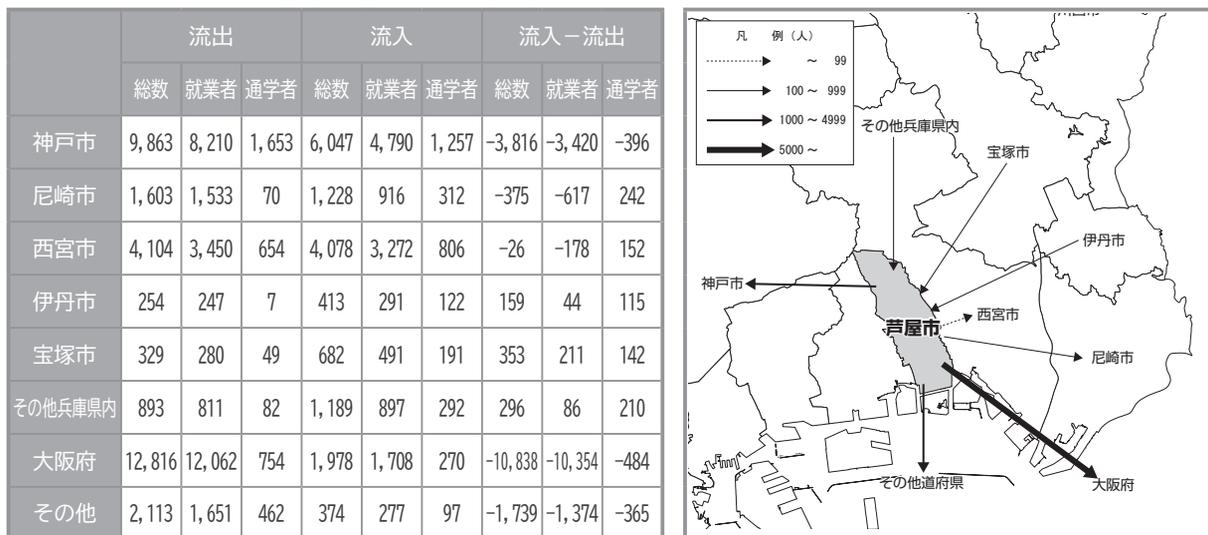
⑤ 昼夜間人口

昼夜間人口については、昼間人口に比べて夜間人口が多く、昼夜間人口比率は 80%前後で推移しており、市外への通勤・通学者が多い人口構造となっています。



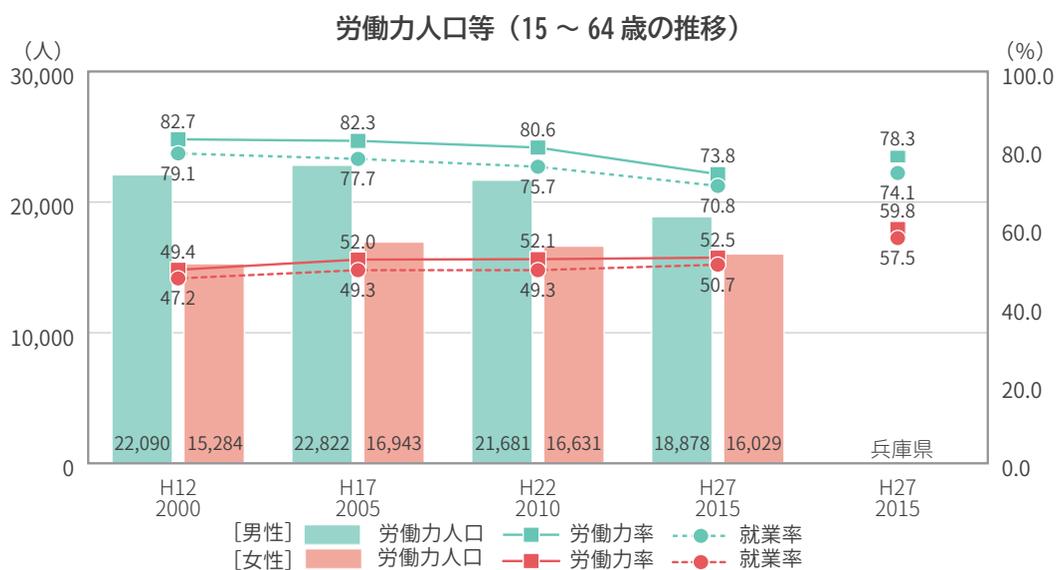
就業者，通学者（15歳以上）の通勤・通学先を見ると、就業者の通勤先は大阪府，神戸市が多くなっています。一方，通学者の通学先は神戸市が多くなっています。

通勤・通学における流出入人口（平成 27 年（2015 年））



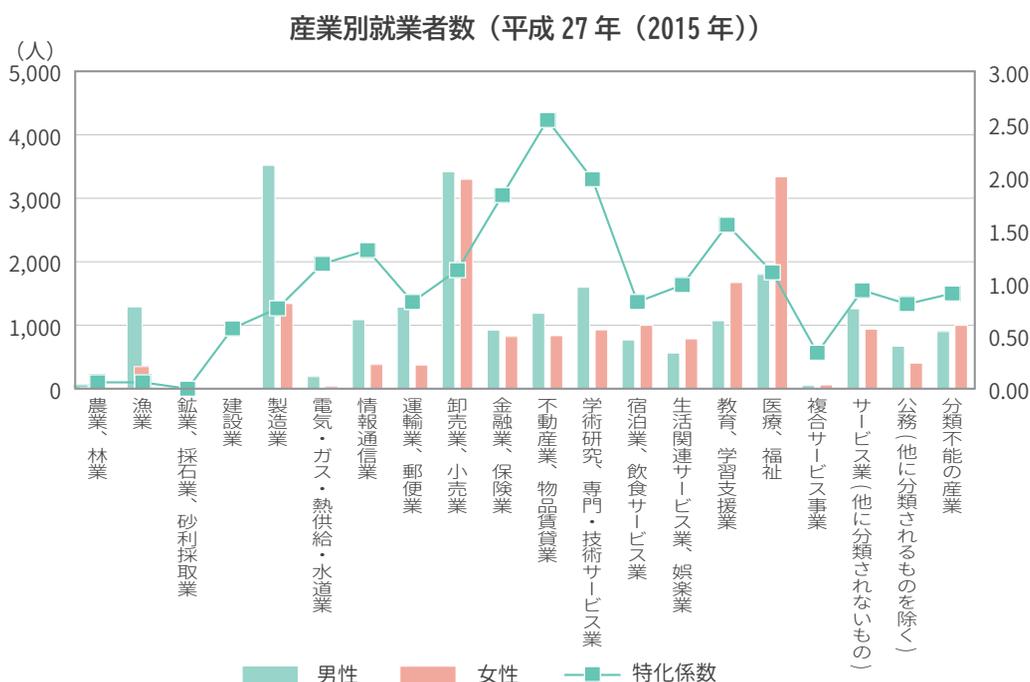
⑥ 労働力人口・就業者数

労働力人口のうち15～64歳の人数を見ると、男女とも、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）にかけて減少が見られ、特に男性の減少が大きくなっています。平成27年（2015年）で、労働力率は男性73.8%、女性52.5%、就業率は男性70.8%、女性50.7%となっており、兵庫県と比較すると男性、女性共に本市の割合がやや低くなっています。



※【労働力人口】総人口のうち、仕事をしている人及び仕事をする意思のある人の人口で、15歳以上の就業者数と完全失業者数を合わせたもの
 【労働力率】人口に占める労働力人口の割合
 【就業率】人口に占める就業人口の割合

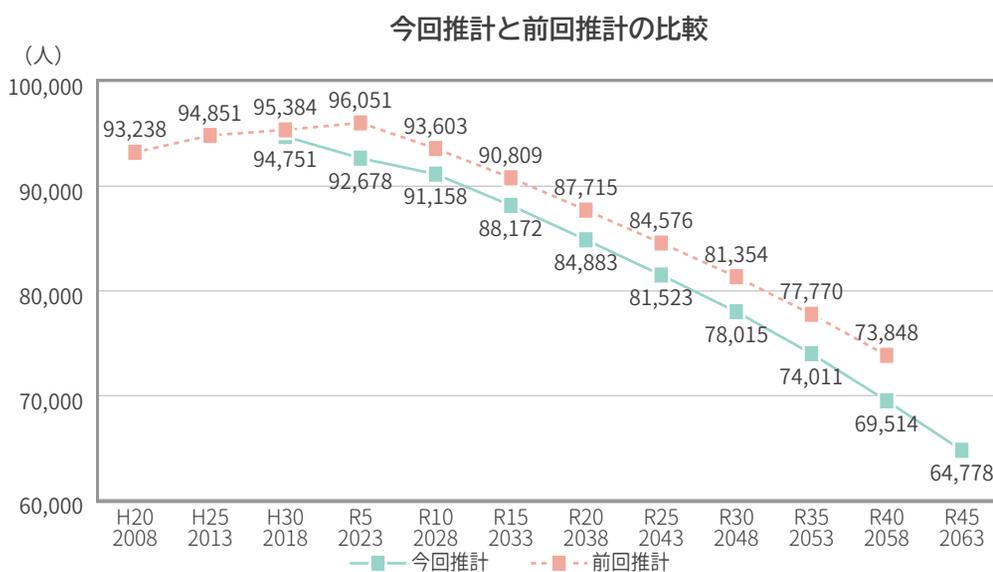
産業別の就業者数を見ると、男性では製造業、卸売業・小売業が多く、女性では医療・福祉、卸売業・小売業が多くなっています。特化係数では、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、金融業、保険業、教育、学習支援業などで働く人が相対的に多いことがわかります。



2 人口の将来推計

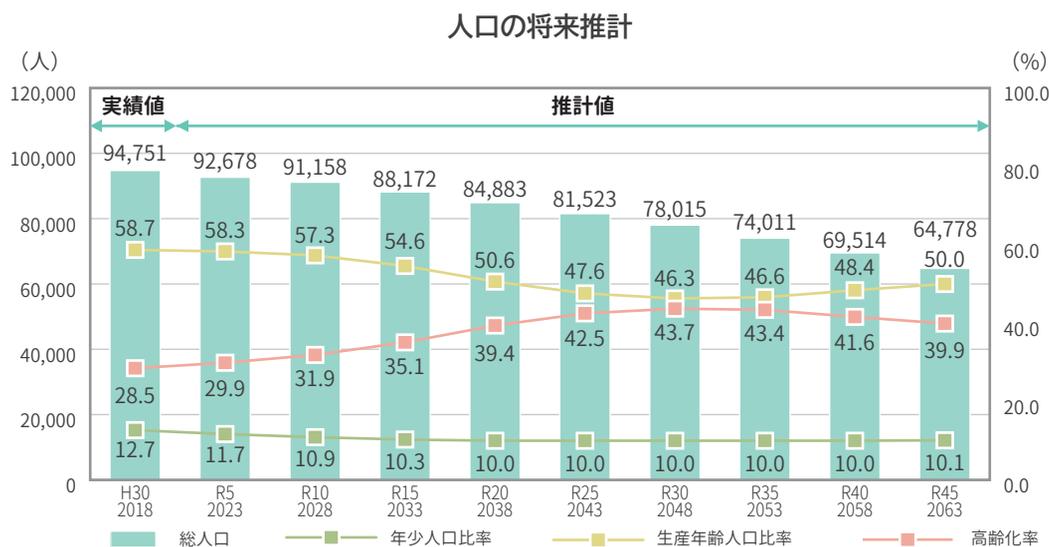
平成 27 年（2015 年）3 月に行った「平成 26 年度将来人口推計」（以下、「前回推計」という）では、平成 27 年（2015 年）の推計人口は 94,851 人で、令和 7 年（2025 年）の 96,051 人をピークに減少に転じ、令和 42 年（2060 年）には 73,848 人と推計しました。しかしながら、実際には、平成 27 年（2015 年）の 95,350 人をピークにすでに減少局面に入っていることから、より実態に即した人口推計を行うため、直近の人口状況を組み込み、平成 30 年（2018 年）の人口 94,751 人を基準として推計を行いました。

その結果、本市の将来推計人口は、今後も減少傾向が続き、令和 15 年（2033 年）には 9 万人を下回る 88,172 人、令和 30 年（2048 年）には 8 万人を下回る 78,015 人となり、令和 40 年（2058 年）には 7 万人を下回る 69,514 人、令和 45 年（2063 年）には 64,778 人になると見込んでいます。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（令和元年 10 月）

高齢化率は上昇を続け、令和 30 年（2048 年）に 43.7% に達し、以降は緩やかに減少していくものと見込んでいます。一方、年少人口比率は令和 20 年（2038 年）まで緩やかに低下し、以降は横ばいで推移するものと見込んでいます。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（令和元年 10 月）

なお、独自推計における人口増減の内訳は次のようになります。近年の社会増の状態を維持するとともに、市営住宅の建替え後の跡地での民間住宅開発や南芦屋浜地区の住宅開発計画による人口増加を見込んでおり、純移動数はプラスで推移する見込みとなります。しかし、出生数の減少、死亡数の増加がそれを上回るため、人口は減少していくと見込んでいます。

独自推計における人口増減の内訳

	平成30年 (2018)	令和5年 (2023)	令和10年 (2028)	令和15年 (2033)	令和20年 (2038)	令和25年 (2043)	令和30年 (2048)	令和35年 (2053)	令和40年 (2058)	令和45年 (2063)
総人口 (人)	94,751	92,678	91,158	88,172	84,883	81,523	78,015	74,011	69,514	64,778
15～49歳 女性人口 (人)	19,666	17,267	15,503	14,253	13,516	13,101	12,465	11,698	10,944	10,259
合計特殊 出生率	1.35	1.36	1.36	1.36	1.37	1.37	1.38	1.39	1.40	1.41
	平成30年 (2018) → 令和5年 (2023)	令和5年 (2023) → 令和10年 (2028)	令和10年 (2028) → 令和15年 (2033)	令和15年 (2033) → 令和20年 (2038)	令和20年 (2038) → 令和25年 (2043)	令和25年 (2043) → 令和30年 (2048)	令和30年 (2048) → 令和35年 (2053)	令和35年 (2053) → 令和40年 (2058)	令和40年 (2058) → 令和45年 (2063)	
出生数 (人)	3,175	2,903	2,739	2,623	2,532	2,401	2,253	2,108	1,976	
死亡数 (人)	5,487	5,797	6,156	6,425	6,498	6,465	6,767	7,120	7,240	
純移動数 (人)	239	1,374	431	513	607	557	510	514	528	
人口増減数 (人)	-2,073	-1,520	-2,986	-3,290	-3,360	-3,507	-4,004	-4,498	-4,736	

参考 独自推計の推計方法

- ・出生数は、15～49歳の女性人口に社会保障・人口問題研究所設定の「女子ども比」を推計年次で年次按分したものを掛け、5年間の出生数（0～4歳人口）としています。
 - ・死亡数は、各コーホート（5歳階級別人口）に社会保障・人口問題研究所設定の「生残率」を推計年次で年次按分したものを掛け、5年後の生残数を算定し、その差を5年間の死亡数としています。
 - ・純移動数は、各コーホート（5歳階級別人口）に、社会保障・人口問題研究所設定の「純移動率」を推計年次で年次按分して算出したものを掛け、5年間の純移動数（転入数－転出数）としています。なお、純移動率は、社会保障・人口問題研究所設定の「純移動率」をもとに、直近の住民基本台帳の純移動率で補正したものをを用いています。
- ※純移動数は「転入数－転出数」ですが、推計においては転入・転出別ではなく、正味の移動数をもとにした割合で計算を行っています。したがって社会移動は「転出・転入数」ではなく「純移動数」として表示しています。

3 人口減少により想定される影響

人口の減少や今までに経験したことのない少子高齢化の進行は、さまざまな分野において影響を及ぼしてくるものと考えられます。

(1) 少子高齢化に伴い予想される地域の状況

人口減少と少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少することにより、労働力不足が生じて企業等の事業活動や、担い手不足による地域活動への悪影響が生じるとともに、人口減少により個人消費も縮小することから、地域経済の停滞が顕著になってくることが見込まれます。また、医療費や介護費などの社会保障費が大きくなり、現役世代の負担がさらに増加していくことが懸念されます。

(2) 本市の行財政運営と市民生活への影響

本市においては、市の税収が減少する一方、社会保障関係経費の増加などが予想され、厳しい財政状況の中、行政サービスの低下を招く恐れがあります。

地域での見守りや支援等の必要な高齢者が増えていく一方、地域活動などを担う人材が不足することから、地域コミュニティが希薄化し、地域の防災・防犯機能の低下、地域の自主的な活動等の鈍化も考えられます。

人口減少に伴う市場の縮小により、小売業や飲食業、生活サービス業、医療など、市民生活を支える身近な店舗などの減少や、公共交通手段が縮小するなど、高齢者等を中心に生活が不便になる市民が増えてくるとも予想されます。

人口増加の時代に合わせて計画された公共施設・インフラについては都市の規模に対してオーバースペックとなり、空き家や維持管理が困難な集合住宅の増加により、いずれは防犯面や景観面などにおいてさまざまな影響が出てくるとも懸念されます。

子どもの数が減少し、多様な保育・教育機会が損なわれるなどの影響が想定されるとともに、学校の統廃合などが避けられない状況になることも考えられます。

4 本市の目指すべき将来の方向

平成 27 年（2015 年）策定の「芦屋市人口ビジョン」における人口目標値は、令和 42 年（2060 年）に 86,000 人以上を目指すとしていました。

しかし、現状において、平成 27 年（2015 年）をピークとしてすでに人口減少局面に入っており、今回行った人口推計では、将来人口は前回推計を大きく下回ると見込んでいます。

上記のような状況のもと、新たに目標人口の推計を行い、令和 45 年（2063 年）に 65,000 人以上を目指すこととしました。

目標 令和 45 年（2063 年）に 65,000 人以上

◆短期的目標 [～令和 5 年（2023 年）]

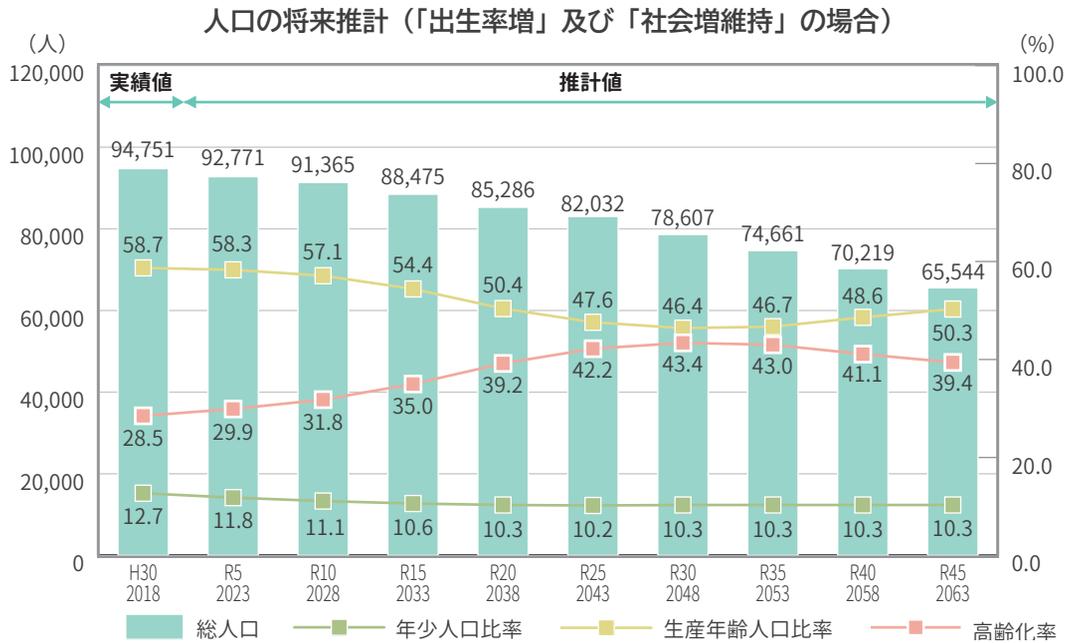
- ・出生率の増加を維持し、人口規模約 93,000 人（平成 30 年度比△ 2%）を目指します。

◆中期的目標 [～令和 10 年（2028 年）]

- ・引き続き、出生率の増加を維持し、人口規模約 91,000 人（平成 30 年度比△ 4%）を目指します。

◆長期的目標 [～令和 45 年（2063 年）]

- ・出生率の増加を維持し、人口規模 65,000 人以上（平成 30 年度比△ 31%）を目指します。



参考資料

（合計特殊出生率の設定）

	平成 30 年 (2018)	令和 5 年 (2023)	令和 10 年 (2028)	令和 15 年 (2033)	令和 20 年 (2038)	令和 25 年 (2043)	令和 30 年 (2048)	令和 35 年 (2053)	令和 40 年 (2058)	令和 45 年 (2063)
総人口 (人)	94,751	92,771	91,365	88,475	85,286	82,032	78,607	74,661	70,219	65,544
合計特殊出生率	1.35	1.40	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41

※合計特殊出生率が兵庫県の目標値（2024 年に 1.41）まで上昇した場合

参考資料2 SDGs と総合計画

■ SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年に国連サミットにおいて採択された、貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守り、持続可能な世界を実現するための国際社会が共通に掲げる「持続可能な開発目標」のことで、2030年を期限とする17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されており、これに全世界が取り組むことによって、『誰一人として取り残さない』世界の実現を目指しています。

■ 我が国での取組

国は、SDGs推進本部を設置するとともに、国家戦略として「SDGs実施指針」を決定しており、指針には、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むこと、各地方自治体には各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励すると示しています。また、地方創生の原動力としてもSDGsを位置付けています。

■ SDGsに地域で取り組む意義

SDGsは、先進国も途上国も含む幅広い社会課題のほとんどを網羅した目標であり、個々の地域の社会課題との高い整合性があります。また、「誰一人取り残されない包括的な社会をつくる」という理念は、全ての住民のQOL(Quality of Life:生活の質)の向上に通じるものです。「国際社会共通の目標」というと地域には関わりが無いように感じるかもしれませんが、SDGsを活用して取り組むことは、地域住民にとって暮らしやすいまちづくりの実現につながるものです。

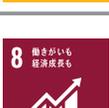
■ 総合計画への位置づけによる実現

芦屋市では、SDGsという世界共通のものさしで設定された目標を第5次総合計画に組み込み、市の施策をSDGsのターゲットと関連付けて、「誰一人として取り残されないまち」を目指して取組を推進していきます。

SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール / ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
 目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 目標4 質の高い教育をみんなに 全ての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

	ゴール / ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	目標6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	目標10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	目標14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	目標15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	目標17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

（出典）編集：自治体SDGsガイドライン検討委員会 発行：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）
「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-（2018年3月版（第2版））」

参考資料3 指標一覧

施策目標	指標		現状値	目標 (R7)	
施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している	① 待機児童数(人)	就学前	181	0	
		放課後児童クラブ	0	0	
	② 子育てで困った時に相談できる相手がいる人の割合(%)		95.5	維持	
	③ 地域子育て支援拠点事業の利用者数(人)		8,082	61,452	
施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている	① 若者の自己肯定感(%)	中学生	34.1	40.0	
		15～39歳	49.2	50.0	
	② 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学生	83.9	87.0	
		中学生	69.1	72.0	
③ 子どもと接する機会がある人の割合(%)		65.3	68.0		
施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている	① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割合(%)		64.1	70.0	
	② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合(%)		42.5	50.0	
	③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)		46.9	52.0	
施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる	① 地域の活動や行事に参加している人の割合(%)		41.2	50.0	
	② 日常生活で困った時に相談できる人や場所がある(ある)人の割合(%)		66.2	75.0	
	③ 障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合(%)		19.0	35.0	
	④ 夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合(%)	家事	理想	55.8	65.8
			現実	25.8	33.8
		育児	理想	61.7	68.7
現実			28.3	38.7	
施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる	① 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)		24.1	50.0	
	② 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)		70.3	75.0	
	③ 適正体重の人の割合(%)		76.5	維持	
	④ 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	全国	18.7	全国平均から+0.9ポイント以内	
本市		19.9			
施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている	① 芦屋市が美しく清潔だと思ふ人の割合(%)		87.4	92.1	
	② 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数(平均)		2.93	3.20	
	③ 1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)		943.1	882.2	
	④ 市内の商店街・商業施設を以前から利用もしくは最近利用するようになった人の割合(%)		28.8	31.1	
	⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合(%)		65.6	70.0	
施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる	① 住宅の耐震化率(%)		96.7	98.0	
	② 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)		6.0	50.0	
	③ 災害時への備え全11項目のうち、実施項目数(平均)		3.44	5.20	

施策目標	指標	現状値	目標 (R7)	
施策目標 8 日常の安全安心が確保されている	① 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件)	244	147	
	② 人身事故の発生件数(件)	332	293	
	③ 救急 119 番通報受信から現場到着までの時間(分)	6.7	6.0	
施策目標 9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている	① 定住意向(%)	84.3	維持	
	② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかったことがある人の割合(%)	15.7	20.0	
	③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合(%)	91.3	維持	
	④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	50.9	60.0	
施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる	① 対策が必要な橋梁の割合(%)	18.8	0.0	
	② 水道管等の耐震適合率(%)	水道管	64.7	66.0
		配水池	39.4	81.2
	③ 下水道管耐震化率(%)	24.39	27.27	
④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合(%)	69.8	維持		
施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる	① 地域の活動に年1回以上参加している人の割合(%)	35.9	40.0	
	② 居住する地域にとらわれない活動に年1回以上参加している人の割合(%)	34.5	40.0	
	③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合(%)	29.0	40.0	
施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている	① 経常収支比率(%)	96.9	94.0	
	② 実質公債費比率(%)	7.4	16.0 未満	
	③ 将来負担比率(%)	97.7	97.0 以下	
	④ 公共施設の将来更新(大規模改修・建替)費用(億円/年)	30.2	27.3	
施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている	① 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	85.0	
	② 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	65.0	
	③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値	90	全職場で120未満	

附属資料1 策定経過

		計画検討会議等	市民・職員の参加
平成30年 (2018)	2月		○第1回市民意識調査実施
	3月		
	4月		
	5月		
	6月	○策定方針決定、方針を市議会説明	
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		○第1回職員アンケート調査実施
	11月		市民ワークショップ
	12月		団体インタビュー
	平成31年 令和元年 (2019)	1月	
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			○第2回市民意識調査実施
7月			
8月			ワーキング職員
9月			
10月			
11月			
12月			
令和2年 (2020)	1月		
	2月		○第2回職員アンケート調査実施
	3月		○第3回市民意識調査実施
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		パブリックコメント募集
令和3年 (2021)	1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月	市議会(案審議)	
	9月	案審査 議決	

附属資料2 第5次芦屋市総合計画策定方針

1 はじめに

本市では、昭和46年（1971年）に芦屋市総合計画、昭和61年（1986年）に芦屋市新総合計画、平成13年（2001年）に第3次芦屋市総合計画、平成23年（2011年）に第4次芦屋市総合計画（以下「第4次総合計画」という。）を策定し、芦屋国際文化住宅都市の建設を進めてきた。

このたび、第4次総合計画の計画期間が平成32年度（2020年度）で終了するため、平成33年度（2021年度）以降の市の方向性を市民へ示すとともに、まちづくりの羅針盤とするため、最上位計画であり、市の目指すべき姿へのストーリーである第5次芦屋市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定する。

これまでの総合計画

計画名	計画策定年	将来像
芦屋市総合計画	昭和46（1971）年	自然の美、人工の美、人間の美が調和した品位と風格のある個性豊かな住宅都市
芦屋市新総合計画	昭和61（1986）年	誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市
第3次芦屋市総合計画	平成13（2001）年	知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市
第4次芦屋市総合計画	平成23（2011）年	自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

2 市民アンケート結果を踏まえた策定

平成30年2月実施の「芦屋のまちづくりについての市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）では、9割が「住みよい」と回答し、居住地として芦屋市を選んだ理由として、「地域イメージが良い」や「生活環境（まちの清潔さ）が良い」が多く選ばれている。

子どもが育つ環境に対して、若い世代を中心に肯定的な評価が多いが、「子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている」ことについては、30～40歳代を中心に否定的な評価が多くなっている。

また、保健・医療サービスについては年齢の高い層で、安全施策や身近な生活環境については若い世代で、それぞれ肯定的な評価となっている。

なお、力を入れて取り組むべき施策として「高齢者の暮らし」「子育てと仕事との両立」「商業の活性化」、「交通ルール・マナー」「保健・医療・福祉連携」に関する回答が多かった。

以上のような市民アンケートの結果を踏まえた本市の強みや、ニーズはあるが市民満足度が低い分野などについて、特に意を用いて策定する。

3 総合計画策定の視点・考え方

以下の考え方を基本とし、次期総合計画を策定する。

(1) 基本的な方向

本市の最上位となる計画として中長期的な視点に立ち、本市の目指すべき将来像を設定して市政の方向性を示すまちづくりの指針とする。

策定にあたっては、現在の社会経済情勢を十分に踏まえるとともに、人口減少や少子高齢化、

ICTの急速な発達、国際化の進展など今後の環境変化も見据えた計画となるよう十分留意する。
また、各施策分野の課題別計画と連携を図りながら策定を進める。

(2) 市民と行政との共創

総合計画策定のプロセスを市民との創発の場として活用し、市民と協働して市民の意見をより多く取り入れられるよう計画策定を行うとともに共創によるまちづくりの推進を図る。

(3) 人材育成の場としての活用

若手・中堅職員が10年後の芦屋の姿を思い描きながら計画策定に携わることで、中長期的、俯瞰的、多角的な視点に立った未来志向の意識を醸成し、今後の社会経済情勢の変化を的確に捉えた政策形成能力の向上を図る。

(4) 実効性の確保

計画(Plan)を明確にし、実行(Do)を進めるだけでなく、その後の評価(Check)および改善(Action)につなげ、実行した事業が一層実効あるものとなるよう、計画策定と並行して次期総合計画と連動した仕組みづくりを進める。

(5) 創生総合戦略との関係

次期総合計画は創生総合戦略の視点を踏まえ、創生総合戦略の効果的な推進にも資するよう策定するものとする。

4 計画の構成と期間

次期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 基本構想

市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すもの。

近年の社会経済情勢等の変化の速度に鑑み、基本構想の期間は10年とし、平成33年度(2021年度)から平成42年度(2030年度)までとする。(芦屋市総合計画に関する規則第4条)

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするもの。基本構想を実現するためのまちづくりのストーリーを描く。

効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成33年度(2021年度)から平成37年度(2025年度)まで、後期を平成38年度(2026年度)から平成42年度(2030年度)までとする。(芦屋市総合計画に関する規則第4条)

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みを勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするもの。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定する。(芦屋市総合計画に関する規則第6条)

5 策定体制

次期総合計画は、以下の体制で策定する。

(1) 市民ワークショップ

広く市民を募集し、次期総合計画に盛り込むべき内容について、市民同士が議論する。また、ワークショップには係長級以下の職員も参画する。

(2) 総合計画等推進本部（庁内組織）

市長、副市長、教育長および部長級以上の職員で構成し、第4次総合計画の検証、総括を受け、次期総合計画策定について協議する。

(3) 総合計画等推進本部専門部会（庁内組織）

策定委員会の下部組織として、課長級職員で構成し、次期総合計画策定について協議する。組織ごとの6つの部会で構成し、部会員は各担当の課長級職員とする。

(4) 職員ワーキングチーム（庁内組織）

若手・中堅職員で構成し、施策（案）について協議、専門部会へ提言する。6分野に分け、既存の枠にとらわれないアイデアを協議する。

(5) 総合計画アドバイザーチーム

学識経験者やまちづくりに関する知見を有する者で構成し、次期総合計画策定の手法や素案等について助言を行う。

(6) 総合計画審議会（附属機関）

学識経験者、市議会議員、市民団体の代表者および特に市長が必要と認める者（公募市民を予定）で構成し、次期総合計画について審議する。

(7) 総合計画審議会作業部会（附属機関に準ずる機関）

審議会の下部組織として、審議会委員および特に市長が必要と認める者（各分野の専門家等を予定）で構成し、次期総合計画について協議する。分野ごとの3つの部会で構成する。

(8) 事務局

企画部政策推進課に設置し、総合計画策定に係る全般の調整および庶務を行う。

(9) その他

上記のほか、必要に応じてワークショップの実施等を行う。

附属資料3 芦屋市総合計画審議会

(1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成18年3月24日

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民団体の代表者 (4) 特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

(2) 芦屋市総合計画審議会規則

平成18年3月31日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 諮問書

企 政 第 5 8 2 号
令和元年11月28日

芦屋市総合計画審議会会長 様

芦屋市長 伊 藤 舞

第5次芦屋市総合計画及び創生総合戦略の策定について（諮問）

第5次芦屋市総合計画及び創生総合戦略を策定するに当たり、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

以 上

(4) 答申書

令和3年3月31日

芦屋市長

伊藤 舞 様

芦屋市総合計画審議会
会長 林 昌彦

第5次芦屋市総合計画及び第2期芦屋市創生総合戦略（案）について（答申）

令和元年11月28日付け芦企政第582号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり成案を得ましたので、下記の意見を付して答申します。

記

- ・第5次芦屋市総合計画及び第2期芦屋市創生総合戦略（案）（以下「本案」という。）は、芦屋市のまちづくりを進めるうえで指針となるものであり、将来像として定める「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を実現し、多くの人に憧れと夢を持って選ばれるまちを目指すため、人口減少などの諸課題に適切に対処し、子育て・教育をはじめとする施策を着実に推進されることを望む。
- ・本案がこれまでの総合計画と異なるのは、創生総合戦略と一体的に策定し、人口減少を乗り越えて持続可能なまちづくりを行うことで、地域創生を実現することを企図して、SDGs（持続可能な開発目標）への取組を表明したことである。SDGsは、社会、経済、環境を不可分一体のものと捉え、統合的な解決を目指すところに特徴があり、総合計画にふさわしい目標である。また、SDGsは「誰一人取り残さない」ことを基本理念としていることから、市民一人ひとりを排除や差別、孤立から守り、支え合う地域社会をつくることに重きを置いていただきたい。
- ・SDGsは目標のみが掲げられており、その実施に関して具体的なルールはない。ただし、その目標17に「パートナーシップで目標を達成しよう」とあるように、多様なステークホルダーが連携をとりながら進めていくことが強調されている。本案においても将来像や基本方針を構成する視点として「人のつながり」をあげているが、様々な課題を解決し、持続可能性を高めるために、市民、事業者及び行政が共に取り組むことを心掛けていただきたい。
- ・市民、事業者及び行政の協働を促進するには、それぞれの立場の違いを乗り越え、新しい関係をつくりだすことができる人材が不可欠である。「まちづくりは人づくり」と言われる所以である。人口減少の影響により地域の諸活動を担う人材の不足が懸念されていることから、新たな担い手の育成には特に意を用いていただきたい。
- ・本案に掲げた目標を達成するには、適時に進捗度を測定し、目標に至るプロセスを管理することが不可欠である。その際、測定に用いる指標は、できる限り比較可能な共通指標を採用することが望ましいが、それに加えて地域の実情に合わせた独自指標を設定することも必要である。ただし、測定すること自体が重要なわけではない。肝心なことは、ステークホルダー間で情報を共有することで信頼関係を醸成し、それを礎子として施策の実効性を高めていくことに留意されたい。
- ・現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が深刻な問題となっているのは、それ以前から存在した構造的な問題によって、その影響が増幅されているからである。感染症対策は、一時的で個別的な課題ではなく、実は他の課題と相互に関連しており、総合的な対策をとることが必要である。このことから、本案に掲げた施策の具体化においては、組織横断的に取り組むとともに、国、県及び他市町と連携することを重視されたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないように、不確実性がますます高くなる傾向にある。そのことから、社会情勢が大きく変化したときは、たとえ計画期間内であっても、施策やその目標、それを達成する手法、組織体制などを見直すといった柔軟な対応に努めていただきたい。
- ・本案の趣旨が市民、事業者及び市職員の一人ひとりに届くよう、あらゆる機会に様々な媒体を用いて積極的に周知されたい。

以上

(5) 委員

委員構成	委員名	所 属
学識経験者	石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
	佐々木 勝 一	神戸女子大学社会福祉学科 教授
	辻 岡 綾	元 人と防災未来センター 研究員 同志社大学 社会学研究科 博士課程
	寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 教授
	林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授
	平 野 隆 之	日本福祉大学社会福祉学部 教授
市 議 会 議 員 (第1回～第6回)	帰 山 和 也	芦屋市議会
	長 谷 基 弘	芦屋市議会
	ひろせ 久美子	芦屋市議会
市議会議員 (第7回・8回)	青 山 暁	芦屋市議会
	福 井 美奈子	芦屋市議会
	松 木 義 昭	芦屋市議会
市民団体代表	加 納 多恵子	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会
	助 野 光 男	芦屋市自治会連合会
	永 瀬 隆 一	芦屋市商工会
	若 林 敬 子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会
特に市長が必要 と認める者	大 黒 太 郎	公募市民
	平 山 壽 邦	公募市民
	眞 伏 しらべ	公募市民
	横 山 宗 助	公募市民

(順不同。ただし、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条内50音順)

(6) 開催日程

回	日時	審 議 内 容
第1回	令和元年 11月28日(木)	・審議会に関する説明及び会議録の公表等について ・これまでの策定過程及び今後の進め方について ・第4次総合計画の総括について ・将来人口推計について
第2回	令和元年 12月13日(金)	・芦屋市創生総合戦略の改訂について ・第5次総合計画の体系及び基本構想(素案)について
第3回	令和2年 1月23日(木)	・前期基本計画(素案)【子育て・教育, 福祉健康】について
第4回	令和2年 2月4日(火)	・前期基本計画(素案)【市民生活, 安全安心】について
第5回	令和2年 2月27日(木)	・前期基本計画(素案)【都市基盤, 行政経営】について
第6回	令和2年 3月18日(水)	・基本構想(修正案)について ・人口ビジョン(改訂案)及び第2期芦屋市創生総合戦略(骨子案)について ※新型コロナウイルス感染対策のため書面開催
第7回	令和2年 10月29日(木)	・第5次総合計画・第2期総合戦略(素案)について
第8回	令和3年 3月19日(金)	・パブリックコメントの実施結果について ・第5次総合計画・第2期創生総合戦略(原案)答申案について

附属資料4 第5次芦屋市総合計画等アドバイザー

(1) 第5次芦屋市総合計画等アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 第5次芦屋市総合計画（以下「第5次総合計画」という。）及び次期芦屋市創生総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）を策定するに当たり，専門的な知識及び経験を有する立場からの助言等の支援を得るため，第5次芦屋市総合計画等アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーは，第5次総合計画及び次期総合戦略の策定に関することについて，助言又は指導を行う。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは，次に掲げる者のうち10名以内とし，市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくりに関し，識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 市長は，必要と認めるときは，アドバイザーを招集し，アドバイザー会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は，第5次総合計画及び次期総合戦略の策定に関することについて協議する。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は，平成31年10月31日までとする。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は，総合計画及び総合戦略の策定等に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成30年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は，平成31年10月31日限り，その効力を失う。

(2) 委員

委員構成	委員名	所属
学識経験者	石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
	佐々木 勝 一	京都光華女子大学健康科学部 教授
	辻 岡 綾	人と防災未来センター 推薦（研究員）
	寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 教授
	林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授
	平 野 隆 之	日本福祉大学社会福祉学部 教授
まちづくりに関する 知見を有する者	榊 原 貴 倫	Code for Hyogo 代表
	渡 辺 直 子	有限会社 れんこん舎 代表取締役

（順不同。ただし、第5次芦屋市総合計画等アドバイザー設置要綱第3条内50音順）

(3) 開催日程

回	日時	議題
第1回	平成30年 9月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画等アドバイザーについて ・総合計画策定の進め方について ・芦屋市の現状について
第2回	平成31年 2月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体インタビューの取組について ・市民ワークショップ結果について ・基本構想・基本計画について

附属資料5 芦屋市総合計画等推進本部

(1) 芦屋市総合計画等推進本部設置要綱

平成28年2月8日

(設置)

第1条 芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）を策定し、総合計画等の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市総合計画等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画等の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 総合計画等に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会及びワーキングチーム)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討及び推進するために、専門部会及びワーキングチームを置くことができる。

2 専門部会の部会員は、本部長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、専門部会を主宰する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

7 専門部会は、推進本部から付託された事項について協議し、その結果を推進本部に報告する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総合計画等の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 部員構成

ア 推進本部

(令和3年4月1日現在)

役割	所属	氏名
委員長	市長	いとう まい
副委員長	副市長	佐藤 徳治
委員	教育長	福岡 憲助
	技監 兼 都市建設部参事(道路・公園担当部長)	西田 憲生
	企画部長	田中 徹
	総務部長	川原 智夏
	総務部参事(財務担当部長)	御手洗 裕己
	市民生活部長	森田 昭弘
	福祉部長	中山 裕雅
	こども・健康部長	岸田 太
	都市建設部長	辻 正彦
	会計管理者	稗田 康晴
	上下水道部長	阪元 靖司
	市立芦屋病院事務局長	上田 剛
	消防長	北村 修一
	教育委員会管理部長	本間 慶一
教育委員会学校教育部長	井岡 祥一	
教育委員会社会教育部長	中西 勉	

イ 専門部会

(令和3年4月1日現在)

部名		所属
企画部		市長室長, 企画部主幹(危機管理担当), 政策推進課長, マネジメント推進課長, 情報政策課長, 広報国際交流課長, 市民参画・協働推進室長
総務部		文書法制課長, 総務部主幹(法制担当), コンプライアンス推進室長, 人事課長, 総務部主幹(労務・給与担当), 用地管財課長, 契約検査課長, 財政課長, 課税課長, 債権管理課長
市民生活部		人権・男女共生課長, 市民生活部主幹(女性活躍支援担当), 市民課長, 地域経済振興課長, 保険課長, 上宮川文化センター長, 環境課長, 収集事業課長, 環境施設課長, 市民生活部主幹(環境施設担当)
福祉部		監査指導課長, 地域福祉課長, 福祉部主幹(社会福祉協議会担当), 福祉部主幹(地域共生推進担当), 福祉センター長, 生活援護課長, 障がい福祉課長, 高齢介護課長
こども・健康部		子育て推進課長, こども・健康部主幹(子育て支援担当), こども・健康部主幹(子ども家庭総合支援担当), こども・健康部主幹(子育て施設担当), こども・健康部主幹(施設整備担当), 健康課長, こども・健康部主幹(新型コロナウイルスワクチン接種事業担当)
都市建設部		道路・公園課長, 都市建設部主幹(道路・公園工事担当), 街路樹課長, 建設総務課長, 防災安全課長, 都市建設部主幹(防災対策担当), 都市建設部主幹(地域防災担当), 都市計画課長, 都市建設部主幹(まちづくり担当), 建築指導課長, 建築課長, 都市整備課長, 都市建設部主幹(整備推進担当), 都市建設部主幹(整備推進担当)
上下水道部		下水道課長, 下水処理場長, 水道管理課長, 水道業務課長, 水道工務課長
病院事務局		総務課長
消防本部		総務課長, 警防課長, 指令課長, 救急課長, 予防課長, 消防署長, 副署長, 高浜分署長
教育委員会	管理部	管理課長, 教職員課長, 管理部主幹(教職員人事担当)
	学校教育部	学校教育課長, 学校教育部主幹(学校教育指導担当), 学校教育部主幹(学校教育指導担当), 打出教育文化センター所長
	社会教育部	生涯学習課長, スポーツ推進課長, 青少年育成課長, 市民センター長・公民館長, 青少年愛護センター所長, 図書館長
委員会等		会計課長

(3) 開催日程

ア 総合計画推進本部

回	日時	議題
第1回	平成30年 5月7日(月)	・第5次芦屋市総合計画策定方針(素案)について
第2回	平成30年 6月8日(金)	・芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書について
第3回	令和元年 7月8日(月)	・将来人口推計について ・基本構想・基本計画(骨子)について
第4回	令和元年 9月30日(月)	・基本構想(素案)について ・基本計画(骨子)について
第5回	令和元年 11月20日(水)	・直近の策定状況と今後の予定 ・芦屋市創生総合戦略の延長について ・第4次総合計画の総括について ・基本構想(素案)の修正について ・基本計画(骨子)について
第6回	令和2年 1月14日(火)	・直近の策定状況と今後の予定 ・基本構想の修正について ・基本計画(素案)について
第7回	令和2年 2月10日(月)	・直近の策定状況と今後の予定 ・人口ビジョンの改訂について ・国及び兵庫県の第2期総合戦略について ・第2期総合戦略(骨子案)について
第8回	令和2年 4月27日(月)	・直近の総合計画の策定状況と今後の予定 ・第5次総合計画(基本構想・前期基本計画)の総合計画審議会意見について ・第2期総合戦略(素案)について
第9回	令和2年 10月12日(月)	・総合計画策定のスケジュール ・第5次総合計画(基本構想・前期基本計画), 第2期総合戦略(素案)について
第10回	令和3年 2月24日(水)	・パブリックコメント結果について ・総合計画策定のスケジュール
第11回	令和3年 5月10日(月)	・総合計画策定のスケジュール変更

イ 専門部会

回	日時	議題
第1回	平成31年 2月13日(金)～ 2月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会について ・今後の進め方(予定)について ・団体インタビュー結果について ・市民ワークショップ結果について ・基本構想・基本計画について
第2回	令和元年 5月17日(金), 5月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュールについて ・基本構想について ・基本計画について ・第4次総合計画の総括について
第3回	令和元年 12月16日(月)～ 令和2年 1月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策目標・基本施策・主な施策について ・指標について ・今後の施策評価・事務事業評価について ・次期総合戦略の体系について ・今後のスケジュールについて
第4回	令和2年 2月3日(月), 2月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsについて ・人口ビジョンの改訂について ・第2期総合戦略(骨子案)について ・今後のスケジュールについて

附属資料6 市民ワークショップ

(1) 開催概要

目的	総合計画策定に市民が直接参加することで、意見を計画づくりに反映するとともに、市民と行政の協働関係づくりを目的とする
参加者	市民 36 人 市職員 15 人
参加者募集方法	対象者：18 歳以上の市内在住・在勤・在学者で原則開催日の全てに参加できる方 周知方法：広報あしや、広報掲示板（市内 76 ヶ所）、ホームページ、チラシ（市内公共施設に配架）、SNS（Facebook 等） 応募方法：応募用紙に必要事項を記載の上、メール、郵送等により提出 応募期間：平成 30 年 7 月 13 日～8 月 10 日
実施方法	ワークショップ形式で意見を提出し、とりまとめる

(2) 開催日程

回	日時	参加者	テーマ
第 1 回	平成 30 年 10 月 21 日（日） 10：00～12：00	45 名 （市民 33 名，市職員 12 名）	芦屋ってどんなまち？ 好きなところ・気になるところ
第 2 回	平成 30 年 11 月 11 日（日） 10：00～12：00	40 名 （市民 27 名，市職員 13 名）	芦屋はどんなまちを目指せばよいだろう？ 10 の分野ごとに芦屋が目指す方向性を考える
第 3 回	平成 30 年 12 月 2 日（日） 10：00～12：00	42 名 （市民 29 名，市職員 13 名）	分野を横断する「あるべき姿」とは？
第 4 回	平成 30 年 12 月 15 日（土） 10：00～12：15	31 名 （市民 17 名，市職員 14 名）	「芦屋の将来像」を言葉にしていく
第 5 回	平成 31 年 1 月 19 日（土） 10：00～13：10	33 名 （市民 20 名，市職員 13 名）	将来像のワークショップ案をつくりあげる

(3) 検討成果

検討の結果、新たな総合計画に掲げる将来像の市民ワークショップ案を提案しました。

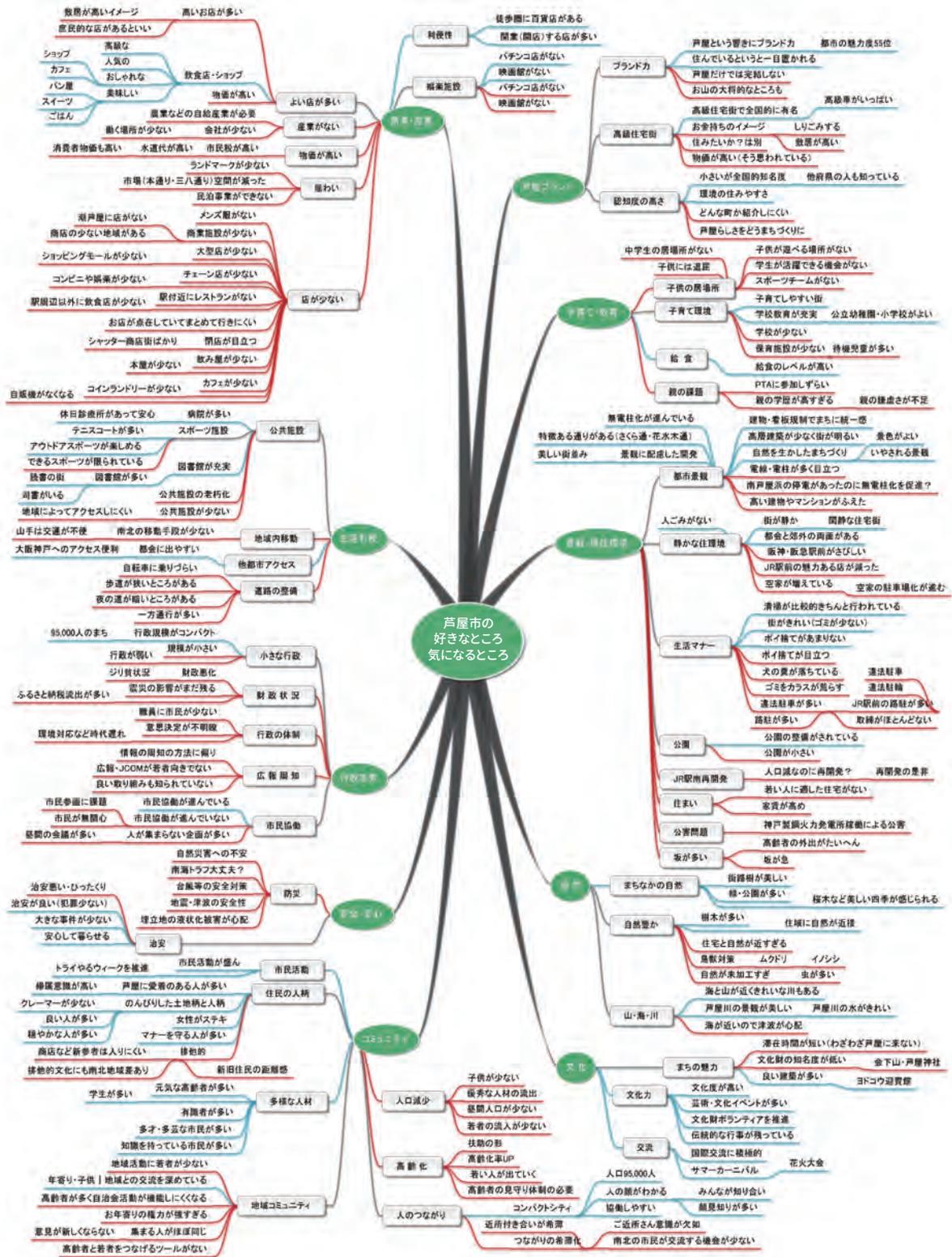
＜将来像＞
ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス
ASHIYA SMILE BASE
～みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち～

将来像に込められた想い

- ・ホームタウン ・よりどころ ・人の集まる場所
- ・ワクワク感 ・秘密基地 ・求心力 ・笑顔の素
- ・目新しさ ・インパクト ・情報発信 ・国際的
- ・芦屋生まれ・芦屋育ち・芦屋発



第1回ワークショップ「芦屋の好きなお店、気になるところ」



※同じ意見・似た意見は一つにまとめています。紙面編集の都合で一部文章を改変したところがあります。

資料：芦屋市総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果

附属資料7 活動団体インタビュー

目的	さまざまな分野のまちづくりに関わる団体から見た芦屋市のまちの魅力や問題、あり方等を把握し、計画策定の資料とする
方法	各団体を訪問し、インタビュー形式で意見を聞き、インタビュー集を作成
対象者	各分野で活動する28団体（総合計画審議会へ参加している団体は除く） 芦屋市PTA協議会、芦屋市青少年愛護委員会、芦屋市保育推進保護者会協議会、NPO法人さんびいす、子育て自主活動グループベビ☆パラ、芦屋市人権教育推進協議会、芦屋市民生児童委員協議会、芦屋障がい団体連合会、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会、NPO法人芦屋市体育協会、芦屋市レクリエーションスポーツ協会、芦屋建設業組合、兵庫県宅地建物取引業協会、芦屋警察署、芦屋市消防団、芦屋市自主防災会、まちづくり防犯グループ連絡協議会、芦屋青年会議所、NPO法人芦屋市国際交流協会、老人クラブ連合会、男女共同参画団体協議会、芦屋観光協会、芦屋神社、芦屋新世会、芦屋プロジェクト2010、芦屋森の会 2001 (順不同)
実施時期	平成30年10月～令和元年6月
ヒアリング項目	①現在の芦屋市はどんなまちだと感じていますか。 ②芦屋市の強み（自慢できる点、満足している点など）は何だと思えますか。 ③10年、20年後の芦屋は、どんなまちになっていればいいと思えますか。また、芦屋の理想の姿を、一言で表すとすれば。 ④芦屋市を魅力的なまちにするために必要な取組は何だと思われますか。

インタビュー集例



附属資料8 市職員ワーキング

(1) 開催概要

目的	時代の潮流を捉え、その変化に対応する今後のまちづくりの課題を抽出し、中堅（若手）職員の視点から見たこれからの芦屋の重点（優先）課題の検討を行うことを目的とするもの。
参加者	課長補佐級以下の職員 45 人
参加者募集方法	公募
方法	ワークショップ形式で意見を提出し、とりまとめる

職員ワーキング参加者

（令和元年7月1日現在）

所管部	所管課
企画部	（政策推進課）岡本 将太，（広報国際交流課）宮本 剛秀，（お困りです課）小杉 頼子，（市民参画課）御宿 弘士
総務部	（文書法制課）矢代 直也，（人事課）中島 匠，（用地管財課）北詰 真衣，（契約検査課）平井 和樹，（財政課）小山 慶子，（課税課）藤原 智佳，（債権管理課）伊藤 唯
市民生活部	（男女共同参画推進課）松丸 真奈，（市民課）森本 明日翔，（地域経済振興課）田中 良知，（保険課）鈴木 達哉，（環境課）西村 のぞみ，（収集事業課）神田 勇毅，（環境施設課）林 俊貴
福祉部	（監査指導課）松本 匡史，（地域福祉課）田尾 直裕，（生活援護課）大場 由裕，（障害福祉課）野田 実沙，（高齢介護課）井村 元泰
こども・健康部	（子育て推進課）中村 達也，（健康課）白子 友恵
都市建設部	（建設総務課）寺尾 祥吾，（公園緑地課）谷川 英治，（道路課）平野 耕次，（防災安全課）入山 和之，（都市計画課）小栗 隆弘，（建築指導課）五島 慶太，（建築課）井上 隆寛，（住宅課）福岡 慶起
上下水道部	（下水道課）中田 恭平，（下水処理場）谷川 千也
消防本部	（総務課）丸山 良平，（救急課）中田 伸吾
管理部	（管理課）阿部 純治，（教職員課）三崎 英誉
学校教育部	（学校教育課）森 洋樹，（打出教育文化センター）大林 亮
社会教育部	（生涯学習課）森山 由香里，（青少年育成課）上田 裕之，（市民センター）高橋 和稔，（図書館）石田 瑞希

(2) 開催日程

回	日時	テーマ
第1回	令和元年 7月12日	・ 総合計画，検討フレームなどの共有・グループ分け，グループ内進行担当を決定 ・ 検討を進めるための考え方，取り組み方を理解
第2回	令和元年 7月30日	・ 第5次総合計画の体系を確認 ・ 施策分野において行政で解決すべき課題や取組アイデアを検討
第3回	令和元年 8月16日	・ 課題解決に向けた施策の実施で重要な視点や方向性の抽出 ・ 検討分野間の意見でブラッシュアップ，施策ツリーをまとめる
第4回	令和元年 10月29日	・ 施策との関連性，有効性，把握容易性から指標を評価 ・ 評価の高い指標を指標案とする

附属資料9 原案へのパブリックコメント

意見募集期間	令和2年12月14日（月）から令和3年1月22日（金）まで
内容の閲覧場所	市ホームページ，市役所（南館2階政策推進課，北館1階行政情報コーナー），ラポルテ市民サービスコーナー，市民センター（公民館図書室），図書館本館，保健福祉センター，市民活動センター（リードあじや），潮芦屋交流センター
内容に対する意見の提出方法	政策推進課に持参，郵送，ファクス，Eメール，ホームページ上の意見募集専用フォーム，
意見提出件数	17人 46件
意見等の取扱い	意見を反映 3件 実施にあたり考慮 8件 原案に考慮済み 3件 説明・回答 32件

附属資料 10 芦屋市総合計画に関する規則

昭和44年2月20日

規則第3号

注 平成23年4月1日規則第3号から条文注記入る。

改正 昭和45年4月1日規則第7号

〔芦屋市事務分掌規則等の一部を改正する規則第3条による改正〕

昭和47年4月1日規則第15号

〔芦屋市の庁議に関する規則等の一部を改正する規則第2条による改正〕

昭和55年5月2日規則第9号

〔芦屋市交通安全対策委員会に関する規則等の一部を改正する規則第3条による改正〕

平成11年4月1日規則第20号

平成11年9月24日規則第39号

平成23年4月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市行政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものをいう。

(平23規則3・全改)

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、基本施策を重点的に推進することにより計画的かつ効果的な行政を確立し、行政の各部門が有機的な連携を保ちつつ総合的な成果をあげるように策定しなければならない。

(平23規則3・全改)

(基本構想及び基本計画の期間)

第4条 基本構想の期間は、10年とする。

2 基本計画の期間は、前期5年、後期5年とする。

(平23規則3・全改)

(基本構想及び基本計画の策定)

第5条 基本構想及び基本計画は、総合計画に関する事務を所管する部長（以下「総合計画担当部長」という。）が各部長（これに相当する職を含む。以下同じ。）と調整の上、原案を作成し、市長が決定する。

2 基本構想及び基本計画の原案作成に当たっては、市民及び一般職員等の参加に努めるものとする。

(平23規則3・全改)

(実施計画の期間)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、1年を経過するごとに検討を加え、さらに3年間の計画として策定するものとする。

(平23規則3・全改)

(実施計画の策定)

第7条 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するため、各部長が作成した計画を、総合計画担当部長が調整して原案を作成し、市長が決定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前条の規定により策定するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたととき。

(平23規則3・全改)

(総合計画審議会への諮問)

第8条 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとする場合においては、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市総合計画審議会に諮問するものとする。

(平23規則3・全改)

(計画の調整等)

第9条 総合計画に関する事務を所管する課長(以下「総合計画担当課長」という。)は、総合計画に関し必要があると認めたときは関係課長(これに相当する職を含む。以下同じ。)を招集し、会議を開くことができる。

(平23規則3・全改)

(計画の実施)

第10条 総合計画に定められた施策は、これを実現するように努めなければならない。

2 各部長は、総合計画の実施に当たり、必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、事業が円滑に行われるよう図らなければならない。

3 各課長は、上司を補佐し、所管事項に係る総合計画についての事務を処理しなければならない。

(平23規則3・全改)

(計画の進行管理)

第11条 総合計画担当部長は、別に定めるところにより、各部長から計画の進行状況について取りまとめ、市長に報告しなければならない。

2 各課長は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料を作成したときは、総合計画担当課長に送付するものとする。

(平23規則3・全改)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年5月2日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成11年4月1日規則第20号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月24日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附属資料 11 まち・ひと・しごと創生法（抜粋）

平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（基本理念）

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体を実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

附属資料 12 芦屋国際住宅文化都市建設法

改正 昭和43年6月15日法律第101号

〔都市計画法施行法30条による改正〕

平成11年12月22日法律第160号

〔中央省庁等改革関係法施行法1055条による改正〕

(目的)

第1条 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第2条 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画（以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業（以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。）は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第3条 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市が執行する。

2 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第4条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第1条の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、この事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第5条 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第6条 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも6箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第7条 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第95条の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

附 則（昭和43年6月15日法律第101号）

この法律（中略）は、新法の施行の日（昭和44年6月14日）から施行する。（後略）

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

この法律（中略）は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

第5次芦屋市総合計画

発行日 令和3年（2021年）9月

発行 兵庫県芦屋市企画部政策推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

